

第七回 参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和二十五年三月七日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

(内閣送付)

○富税税法(内閣送付)

(内閣送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

(内閣送付)

午前十時三十一分開会

○理事(黒田繁雄君) これより大蔵委員会公聴会を開会いたします。

先ず公聴人のお方々にお礼を申し上げます。たいと思ひますが、本日は所得税法の改正その他に關する御意見を伺ひたいと思ひます。御多忙の中を御繰合せ下さいまして御出席賜ひましたことを厚くお礼を申し上げます。

申上げるまでもなく本委員会におきましては、只今付託されております所得税法の改正その他各種の国税に關する御意見を伺ひたいと思ひます。十分の時間を要するが、皆様の御意見を伺ひたいと思ひます。つきましては、どうぞ皆様も十分に、これに對します御意見を述べ下さい。これを御願ひ申上げるのであります。ただ多数のお

方の御意見を伺ひますので、又時間が少いのであります。甚だ恐縮であります。大体お一人については三十分を所要時間としておりますので、お述べになりますのは、どうぞ二十分以内ぐらゐに御願ひして、尙委員の中から御質問がありましたならば、お答えを願ひたいと存する次第であります。一言御挨拶を申し上げます。

それでは先ず東京大学の助教授の内力君に御願ひを申し上げます。

○公聴人(大内力君) 私は大内であります。私は農業問題を専門にしております。今日も特に農民の側から見た場合に、この所得税法、その他の税法がどういふ關係にあるかということを中心としてお話ししたいと思います。これは所得税法が一番問題でございます。外、他の税法のことは一応抜きにして、所得税法についてだけ二、三の問題を申上げたい、こういうふうに思ひかけてあります。

御承知の通り農村の所得税の負担といふものは戦後非常に重要な問題になりました。そしてそれが農家の経済を非常に圧迫してゐるということが最近におけるいふやうな農業恐慌といふやうな現象が起る一つの重大な原因になつてゐる。そして従来この所得税法におきましては、我々が見るところではいろいろ農民にとつて不合理な点、或いは不利な点といふものが数多くあつたと思ひます。そこで今度の

所得税法の改正に際しまして、そういう農民にとつて非常に不合理であり、不利であるといふ点を、成るべく合理的なものとして頂きたいといふふうに考へるわけでありまして、ここに出ております政府の原案といふものを拜見いたしますと、まだその点において非常に不十分であるという印象を私は受けたわけでありまして。

そこで、どういふ点が不十分であるかといふことについて簡単に申し上げたいと思ひます。先ず原則的なことを申し上げます。この従来のものであります。これは、この法律案の第八條の四といふところに、これは九頁ですが「商業、工業、農業、水産業、医業、著述業その他の事業」云々といふことで、こういうふうに一括されて農業が入つてゐるわけでありまして、その点でつまり農業所得は事業所得として取扱はれてゐるわけでありまして、私は日本の農業の場合は農業所得を事業所得として取扱ふことが正しかどうかといふことに大いに疑問を持つてゐる。成る程この形の上から申しますと日本の農業は、或いは日本の農民は、今日では大部分が自分自身の土地を持つてゐる。それから自分自身の農具や家畜や、その他の生産手段を持つてゐる。自分自身で農業という營業をやつてゐるという意味においては、形の上では成る程事業といふふうには考へられます。併し今日の農産物価格の條件から申しますと、一切この農民が得てゐる所得といふもののの中には、土地の地代部分とか、或いはその他の彼の持つてゐる資本の利潤部分といふものは殆んど全く存在してゐないといふふうに申してよろしいと思ひます。その証拠には先ず昭和二十三年に農林省で発表しております農家生計調査というものを御覧下さい。一町五反までを經營する農家はすでに家計全体が、経済全体が赤字を出してゐる。そして赤字を出すという意味は農業からの所得で以ては、彼のの家計費を賄ふことができないといふことを意味してゐる。而もその家計費と申しますのは、物価指数で以て、これを戦前の水準に直してみますれば、大体戦前の同等の農家の四〇%ぐらゐの家計費にしか相当しない。戦前でさえ農民の生活程度といふものは非常に低いと言われてゐるのに、戦後は更に四〇%ぐらゐに下つてゐる農民の家計といふものが如何に低いのか、つまり最低生活といふ以下であるといふふうに申していいと思ひます。ところが、而も今日の農業の所得といふものはその最低生活さえ賄ふないで、尙且つ赤字が出るという状態に置かれてゐるわけでありまして、そういう事實を我々が認めるならば、農業所得といふものを事業とみなすことは到底に即しない。むしろ農業所得といふものは農民が働いた結果得られた彼自身の勞賃に過ぎない。或いは勞賃さえも全部は彼に與へられてゐない程度であるといふふうに我々は考へてゐる。そういう意味では私は所得税法においては、農業所得は勤勞所得と同等に扱ふといふことを建前とすべきであるといふふうに考へるわけでありまして、その点からこの所得税法を見ますならば、先ず第一に問題になりますことは農業所得についてはいふゆる勤勞控除といふものがなく、いふゆる勤勞所得にのみ認められてゐる。そして、そうして農業所得にはこれが認められてゐないわけでありまして、今申しましたやうな意味から、農業所得を一種の勤勞所得であるとみなすならば、当然これに勤勞控除を認めなければならぬといふことが第一の点であります。

それから第二に考へられますことは、農家の家族従業者の扱い方でございます。これは従来この所得税法では基礎控除といふものは、農家の場合には世帯主一人にのみ基礎控除を認められてゐる。家族従業者は大体において扶養家族に入らないといふ原則であつたのであります。今度の所得税法の改正におきましては、家族従業者を扶養家族と認めて、そうして家族従業者一人について一万二千円の扶養控除を認める、こういう制度になつております。併し日本の農業におきましては、世帯主ばかりでなく家族の中の働ける者全部が働いて、その結果、前に申し

だ結果得られた彼自身の勞賃に過ぎない。或いは勞賃さえも全部は彼に與へられてゐない程度であるといふふうに我々は考へてゐる。そういう意味では私は所得税法においては、農業所得は勤勞所得と同等に扱ふといふことを建前とすべきであるといふふうに考へるわけでありまして、その点からこの所得税法を見ますならば、先ず第一に問題になりますことは農業所得についてはいふゆる勤勞控除といふものがなく、いふゆる勤勞所得にのみ認められてゐる。そして、そうして農業所得にはこれが認められてゐないわけでありまして、今申しましたやうな意味から、農業所得を一種の勤勞所得であるとみなすならば、当然これに勤勞控除を認めなければならぬといふことが第一の点であります。

それから第二に考へられますことは、農家の家族従業者の扱い方でございます。これは従来この所得税法では基礎控除といふものは、農家の場合には世帯主一人にのみ基礎控除を認められてゐる。家族従業者は大体において扶養家族に入らないといふ原則であつたのであります。今度の所得税法の改正におきましては、家族従業者を扶養家族と認めて、そうして家族従業者一人について一万二千円の扶養控除を認める、こういう制度になつております。併し日本の農業におきましては、世帯主ばかりでなく家族の中の働ける者全部が働いて、その結果、前に申し

ましたように家計費にも足りない程の小さな所得を算しているということであるわけでありまして、従つてむしろ日本の農業の所得というものはそういう家族が皆働いた結果の勤労所得の合計であるというふうに考へる方が正しいのではないかと私は思ふのであります。そういう立場から申しますならば、家族従業者というのに対しても、扶養控除を認めるのではなくて、むしろ基礎控除を認める。労働者の場合には、同一家族において二人の勤労所得者がありまして、一人々々について基礎控除が認められるわけでありまして、それと同じ扱いをいたしまして、農民の場合にも世帯主ばかりでなく、家族従業者一人々々について二万五千円の基礎控除を認めるべきであるといふふうに私は考へるものであります。ただその場合に家族従業者という範囲をどこにとるかというところは、相當むづかしい問題が残つておりますが、大体いへば計算からいたしまして、一年間の中に百五十日以上農業に従事する者というものを家族従業者とみなすということが、大体日本の農業の状況に即した妥当な点ではないかといふふうに私は考へますから、従つてそれ以上の者に対しては基礎控除を一人一人について認めるというふうにして頂いた方が適當ではないかというふうに考へるのであります。

それから第三の点は税率の問題、つまりこの改正法で申しますと十三條の税率の問題であります、この税率は大体の考へ方といたしまして、十万円以下の所得者というものに割合税率が従来よりも軽くなる。それから五十万

円を超える所得者というののに対して、従来に比べますと非常に税率が軽くなりまして、併し十万円と五十万円の間に中間の階級におきましては、それ程税率が従来と変わらないという扱いを受けておるといふふうに考へられるのであります。ところで、日本の農家の所得が大体どのくらいの水準にあるかというところは、まだ正確に推定する資料が発表されておられません、昭和二十三年の例で申しますならば、五反未満の農家の所得というものは八万円から一町未満、五反から一町の間の農家の所得が九万円余り、それから一町から一町五反において十万円を超える、大体そのくらいの見当であります。ところで昭和二十三年よりは二十四年、二十五年の方が米価も上つておりますし、又一般の物価水準が可なり上つております。そこで恐らくは昭和二十五年におきましては農家の所得といふものは、名目的に申しますれば、少くとも一町から一町を超える農家といふものにおきましては、必ず十万円を超える、それから恐らく大部分の農家は、五反から一町の間の農家でも所得は十万円を超えるのではないかといふふうに推定されるわけでありまして、そういたしますと、割合に今度の改正によつて税率が変らないといふところに日本の農家の非常に多くのものが含まれて来ます。そういう意味で、この税率にしてももう少し上の方まで、例えば十五万円なり二十万円なりの間というものをもう少し税率を軽くするといふ方法を考へる必要がありはしないかというふうに考へます。でそ

れからもう一つ、これは税率の問題として扱ふべきか、或いは一種の控除の問題として扱ふべきか、そこは私にはつきり分りませんが、農民の場合にはこういう問題があるわけでありまして、つまり御承知の通り日本の農家におきましては、まだ貨幣化しない部分、いわゆる自然経済の部分といふものが相當存在しておるわけでありまして、例えば自分の家で消費する飯米とか、或いは自給肥料というようなものは貨幣化しない。つまり自分の家で自給自足をしておるわけでありまして、それが、まあどのくらい、農家の経済全体としてどのくらいの割合になるかというところは非常に計算がむづかしい問題でございますが、まあ大ざっぱに申しまして、大体四割は自給自足の部分であり、六割は現金化しておるくらいに見当を付けて誤らないといふふうに私は考へるものであります。ところで現在の所得税におきまして、又今度の所得税におきまして、そういう現物部分までが全部評価されて、そうしてそれが農家の所得とみなされる、そしてそれに対して税率がかける、基礎控除などがありますが、この税率がかける、こういうことになりまして、ところが農家の方から申しますと、そういうふうにしてかけられた税金といふものは無論現金で納めなければならぬといふことであります、従つて農家の経済全体として、こういう所得税を負担しても必ずしも赤字にならないといふ場合でありまして、農家の現金部分としての計算から申しますと、税金を拂つて非常に赤字になるということがあり得るわけであ

ります。そういう場合には農家としてはたとえ全体の経済として赤字であるといつたとしても、やはり税金を拂つたためには借金をしなければならぬといふことになりまして、そうしてそれが農家の経済に対する一つの圧迫になるわけでありまして、又税率の方から申しますと、たとえそれが赤字にならないといつたとしても、農家の経済全体として例えば所得税の負担が二〇%なら二〇%といつたとしても、現金部分だけで計算いたしますと、三〇%になり或いは三五%くらいになるということになりまして、非常に過重負担になるという傾向を持つわけでありまして、そういうふうにつまり経済が全部現金化してないといふ農家の経済の実態を考へますならば、農家に対する所得税といふものは、普通の全部の経済が現金化しておる者より、多少税率を軽くするとか、或いは税率が軽くできないならば、農民に対しては例えば農業控除といふような制度を認めて特殊の控除を付けて、それによつて租税負担が過重になることを防ぐ必要がある。そうしないといふと、たとえ全体としての負担率が他の階級と公平であるといつたとしても、それにも拘わらず農民はやはり借金をして没落せざるを得ないといふ状態に置かれる危険性が非常にあります。そういうことを私は考へるわけでありまして、そういう意味で、この税率を軽くするか或いは農業控除というふうな新しい考へ方を導入されるかといふことを、一つ御研究頂きたいといふふうに考へる次第であります。それが第三の点であります。

それから第四の点は、これは多少細かい技術的な問題になりますが、この申告の予定申告及び確定申告の時期の問題であります。で、今度の改正におきましては従来より農業の取扱が變つておりました、多少合理的になつておると思ふのでありますが、最初の七月の農業予定申告というものは私は合理的だと思ひますが、その次の十一月の農業予定申告というものは私はもう少し後へ延ばした方がいんじやないか、せめて十二月にこれを移して頂いた方が農家としては楽ではないかというふうに考へるのであります。と申しますのは、十一月と申しますならばまだ米の收穫中でありまして、農家にとつては最も忙しいときで、それが行われていないときでありますから、十分に所得というものが分らない、そういう意味で十二月になれば大体農閑期になりまして、農家としてゆつくり申告もできるといふ時期でありますから、この十一月を十二月に移して頂きたいということが必要ではないかというふうに考へるのであります。

それから次の確定申告の二月提出といふのも、これは農家にとつては多少無理ではないかと思ふのであります。と申しますのは、二月にはまだ供出が全部完了しておりませんし、況んやその供出代金といふものはまだ農家に入つていない。そこで二月に納税をするといふことは農家の経済にとつては相當苦痛であると思ふのであります。そこで、これでもできますならば、これは明会計年度の關係もありまして、殊に困難だと思ふのでありますが、できます

ならば二月を三月に移して頂きたいというところが農家にとつては楽であるというふうに考えられるのであります。それが第四であります。

最後にもう一つ申し上げたいことは、これは所得税の問題というよりは、むしろ税務署の取扱の問題になると思うのであります。例の青色申告制度というものが所得税法の改正の中に導き入れられておるわけです。併し実際問題といたしまして、日本の農家において従来も簿記をやつておりました、記帳をやつておりました農家というものは、全体の農家の一割にも満たないという統計が出ておるくらいです。そしてその青色申告制度を、例えば法律的に取入れたとしたとしても、実際問題として日本の農家のどのくらいのもが青色申告を出すことに十分な程の記帳をなし得るかと思し、私は日本の農家の現状においては非常に少ないものであらうというふうに考えるわけであり、そこで大部分の農家におきましては、やはり青色申告によらない普通の申告しか行えないのではないかと、このように考えられるのであります。その場合の査定なり、確定、更生決定なりを税務署が如何に扱うかというところは相当重大な問題だと思ふのです。率直に申しますならば、今までの税務署の反当所得標準というもののによる所得の査定、それに基く更正決定というものが非常に過重であつた、非常に水増しされておつたというふうには私は考えますし、それは幾つか発表されております調査によつてもそれは明らかにされておるのであります。シャープ勧告はそういう標準によつ

て査定することはよろしくないから、もつと正確な、生産量とか供出とかそういう正確な資料に基いて確定申告をすべきであるということが書かれておりますが、ただ実際問題として、そういうことを税務署がどこまで親切にやつて呉れるかということが相当疑問の余地が残つておるのではないかと、このように考えられるのであります。そこでそれをどういうふうな法律の中に持ち込むべきであるか、或いは法律で規定するのでなくして国会の附帯決議のようなもので解決すべきであるか、そういう技術的なことは私は分りません。とにかく税務署の扱い方が従来のような一方的な、いわば税務署が勝手に水増しをして決めるというふうなことでなく、もつと合理的な基礎に基いたはつきりした形で決定するというふうなことを十分に考えて頂きたいというところが第五の要請であります。

それからもう一つついでに附加えて置きますと、これも税法の問題であるか、それとも扱い方の問題であるか、私にははつきり分らないのであります。が、税法で申しますならば、第八條の先程申しました四号というものが問題になるわけであり、総収入金額から必要な経費を控除した金額というものが出ております。九頁の最後から三行目から二行目にかけてであります。が、この総収入金額というものが従来でも非常に農業の場合は曖昧であつたわけであり、従来も税務署の取扱で申しますと、総収入金額というものが、農家の收穫物のあつたときを以て収入のときとみなすと

いう扱いをしていたようであり、つまり例えば十一月から十一月に米が八十俵なら八十俵獲れますと、八十俵分がそのときの農家の所得であるという考え方をしておいたわけであり、併しこの考え方は少しおかしいのじゃないか。たゞ收穫物はあつてもそれが貨幣化しない、或いは農家自身が消費しないうちはまだ所得になつていないのであります。收穫物が売られて貨幣化するか、或いは農家自身が消費したときに初めて所得として実現されたと言えるのではないかと、このように考へられます。そういういたしますと従来問題となつております米の供出代金というものの大部分が翌年の一月か二月頃に延びるわけであり、又農家の飯米の消費というものが翌年の十月頃までずつと続くわけであり、そういう翌年度に実現されるべき所得を、従来の取扱では前年度の收穫のあつたときの所得とみなして税をかけたというわけであり、農家の所得で見ますと、まだ金が入らないうちに税金を取られるということ、非常に不合理ではないかと考えられます。で、その点ももう少し合理的にいたしまして、実際の収入というものは、農産物が売られたとき、或いは農家が消費したときに収入のあつたときとみなすように税法のどこかに明記して頂きたいと考へるわけであり、その外まだ細かい問題が幾つか拾へばござい

ます。時間が限られていて、以上でございますから、大体私の氣付いた点の主なことだけを申し上げて、以上でございます。

○理事(黒田英雄君) 御質問があまりま

すれば簡単に一つお願いしたいのです。御質問がないようであり、次は東京商工指導所長の中西寅雄君にお願いいたします。大体二十分くらいで一つ済むように要点をよくお話願ひたいと思ひます。

○公述人(中西寅雄君) 国税の方にございまして、もう各方面で長い間論議が盡されておりました、一般的な点は皆様方も十分御存じのことであらうと思ひますが、私は本日は比較的まだ一般に論じられていない点について申し上げて見たいと思ひます。先ず第一に、これは或いは税法そのものの問題か、或いは運営の問題になるか、はつきりいへる／＼のことに關係があることであり、税務の合計と企業の会計制度の調和或いは一致ということについて一つ申し上げたいのでござい

ます。第二の問題は、資産再評価に關する問題でござい。第三の点は、中小企業の青色申告制に關する問題でござい。先ず第一に税務会計と企業会計との關係の問題でござい、シャープ勧告を見ますと、一般に事業において公正妥當と認められておるところの会計処理の方法、いわゆる一般に会計原則と言われるところのものが税法に非常

に法におきまして、減価償却の方法につきまして、これらのものをいづれを採用してもいい、ただこれを変更するときには一度決めたものは永くこれを守るべきであつて、変更するときには税務當局の方の許可を得なくちゃならん、或いは又棚下し資産の評価につきましても同じような／＼の方法があります。これらの方法のいづれを採用しても差支がない。併しながらそれを變更する場合におきましてはこれを税務の方の許可を得なくちゃならん。これは会計原則にいうところの継続性の原則ということの適用であります。こ

ういふ点において今度の税制には非常に進歩した点があるように思ふのでござい。或いは又従来とかくの問題がござい、また貸倒引当金を認めるかどうかというふうな点につきましても、今度の税制においては一定の限度において貸倒引当金を認める、こ

ういふ点も従来の税法の考え方と違ひまして、会計原則にいう安全性の原則というものを採用しておるといふふうな点において、今度の税制においてはこ

う場合において、税法ではただ総益金から総損金を差引いたものに過ぎないものであるという規定を規定してあるだけでありまして、後はすべて通牒に譲られておたうに思ふのでございませう。そうしてその通牒は税務当局と極く一部の税務代理士の人達が知つておるものだけであつて、国民一般は何らその内容がどういふものであるかという事は知らないわけでありませう。そうして企業の方におきましては企業の方面において一般に公正安当と認められるところの方法に従つて、従つて又一般に経済界において所得と認められておるものを計算したところで、それがその通牒に反しておるような場合におきましては、それが否認される、こういうふうな問題が非常にあつたわけでありませう。又所得税の方におきましては所得税の所得とは何かという点につきましては、単に収入金額から必要経費を差引いたということとを規定しておるだけでありまして、必要経費とは何かという事は全く税務当局の裁量に俟つというふうな事になつておるようでありませう。これらの点につきまして或る一つの考え方から言へば、企業の会計のいうところの所得というものと、それら税にいうところの所得というものは目的が違ふから、その内容も違つても差支がないのだという一つの意見もございませうが、併し企業会計のいうところの所得というものでありまして、單に当該企業の主観的な考え方によつて決定されるものではなくして、やはり社会的に公正安当として一般に所得として認めらるべきものを計算しておるの

でありまして、この点はやはり税務の方でもそれを認めて、そうしてそれに税を課して行くという事にするものが、これがやはり正しい行き方ではないかと思ふのでございませう。イギリスにおきましては税務会計の方の所得と又企業会計における所得との間に何らの背馳がない。又アメリカにおいても多少異なるところはありますが、原則的なところは何ら異なつておるところがない。然るに我が国において非常な違ふところがあるように思ひます。何とかしてこれを一致するように省令等において所得といつたものの内容を規定して頂く、又規定する場合においてその点を十分に考慮して頂きたいと思ふのでございませう。

一、この問題を申上げますと、今日事業界において法人税において最も問題になつておりますのは修繕費の取扱の問題でございませう。或る修繕に使つたところのものを修繕費と認めるか、或いは又改良費としてこれを資産の増加として認めるかという事が非常に大きな問題になつておるわけにございませう。今日のやうな場合においては、できるだけ修繕といふことによつて設備を改良して行くことが経済上止むを得ないことになつております。従つて修繕費といふものは相当多額の金額になつておるのでございませう。この場合この修繕費といふものを改良費として認めるか、いわゆる資本的支出として認めるか、或いは又これを損金として認めるかという事は所得の計算にとつて非常に大きな問題になるだらうと思ふのでございませう。省令の方におきましては、修繕の場合におきま

ても費用が耐用命数を増加せしめる、或いは資産の価値を増加せしめる、或いは資産の能率を増加せしめるというやうな場合においては、これは修繕費ではなくして改良費として認めるというふうな規定として考へておるが、成程これは理論的には非常に正しき程のこととてございませうが、現実の問題になりまして税務当局がそれを如何に認定するかという事になりますと非常にむづかしい問題が生ずるだらうと思ふのでございませう。例えば一つのプラントといふものの一部分を替へた場合に、その部分だけを取つて見ますれば、これは非常に耐用命数は延びたかも知れないが、プラント全体を考えた場合には何らそのプラント全体の壽命、命数を増加した事にはならない。こういうたふうな場合においてはそれをどういふふうに取り扱ふかということ、これはそれ／＼の業界におけるところの一つの構成におけるところの会計の觀念、会計原則によつて決定すべきところのものではないかと思ふ。これを單に法律の末節にこだわつてこたわるという事は却つて目的を逸するやうになるのではないか、或いは又修繕の場合におきまして修繕引当金の制度といふふのが問題になるだらうと思ひます。化学工業のやうに一時に多額の修繕費を要する場合においては年々その修繕の引当のために利益の一部を積立てて行かなければならぬ。これは長い眼から見れば損金に属すべきところのものであるというふうに一般の会計においては考へるという場合におきまして、こ

うものを損金として認めるかというふうなことも、これは一つ今度の税法の改革におきまして是非考へて貰わなければならぬ問題ではないかというふうに考へます。

又法人税と個人の所得税とを見ますと、その所得という場合において非常に内容の違つた点があるように思ふのでございませう。勿論個人の事業といふものを事業として見ないで、家計として見るというやうな場合においては違つて来ることは当然であります。一方において現在の税法の建前から見ますと、個人の事業の場合においても事業と家計を厳密に区別するという事になつておりますならば、個人の事業も法人の事業と同じやうに企業或いは事業として取扱ふなければならぬのではないかと、こゝなつて参りますと所得の内容がそう異なるべき性質のものではないか、これはないか、然るに現在の個人の所得の場合におきましては評価損といふやうなものしか認められない。或いは徹底したところの原価主義を個人所得の計算においては採つておりまして、棚卸資産の評価損といふことが認められない。或いは財産の売却損といふたふうのものは、これは事業の損或いは利益として財産の売却損益といふものを認めない。或いは法人税においては寄附金が或る程度認められておるに拘わらず個人の所得税においては認められない。こゝいつたふうないろ／＼の食違ひがあるやうに考へるのでございませう。それから又所得を計算する場合において、その各期間の所得をどういふふうに計算するかという問題につきまして現在の所得税法とい

ものは、非常に厳格なところの発生主義といふものを採つておるやうに考へるのでございませう。そこで先の方もお話しになつたやうに、例えば農家の所得を計算するという場合においても農家の収益といふものは、農家の作物ができたときにおいてその収益が発生したものである。或いはその費用といふものはその期間的な配分といふことから見ると、妻なんか、或いは豚なんかが生長の途中にあるものは仕掛品として仕掛の計算をするといつたやうの非常に発生主義といふことに徹底して、そうしてそれを非常に窮屈に解して細かにいゝやうな計算を要求し、それに従つて所得を決定するといふやうなやり方になつておるやうに思ふのでございませう。

そういう意味におきまして、個人所得税の計算、農家の所得税の計算といつたふうなものが非常に複雑性を帯びて来ておる。青色申告においてできるだけ帳簿組織を簡単にしようとしても現在の税法がある限りにおいてどうしてない。こゝいつた羽目になつておるのでございまして、こゝいつた点はもう少し会計の常識といふやうなことを考へて一般に妥當と考へられておるところの会計の処理の方法に従つて所得を計算するといふことを考へて頂かなければならぬのではないかと。又こゝで附加価値税の計算方法がどういふやうになるか分りませんが、附加価値税においては收支の計算といつたやうな計算方法を採つておる。片方において所得税、或いは法人税においては損益計算主義といふか、発生主義の計算主義

を採つておる。こういうふうになつて参りますと、大きな企業におきましても二重の計算制度をやらなければならぬ。同じ目的の、結局附加価値という利益を算出する一つの要素になるのでありますからして、両方が背馳すべからざるものであるのに計算方法が異なるのである。そういつたふうにいふ計算方法が複雑であるとか、或いは又いふ／＼な計算方法を要求するといふふうな事になつて参りますと、もう正確なる所得を計算するといふことは却つて困難になるのではない。計算方法を比較的簡單にして、少し大體であるが、大體の所得をば概むといふことの方が、むしろ負担の公平といふことを余りに強く考へ過ぎまして、そうして細かい計算をして却つて所得の計算を混亂せしめるというふうなこともよゝいふ点によいのではない。か。こういうふうな点につきまして、どうしてもやはり商法なり、或いは又一般の会計原則、証券取引委員会なんかにおいて認められたところの、認められるであろうところの会計原則と、税の方の計算の方法といふものを調和して企業としては一本の計算をやつて行けるように是非して頂きたいというふうに考へるのであります。

第二の点は、資産再評価の問題でございますが、シャウプ勧告の場合において、資産再評価の目的といふものはインフレーションによるところの資産の食潰し、名目的な利益といふものを排除して、真の利益をば算出するようにするために資産の再評価をするといふのが一つの大きな目的になつております。そしてシャウプ勧告にも言つておるように、ここで新しい貨幣水準に従つて評価替えをして行く。そこで新らしい出発点において皆が共通の会計の基準に従つて計算をやつて行く。それによつて初めて事業の自由競争が効果があり、税の負担の公平といふことも得られるのだといふことを申されております。そこでそういう意味においてシャウプ勧告におきましては、この資産の再評価といふものは任意ではなくして強制的といふことになつております。併しこれが一般の実業界方面において非常なところの反対を起した結果、これが譲渡所あつてよい。又そのやるとするまいと任意でよい。或いは最高限以内ならどこの点でやうと事業者の自由であるといふふうには決められたようでありまして、このことは何故実業界の方で、そういうふうには資産再評価の強制といふことについて反対があつたかといふと、資産再評価そのものに對する決して反対ではないのであつて、この資産再評価によつて生じて来るところの評価差益といふものは、これは何ら利益といふものを現わすものではない。單に計算上の、修正したところの名目的なものに外ならない。これに對して非常に高い税金を課せられるからして、こういうふうな高い税金が課せられると、この税を拂うためには事業の規模を縮小する以外にない。こういう点から非常にこの資産再評価に對して一部の実業界において反対があつたように思ふのであります。又同時にこれとの関連において固定資産税という地方税といふことを考へますれば、資産再評価をした場合において、最初の年度

等においては土地家屋等は別といたしましても、資産再評価したその価額に固定資産税といふものが事実上課せられることになるのではない。か。こういうふうな場合におきましては資産再評価税以外に固定資産税も多額に負担しなければならぬ。こういう危険から資産再評価といふことを我々があれ程熱望していた資産再評価に對して反対を唱へることになつたのではないかと思ふのでございます。併しながらこれを任意にするといふことは、これは資産再評価の目的そのものを日本経済の立場から見まして、これを失つてしまつておるのではないかといふふうに考へます。問題はむしろ資産再評価を任意にするかどうかといふ点よりも、できるだけ多数の人に資産再評価をして企業の基礎を健全にして貰う、その代りにそれが実業界のなし得るようには資産再評価差益といふものに對してできるだけ税を課さない、理論的にいふならば何ら税金を課すべき性質のものではないのでありますから、いふ／＼な関係からして止むを得ず税を課するとしても、二％ぐらいの税を課するのが妥当な点ではないか。現在の六％の税を二％に引下げたところで、多数の者がそれに従つて喜んで資産再評価をするといふことになるならば、四百五十億の税収入を得るといふことは決してむずかしいことではない。そこで税率はできるだけ下げ、そしてできるだけ多数の者が資産再評価をなし得るやうなふうには資産再評価といふものの立法をいたして頂きたいといふのがこれは私達の願望でございます。

もう一つここで明らかにして置いて頂きたい問題は、この資産再評価といふものは、差額といふものは決して利益の性質を持つたものではない。これに税金を課するのは別の理由から、財産税的な性質の形で課するに外ならないのだ。ところでこの資産再評価差額といふものは数年間一つの積立金の形で留保されておりました。約四分の三はその後において株式なり、利益配当といふ形でこれを処理することができようになつております。この場合においてこの税務の上においてこの資産再評価の差額といふものを何と解釈するか、これを利益と解釈するか、或いは又そうでないところの資本の剰余と解釈するかといふことの資本の剰余によつてこれを積立金に、この積立金を切崩す場合において、それに課税をするかしないかといふ問題が將來起つて来る、必ず起つて来るのではないかといふふうには考へる。そこでこの点をばつきりするために、この資産再評価の差額といふものは何ら通常の意味におけるところの評価差益といふものとは全然性質の異なるものであるといふことをばつきり現わして置くことが必要じゃないかといふふうに考へられます。

第三の問題は、青色申告制度の問題でございますが、この青色申告制度は、税務行政の運営において画期的なことであります。昨年来税務当局と中小企業の業者の間においての税のいさかいがあつた場合におきまして、税務当局が割当課税をするとか、外形標準によつて税を課するとか、或いは又標準率を余りにも機械的に適用して実情に即しない、上から天下りの税を課するといふふうなことが言われ、これに對して業者の方も、むしろこういうふうによられるのであつたならば、帳面をつけてその帳面によつてはつきりと税を決めて貰う方がよいといふやうな氣運が非常に高まつて来たわけでありまして、こういうふうなときにおきまして、このシャウプ勧告に従つて、今度青色申告によつて帳面を基礎として税を決めるといふことをされたことは、これは非常に今後日本の税務行政を合理化するといふ点において喜ばしいことであるといふのであります。併しながらこの青色申告をやつて行くといふことのために、現在の税法が非常に複雑でございますからして、それに適應するために帳面をつけるといふことになれば、相當にこれは帳面もむづかしくならざるを得ないといふ一つの悩みがあるのではないかと考へて同時に今の、今度の青色申告の基礎となる帳簿といふものは十二月の十五日の大蔵省令によつて、一月一日からこれ／＼の帳面を記載し、つけろ、そうしたものについて、青色申告が議會を通過したといふ場合において、その特典を認めるというふうな事になつておるわけでありまして、十二月十五日の省令を發布してそのために一月一日の狀態の棚卸しの資産の表をば税務署に提出するといふふうなことは余りにも官庁的なやり方である、時間の余裕といふものがないのではないか、大企業において新たな会計制度を立てるためには一年の日子を要すると言われておつ

度が一方においては高い税率と、それから高度の脱税というものが一つの悪循環をなしてゐる、又税務行政の面においては、納税者とそれから税務官吏がお互いに騙し合いをしてゐる、こういうふうな二つの悪循環を鋭く書いておりますけれども、その二つの欠点を打開する途は、基礎控除その他の控除金額の引上げ、税率を引下げるということが先ず第一歩であると勧告は指摘しております。併しそういうふう

な正しい指摘にも拘わらず、實際面に現われたこの基礎控除額というものは殆んど変つていないのであります。今までの基礎控除額と殆んど実質的には変わらないような勧告しかなされておらない。その勧告自体に大きな矛盾を持つておる。片一方では現在の所得税制度の欠陥は、控除金額は余りにも低いと言いつながら、片一方の方では現在の日本の所得税の基礎控除はアメリカの場合と比べて余り大差がない、と申しますのは現在日本の平均的な労働者の賃金は一ヶ月に一万円取つておる、それに対して現行の基礎控除、これは改正前の基礎控除でありまして、これも一万五千円であつて、大体一月半分にあたる、平均的な労働者のアメリカの賃金とアメリカの所得税の基礎控除とを比較したときにアメリカでは大体二ヶ月分に相当しておる、従つて基礎控除額そのものについては余り大差がない、だから強いて変更する必要はない、こういう意見でございます。その結果基礎控除額自体には一万五千円、シャープ勧告では二万四千円、今度の改正案では二万五千円というふうに増加しておりますけれども、その内容をなすものは片一方の方では勤労控除を減らして、シャープ勧告では二五％であつた現行法を一〇％に減らす、今度の政府案では十五％に減らすというふうになつておつて、その差額を基礎控除の中へ織込んだというだけでありまして、シャープ博士の考えとしては基礎控除の一萬五千円は変更する意思がないというふうにシャープ勧告からは受け取れるのであります。そういうふう片一方では基礎控除が低いという

のが現在の日本の所得税制度の欠陥であるということを一応認めながら、片一方の方では現在の一萬五千円の基礎控除はほぼ妥当であるというふうな見解が見える。これは大きな矛盾ではないかと私は考えるのであります。そういうふうにはシャープ博士も指摘するやうに基礎控除の制度が現在の所得税制度の欠陥であり、これを是正しなくては今までのいふ／＼指摘された所得税制度の欠陥を突は打開できないのであります。それが結局この青色申告制度において日本の納税者がこれに飛び付いて行かない原因ではないかとこのやうにふに考えるのであります。これが最も根本的な原因であります。その一つの例としては同じ国税庁が監修しておる税のしるべというこの新聞に何故青色申告をしないかという納税者の談話が出ております。これによりまして、青色申告をしないので従来通り税務署に適用に決めて貰つた方がよい、青色申告をすれば正しいことを前提としなくてはならない、正しくすれば生活はできないし、正しくあるべきものに偽わるのは自分の良心が許さない、だから生きるために青色申告などはできないし、そんなことをして税務署へも迷惑はかけたくない、税率が下つて低額所得者の生活権を認めるならいつでも正直に記帳して、適正に納税する、その方が気がさば／＼していい、こういうふうな意見が税のしるべという新聞に出ております。これが大体現在青色申告をしない人の殆んど大部分の気持ちではないかと私考えるのであります。その外にいろいろ申告をしない理由としては、この規則が余りにもむず

かし過ぎる、こういうふうな点が挙げられ、且つ青色申告の届出をしても税務署は理窟をつけて認めないのではなかつたかというふうな心配もありませんけれども、これは根本的な問題が解決されたならばおのずから解決すべき問題であります。

先ず、規則がむずかし過ぎるという点につきましては、前の方からも御指摘がありましたが、これについてでも先ず今の税務官庁自体がこの青色申告制度について乗気でないというところが、こういうところにも現れておるわけでありまして、この乗気でないという一つの事例として、私共の聞いた話では、大阪の或る税務署では、納税者が、税務署は青色申告して貰つたら、余り沢山こういう青色申告の届出が出れば却つて税務署は困る。そういう届出をした人を一々厳重に調査するだけの今人手がない、だから余りしない方が税務署は助かるのだというふうなことを、納税者自身が我々に言つておるやうな状態でありまして、又、私が直接会つた或る税務署長は、この青色申告制度について納税者からいろいろ相談があつても、これに対して確定的な返事をしないことが今一番大切だ、こういうことを言つておりました、直接の責任者である税務署長その他が、本當にこの制度に対して確信を持つていないということが、この青色申告制度を普及せしめな第二番目の原因ではないかと考えます。で、この規則がむずかしいということも、そういうふうな心構えが若し改善されるならば、もつと／＼な点について改善が施されるのではないかと考えます。譬えて

申しますと、現在一番この青色申告制度をやつて貰わなければならない小さな業者はこれを実施させるには、やはり業種別に、魚屋さんは魚屋さん、或いは自転車屋は自転車屋さんの業種に合つたやうな一つの制度を掲げ、或いはこれはそういう組合の人々に来て貰つて、そういう首脳者の方と相談した上でその業種に合つたやうな一つの規則を掲げてやる／＼の親切さがなければ、この問題は解決しない、こういうふうに考えるわけでありまして、それからこの青色申告の届出をした者について税務署が帳簿を認めないというやうな心配もありませんけれども、これはそういう前提が今まで述べたやうな二つの欠陥が是正されたならば、税務署としてもそういう点については、法律として決まつた問題については、大した問題がない、私はこういうふうな考えます。ただこの場合税務署が警戒するのは、やはり一番最初に言つたやうな根本的な原因から納税者が青色申告の届出をしても、果して本當に實際のものを出すかどうかについては多大の危惧を持つ、こういうふうな考えます。

私最近この税金の新聞に少し關係をいたしまして、その關係でいろいろ人がいろいろ／＼な問題を提げて参るのでありますけれども、最近特におかしな感じがしたのは青色申告の届出をしたが、一体何割／＼の所得を出せば税務署が認めるか、百パーセント出せばとてもたまらないから、税務署が認めるやうな範囲を少し聞かして呉れないか、七割くらいか、或いは八割くらい帳面につけて置けば大体認めるのではないかというふうな質問が出るほど、納税者

はこの問題について果して裸になるならば、青色申告制度は少し考慮しなければならぬ、こういうふうな気持ちを持つておると考えます。

以上は大體所得税についての今度の改正案に対する私の見解でありますけれども、次に問題になるのは法人税の性格を変えたという問題であります。この点については、私は大體反対の意見を持つております。これは大體アメリカにおいてもこういうふうな考え方を持つ人、例えばシャープ博士のやうな人、それと又全然反対に改正前の現行法のような考え方を持つ人と、二派に分れておるのでありますけれども、我々としてはどうしても現在の理論的な問題から、或いは税務行政上の實際的な見地から言つて、これには反対せざるを得ないのであります。と申しますのは、現在の法人の中で、特に税金を沢山納税しておるところの法人といふものの性格を考へて見ます場合に、これは一つの法人としてこそ一つの独立的な基礎を持ち、そして又信用を持ち、そして税金の担税力といふものも大きなものでありますけれども、これを株主に分配して、今度で会社で取つておつた税金を、今度は株主から徴収するといふやうなことは、これは理論的に言つても少しおかしいし、又實際的に言つてもこれは非常に税務行政を困難にする因であります。現在日本の税金問題の一つの欠陥は、これはシャープ勧告でも指摘されておるやうに法人税の税収入が少な過ぎるというのであります。これは戦前或いは戦時中におきましては、大體個人の事業所得關係と法人關係から上

つて来る税金とほぼ同額であつたわけでありませうけれども、現在ではこれが殆んど比較にならないようなパーセンテージを占めておりまして、所得税が二十五年度の予算では大体五六%これに對して法人税関係が九%こういうふうな非常に開きを示しておるといふことが、現在の税金問題を困難にしておる一つの原因でありますので、この法人税については、我々はやはり或る程度この累進課税をして、そうして法人税として税金を取る方が税務行政を容易にする原因だと私は指摘したいのであります。それから次にシヤウアップ勧告ではいろいろな点で脱税の抜け道を塞ぐような措置を講じております。例えば所得税の補充税として富裕税を持つて来たといふことも表面の理由としては、これは表面の理由と云うよりも大体は外資導入のためにこういうものを持つて来たわけでありませうけれども、最高税率を五五%で打切つて、その代りに富裕税をその補充税として設ける、そしてその高い税率の点は、この財産に対する課税で補充するといふふうな制度になつておりますけれども、これは考えようによれば、所得税の欠点を一つの資産の面から捕捉して、そしてその抜け穴をこういふところで捕えよう、これは税金そのものが目的ではなくして、抜けておる資産をこういふ面から捕捉するといふことが一つの狙いではないか、こういうふうな考えるわけでありませう。

それからもう一つの問題は無記名預金を禁止する、或いは仮装預金を禁止する。こういう一つの制度と、それからもう一つは有価証券の名義書換の規

定を設ける。必ず名義書換をすべしという規定を設ける。この二つの点が非常に重大な問題として投げ出されております。この問題については御承知のように、非常に金融方面、或いは証券業者の方面から反対意見が出ておりまして、現在難航を続けております。前の無記名預金の問題につきましては、大体十月一杯を以てこの制度を廃止する。それから有価証券の名義書換の問題につきましては、大体今年一杯は困難ではないかといふふうな言行であります。

この問題にいたしましては我々として特に注意しなければならぬのは、こういう問題は同時にやらなければ余り効果がないといふことであります。つまり無記名預金と有価証券というものは、現在脱税の一つの隠れ場としては両横綱のような恰好を呈してあります。で、これを片つ方の無記名預金の方を先に実施して、あとの有価証券の書換を遅らしてしまふ、そういうこの時間的なズレの間に片つ方の抜け道を塞がれたところの無記名預金は、今度は証券界の方に流れて来る。こういうことが十分予想されるわけでありませう。この無記名預金の問題にいたしましても、この預金の殆んど大部分がこの脱税の抜け道であるといふことは、すでに有名になつておりますけれども、有価証券の問題にいたしましては、これはいろいろ指摘されておるよう

うといふのじやなしに、配当は犠牲にしても、とにかく所得税その他の税金を逃がれるために、こういうものに資産を隠してしまふといふことが、はやつておるのでありまして、こういう点について適切な手を打たないと、又それに對して熱意を示さないと、果して政府は現在の脱税に對してこれを捕捉するような熱意を持つておるかどうかわかりないと思つても仕方ないと思つるのであります。

それから次に問題になるのは、外人に對する課税の問題であります。これはまだ本格的に決まつていないようでありませうけれども、新聞等に伝えられるところによりまして、外資の入つた会社に對する免税の規定、或いは外人の給與に對する免税の規定、これが出ております。ところが、この問題について我々の思い起すのは、昭和二十三年の一月頃に外人記者クラブへ呼ばれて、池田今の大蔵大臣とGHQのシヤベルという人と私と、三人で税金問題の講演会をした後で、外人記者からいろいろ質問が出されましたが、その中で或るアメリカの記者であつたと思ひますが、現在第三国人その他の外人に對する課税が非常に手ぬるい、従つて同じように営業しておつても、日本の業者は税金の問題のために非常に困難であるように聞いておるが、この点について何故徹底して税金を取らないか、といふふうな質問が出されました。このときには一応表面上は課税できるようにおつたのでありませうけれども、池田現在の大蔵大臣は、いろいろ事情からこれには課税できない、今の日本の力ではうまく

課税できないといふふうな答弁をしておりまして、そういうふうなアメリカの記者が指摘するように、現在のこの重い税金をかけられるかどうかによつて現在の自由競争の時代では非常に大きなハンディキャップが正直な納税者の上にかかつて来るといふことを十分考えなければならぬのであります。従つて我々はこの問題については、我々が日本人であるという立場から、日本の産業を護るという立場から、冷静に考えなければならぬ問題であると思ひます。

時間がございませぬので、非常に纏まりのつかない話でありましたけれども、大体私の申し上げたいことをこれで終りたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 何かお尋ねがありますか。御質問がなければ次に移ります。

次に前全国銀行従業員組合連合会委員長の大倉眞君にお願いいたします。

○公述人(大倉眞君) 簡単に所得税を中心として、我々の同じ生活環境にある連中の意見を代表して申し上げます。私は銀行員でありまして、我々の大団同じ銀行員のサラリーマンは曾て堅実な中産階級であつたものが、このインフレによつて転落して、非常に生活苦に喘いでいる、そういう連中の声と思つて聴いて頂きたい。

この間も私は、この資料として頂きました改正案を、大体四十前後の人々に見せたところが、この税率を見ただけでは我々は働くのは嫌になつちまう、我々の子供はとも我々と同じ程度の教育を施せないと、全然この人は組合運動にも関係のない極めて保守的

な人でありましたが、そういう切実な意見を申し上げました。結論から申しますと、今度の改正案によつて我々は大した軽減にはなるまいという、勿論軽減されることの期待は殆んど持たなかつたのでありますが、この案を見るに及んでます、その感を強くした。そして大蔵省の主税局あたりの計算によると、やや軽減されるように計算してありますけれども、実際市町村税からその他地方税まで総合して見た場合には、現在の税金よりも我々にとつては重いといふことは、はつきり数字に當つて言えると思ひます。その例として申し上げますと、これは大蔵省の機関誌と申上げてよいと思ひます財政経済報の百六十九号に、いわゆる現行税法と改正案による勤労者の税額の負担のところがございませう。これは五万円、十万円、十五万円と、扶養家族数も書いて出ておりますが、みんな述べますと時間が長くなりますので、ちよつと申し上げますと、年収十万円の点だけを申し上げますと、この経済報の計算によりますと、現行は大体所得税、地租、家屋税、住民税を合せて一万四千七百七十四円、これは夫婦だけでございませう、子供はございませぬ。ところが改正案においては、一万三千八百三十七円になる。そして負担率が一四・一七%、一三七・四%になる、こういうふうになつておりますが、私がこれを計算いたしましたところが、と申しますのは、これは成る程所得税の、国税の所得税については軽減になりますが、地方税の地租、家屋税においては大体これが三・五倍になるといふことは間違いないの

次は第二点として、所得税における基礎控除の問題であります。これはシヤウブ勧告において明確に指摘しております。ます通りに、所得税の基礎控除はいわば資産の減価償却と同じに労働力の減価償却であるということをはつきり指摘されておる。ところが、つまりインフレによつて食潰しを受けましたのは資本のみならず、最も被害の多かつたのは労働力であるといつても私は過言でないと思います。ところが、一体昭和九年当時の基礎控除は確か千二百円くらいであつたと記憶しております。ところが、どのくらいインフレによつて貨幣価値が低落しておるかと考えて見ますと、大体今年の一月の東京都の卸売物価の消費財の指数を見ますと、昭和九——十一年平均の二百四十倍になつておる。だから、これを二百四十倍にしませんでも、二百倍とし

徴税実績に基いたと推定されます。一十二年か、二十三年か分りませんが、とにかく徴税実績に基いてやられてゐる。ところが二十二年、二十三年といふものは、最もインフレの状態が激しくて、それから国民の道徳水準が低くて、脱税も最も大規模に行われたときであります。従つてこのとき捕捉されたいわゆる所得階層というものは、我々勤労階級というものが、最も確実に源泉課税によつて捕捉されております。従つてこの所得階層は安定したときにおいて、経済の安定したときに新らしく調査をし直す必要がある。だからシャウブ博士の前提となるその統計というものが、科学的に極めて不備であるということ指摘しておるのであります。そういう点からも、我々勤労階級に極めて不利になる。

次は扶養控除の問題でありますが、扶養控除の一万二千円というのは實少に過ぎます。これは最低限度二万二千円にして頂きたい。その根拠を申し上げますと、これはいわゆる東京都の消費者の家計調査によりますと、その家計の支出のうち、これは二十四年の七月から十一月まででありますが、一人当りの支出が大体三千円でござります。三千円をちよつと上廻るときもあります。百円或いは百円前後を上下しておりますが、大体平均三千円でござります。そのうち配給代金、勿論配給物費を除いては我々は生活して行くことではございません。ということは、もう天下周知の事実でありますが、その配給代金だけが二千円であります。そうするとこれを十二ヶ月分に掛けますと、二万四千円になります。さつきの二万二千円と

申上げましたのは間違ひでござい
 す。二万四千円であります。この程度
 額は当然この扶養控除として認める
 きである。この二万四千円では最低
 度の生活を維持することはできない
 いうことが明らかでありますから、々
 度の改正案の一萬二千円というのは少
 少な過ぎるということを申し上げます。
 それからもう一つ申し上げます点は、
 ちよつと前に抜かしましたが、十萬四
 の基礎控除の点でございしますが、こ
 に関連してさつき所得分布の調査が
 備であるということをお上げまし
 が……、ではですね、一体日本の経
 済は、つまりそのときシャウア博士は、
 本の経済は敗戦國であるし、資源が乏
 いのだから、このくらいは当然我慢
 すべきである、勧告通りの基礎控除も
 慢すべきであると言つておる。では
 体日本の復興経済はどうかというこ
 を見ますと、安本の昭和二十五年
 済の見通しというものによりますと
 うと、昭和五乃至九年の人口が六
 百三十三万です。一人当りの所得が
 七十四円、そして鉱工業の活動指
 を百としますと、今年二十五年は人
 が八千三百三十七万であります。一
 当りが百四十六円となつております。
 二割減であります。そうするとい
 と、我々がいわゆる昭和七、八、九
 当時の基礎控除の半分くらいは認め
 くれというのは、極めて至当な要求
 あると言わざるを得ない。つまり昭
 五一九年の基準年度の人口一人当
 得の二割減程度で、若し二十五年
 とするならば、一体我々勤労者に
 みこういう税金を盛るというのは一
 何故であるかということを考えてみる

と、非常にどこかに大きな部分に所得税がされているということを推定せざるを得ないのであります。

それと我々はこういふふうに分度の方の改正案によつて、この我々の所得に対する税金が過重であるのに対して、資本本というものは如何に優遇されているかということを描指したいと思ひます。つまりさつきいろ／＼前の公述人の方が言われておりました資産の再評価の問題にしましても、それから配当所得の源泉課税の廃止の問題、それから総合課税におけるいわゆる配当所得の二五％控除の問題等々を見ましても、今度のシャウバ勧告というものが資本の蓄積を極度に優遇しているという事を申上げて間違ひないと思うのであります。ところが一方一体大資本本というものがそれ程資産再評価に要した償却費を十分に計上してやる程に食潰しをしているかということに關して、私は否定的な考えを持つております。と申しますのは我々銀行關係で審査に行きまして、全國の非常に大資本であるところの石炭、或いは肥料、それから大化学工場等々を見ますというところ、帳簿上にない、全然計上されていない莫大な修理費、つまりこれはさつき中西公述人が言われましたところの、当然改良費と認められるような莫大な支出、それは数億、一社において数億に上るような支出がされておる。つまりこれは何によつてなされたかという、種々の補助金、或いは復金融資、それから一部製品の關流しというものによつて、十分にその資産の食潰しは実質上においてもう再評価されておるといふ点が

多く見られるのであります。勿論中小工業においてはそういうことはございせん。殊に独占的な地位にある大企業、その今申上げたように、そういう実質上の再評価をやつて、その償却も済ましているということが多いのであります。そして而も更に今年の支出面におきまして、価格調整費であるとか、それから債務償還というような点において、依然として支出面においても資本は非常に優遇されておる。

ところが我々勤労者に廻つて来るような社会政策的なものというものは殆んどない。つまり税収というものはまあ支出と見合つて当然その本質を考えたければならないことは申上げるまでもないと思ひますが、そういう点から見ても余りに資本偏重に過ぎる、こうすると資本のための資本蓄積によつて、資本はますます肥つて、我々勤労者の給與は依然として低く、そして税金は極めて高く、国内の購買力は極めて低くなつて、国際市場は狭くなつて、そして無償労働、海外タンピングをするという昔ながらの姿が、現在昔よりもつとみじめな姿において行われているというところを指摘せざるを得ないのであります。

以上簡単にございしますが、これで終ります。

○理事(黒田英雄君) では次に日本労働総同盟本部調査部長の清水慎三君にお願いいたします。

○公述人(清水慎三君) 私は総同盟の清水でございします。実は今日の公聴会にちよつと錯覚いたしまして、国税、地方税両方だと思ひ込んでおりました、若千公述するところ混乱があるか

も分りませんが、できるだけ国税だけに限定いたしまして、我々総同盟が考へておるところを、要望したいところを申上げたいと思ひます。

この年度の国会に提出されました税制改革全般を通じて、議論はすでにいろいろな方面で論じ盡くされておりますので、一般論的なことは差控へたいと思ひます。ただ我々総同盟が、今度の税制改革案全体に対して持つております考え方と申しますか、態度と申しますか、それを冒頭に極く簡単に申上げまして、それから個々の問題に移りたいと思ひます。

今度の税制改革案が、大抵シャープ博士の報告に基いて出されたものであることは言ひまでもないところであります。その税制改革案全般を通じて見まして、中央地方を通じて税制をできるだけすつきりさせたい、合理化させたいという目標を持つておる。その目標に努力を向けておるという点につきましては、我々労働組合といたしましては、これは諒とするものであります。が、その本質、その階級的な性格につきましては、先程の公述人からも若干申述べられておりますように、我々としては多大の不満を持たざるを得ないのであります。簡単に申上げまして、第一点といたしましては、資本と労働との関連におきまして、資本の蓄積、なかんずく私的資本の蓄積に重点が置かれて、勤労大衆の生活安定というところは背後に押しやられておるという事実。第二に高額所得者と低額所得者の関連におきまして、明らかに低額所得者の負担の程度が強い。高額所得者を優遇されておる。そういう事

実。第三点といたしましては、財政支出の面におきまして、いわゆる超均衡財政がとられる結果、それだけ多くの大衆負担を、低い層にかけられて来る。つまり二重に重加される。こういう事実であります。そういう点に關しましては、労働組合といたしましては、根本的に反対意見を表明せざるを得ないのであります。

次に個々の税制に亘つて申上げたいと思ひます。第一に給與所得税につきまして我々の要望するところを申上げます。今度の改正案で給與所得税に對しましては、低い方の面、低い所得層につきましては、国税だけで見ましても軽減の割合が甚だ薄い。初めの宣伝に比べまして、これは問題にならない程度であるというところは、先程来も指摘されておられる通りであります。これを更に地方税を一貫して見ますと、これはたゞで問題にならない状態でありまして、そこで現実と今の税制に即しまして、我々が何を要望するか、そういう点であります。何を基準として考へるかという、考へ方の面はいろいろあると思ひます。又理想を言へばいろいろ理想的な要求は出るものであります。が、御承知の通り、現在家計調査の上から、勤労大衆の生活は赤字であります。大体その赤字の出でる層、その辺を基準において、そこをら下に対しては免除して貰いたいというものが根本の考へ方でありまして、併しながら家計調査に出て来る赤字と、それから赤字を出す所得層と、それから給與所得税のいろいろの控除、税率等を正確に出すということは技術的に困難であります。そこで差当り暫定的に

私共の要望したいところは、基礎控除といたしまして四万円、扶養控除二万円、勤労控除といたしまして最高額年收三十万円まで、三〇%、こういう要望を我々はかねて持つておるのであります。扶養控除につきましての二万円と言ひました根拠は、大体先程申されたお方の御意見と同様であります。ただ東京都を中心に出されたのを全国的に開いて見ただけのことでありまして、又勤労控除について、最高三十万円というところを指摘いたしました根拠は、やはり職前におきまして千二百円の免税であつた、それを今の物価と換算して出してみただけであります。が、併し基礎控除と勤労控除を混同してゐるのではないかと、そういうことが言へると思ひますが、これは現状における妥協的な考へ方であり、線を出してみただけであります。

次に税率につきまして、今度の改正案では、五十万円超につきましては五%、そこから上は一本になつておりますが、やはり我々としたしましては、これを更に累進させることを要望いたします。富裕税の面におきましてそれを捕捉する、そのアイデア自身はよく分るのであります。が、累進させて行くか、富裕税として捕捉して行くか、この点はどれだけ多くとれるかという点から判断して決定したらいいのじやないかと思つております。

次に給與所得に附随した問題であります。今度の改正案で、退職所得に對する課税方法が根本的に変更されております。考へ方といひまして、退職した年に全部取上

げるといふことでなく、次年度にならして行くという考へ方が出てゐるようでありまして、その考へ方自体に對しましては私共も賛成であります。が、併し実際の徴税方法を見てもみまると、それで一体元のアイデアが十分出ているのかどうかといふことは甚だ疑問を感じます。併しともかくも非常に徴税方法が變つて参りましたので、現行法との負担の対照を出すのには非常に技術的にむづかしいものがあると思ひますが、所得分布、家族数の差異、勤続年数分布等で一応テスト計數を出して計算してみますと、仮に私は、退職所得の五万の場合と、十万の場合と、二十万の場合と、十万の場合と算定してみたのであります。が、現行法と較べまして、軽減されるものは五十万の場合のみでありまして、二十万以下は皆重加されることに相成つてゐるようであります。なかな

く退職所得十萬といふところが、負担の率が比較的高い、そういう結果になつてゐるのを見られます。むしろ今度の徴税方法によりまして、その年の所得がものを言ひますので、いつ何月に退職したかといふようなことも関連して参りますので、正確な計算までは申上げかねますが、大体の傾向は出てゐるものと思ひます。退職所得十萬といふ人を、具体的にどの程度の所得層の人かといふことを、東京大阪等の通常の工場の場合で申上げますと、大体年令にいたしまして三十

七、八才、勤続年数十年、月收が大体一万四千円くらいの方が、自己退職した場合の退職所得になります。この辺のランクに對しまして、最も課税負担

七、八才、勤続年数十年、月收が大体一万四千円くらいの方が、自己退職した場合の退職所得になります。この辺のランクに對しまして、最も課税負担

次に法人税であります。もと／＼今度の改正案が資本の蓄積ということに最重点が置かれておる。それでありますから法人税の場合におきまして、いろいろの優遇措置が講じられておるであらう。そういうことは初めから想像できるところであつたわけであります。事実いろいろの優遇措置が資本の蓄積に対して取られております。超過利得税の廃止、或いは配当利得の源泉徴収を廢めるということ、その他二、三の面に現れております。この点につきまして私共はやはり個人所得との対比の關係上課税負担を公平にさせる、そういう意味からも法人所得に對しまして何らかの累進措置を採つて貰いたい、かように考えるわけであります。超過利得税そのものの復活も我々としたしましては結構だと思つておりますが、これがこういう超過利得税という税制自体がいいか悪い、か、そういういろいろの理論的な問題もあると思ひます。私共といたしましては、超過利得税を復活するなり、或いは又法人税の累進を考えるなり、どちらでもいいからここで三十五％ということだけで放り離しにするの

次に資産再評価の問題であります。この問題は先程からいろいろ取扱われただけであります。が、事実インフレーションの収束が突際問題としてとられておる現在におきまして、資産を再評価して償却も十分にやつて実体資本の充実を図る、こういう目標自体は我々として何ら反対すべきものはないのではありませんが、これが任意であつていいか、又今の税率がいいかどうかといふことには若干の疑点を持つものであります。結論的に我々の要望を申し上げますと、現在の経済情勢下におきまして、各産業別、又企業の規模別に見まして、ドツジライン下の負担はいろいろ区々であり、非常にアンバランスでありますので、任意ということは一応根拠があることは認めるのであります。が、併しながら任意にするだけでなく、若干の強制力を持たせることは必要であります。あらうと考えているわけであります。それには大体産業別に基準を作つて向きまして、その枠内におきましていわゆる陳腐化した資産、或いは客観的に見てアーニング・パワーの資産、そういうものに對しては別個に考慮することゝ望ましいと思ふのであります。尚税率につきましては、これは先程中西さんから今の六%を更に下げろ、そういうお話でありましたが、私共は逆に十%ぐらいの課税を要求するものであります。

最後に社会保障税関係につきまして簡単に申し上げたいと思います。シャウブ勧告におきまして、この考え方が採り入れられて、政府部内におきましていろいろ検討されていることは伺つておりますが、これも結論から簡単に

に引続きまして大蔵委員会公聴会を開
会いたします。

先ず日本租税研究協会副会長千代田
銀行頭取千金良宗三郎君にお願いいた
します。

千金良さんに申し上げます。本日は本
当にお急がしいところをわざわざお繰
合せ下さいまして誠に有難うございま
した。大体三十分くらいとみなしまし
て、そうしてまあ大体二十分くらいで
お話を終りまして、後質問の時間にい
たししたいと思います。併し多少延
びましても差支えありません。どうぞ。
○公述人千金良宗三郎君）私の関係
いたしております日本租税協会が、
経済界、学界、弁論会その他の面か
ら、各界の租税に関する専門家に對し
まして行いました意見の照会から得ま
したこの結論は、最も有力な意見を
代表するものと考えますので、これを
中心にお話を申上げたいと思います。

先ず今回の改正案が税体系として適當
であるか、又は国家財政の現状及び国
民生活の実体から見て負担が重過ぎる
か、或いは輕いを見るかこういう問題
に對する見解を極く總括的に述べます
と、特に所得税の負担が重きに失す
るといふものが圧倒的に多いのであり
ます。成る程基礎控除、扶養控除、勤
労控除等の各種の控除は増加いたしま
したが尙これではまだ足りない、又最
高税率の五五％の適用所得をもう少し
引上げてカーブを緩やかにして、負担
の軽減を図る必要があるという意見
が多いのでございます。最高税率
の適用所得につきましては、改正案
はシャープ勧告の三十万円を五十万円
まで引上げましたが、これを百万円ま

で引上げればカーブもかなり緩やかになる、所得階層の大部分を占める中級の所得者の負担を軽減することができ、従つてこの点に特段の御考慮が拂われたい、こういう希望が多いのでございませう。勿論このような措置を講じますと、それによつて所得税はかなりの減収を予想しなければなりません、これに對しては間接税、流通税による増収を以て補うのが適當と考え、税体系全体としても今回の改正案は、理論的には誠にすつきりとした近代税制の典型的な形式は備えておるが、一方實際上の我が国の実情を考慮しますと、もう少し間接税、流通税を加味して所得税の比重を低めることの方が実情に適合するというふうな意見が多数あります。

第二は富裕税についてであります。富裕税については大勢としては、所得税の補充税としてその必要を認めておるのでございませう。併し富裕税の創設に賛成する者でも、五百万円を課税の最低限度とすることは国民生活の実情から見まして、尙低きに失すると見る者が多いので、これを一千万円程度まで課税価格の引上げを行うということが要望されております。

第三には法人課税の問題であります。この法人課税の問題は、専ら地方税に問題が集中した感がありまして、国税、法人税の改正については、大体において今回の趣旨に賛成をしておられます。ただ留保所得税、留保所得と課税の問題は、会社の経理の健全性ということを確認するためにはどうも行き方が逆行しておるのではないかと、今日の会社経理の実情から見まし

て、この実施を見合せて欲しいという要望が特に経済界から強いのであります。尙又この金融機関の最近問題となつております滞り貸準備金のごときは法定準備金でありまして、而もこれは株主の私有にならないもの、即ち普通の配当をただ延ばすというのではなく、これは配当にはなり得ないものである、そういう種類のものについては免税をすることが、或いは個々の率を減少するとかという考慮が拂われない、こういう意見でございませう。

第四に固定資産の再評価の問題であります。今回の改正案は強制一率の評価を避けて、その旨をこの会社法の自由選択に委ねた、このことは誠に時宜を得た措置として全面的に賛成をいたしておりますが、併し評価の時期に關しましては尙多くの意見がありまして、本年一月一日を基準日とするのであります。これは少なからずとも、実施を一ヶ年間延長をして欲しい、法案によりまして、この点は多少改善が施されております。例へば特許会社、第二会社、在外会社等の資産、又賠償指定施設の資産評価、この基準日は例外規定を設けてありますが、尙これでは今の実情に即応するのに十分でない、殊に最近経済界の実情は御案内の通り機械であるとか、車輛であるとか、海運であるとか、化学工業であるとか、各部門は事実上現在の利益は非常に減少しております。或いは全然ありません。これは将来の収益を目標にいたしまして、再評価の程度を定めるのであります。現在としては見通しがなかく付かぬという部分が多々あります。極く最近の例を取りまして

も、仮に船舶運賃の活動が停止せられる、そうしますと、現在において船舶の外航は制限を受けておりますし、又補給金もなくなる、又一方船舶の内海航路にしましては、船舶は非常に過剰であるというふうな現状で、なかく評価の基準というものが付かぬといふ意見が多数でございませう。尙又この事業収益が只今申上げましたように、非常に上らない、最初の年度におきまして三割の評価益に対する税を納め、第二年度、第三年度において一割半ずつ納めるというふうなやり方は、なかく納税ということを実行するの困難を感じせしめる、これは納税の期間をいずれも三年であります。これを五年とか六年とかに分けて、少なくとも均等納税というふうなことが望まれておるわけでありませう。

尙第五の相続税についてであります。先ず税率が所得税の最高税率に比べまして著しく高過ぎると見られております。次に相続及び贈與によるところの財産の取得に對して、親等の遠近についての考慮が拂われていない、これは現在の我が国の社会情勢から見まして、必ずしも適當でない、この点が強く主張されております。即ち今回の改正では配偶者に限つて受領した遺産額の半額を控除することになつておりますが、これを直系卑属にまで及ぼすべきであらう、これは今回の法案の中に僅かに十八歳に満たぬ者の相続の場合とか、或いは十年以内に頻繁に相続の起る場合というところについて特例はありますが、これはもつと親等の遠近を考慮すべきものだといふ主張であります。

更に税体系として難点を言えば、やはり一生を通じて遺産及び授與額を通算するというところであります。これはなかく煩雜でありまして、實際問題としては実行困難ではないか、こういうことが度々されております。

第六には株式の名義書替並びに無記名社公債の登録についてであります。これは今の申告制度の趣旨から申しますと、誠に趣旨一貫しておるわけでありませうけれども、併しどうも徴税の面のみに重点を置き過ぎて、経済全般の面についての考慮が足りない、この意見が強くあります。現在資本の欠乏していることは申上げるまでもないのであります。そのときにはどうしても資本の蓄積を大いに増進するように意を用うべきである。ただ徴税面だけで税制を作られては、全般の経済の進展というところに果して利益であるかどうか、こういう点からして非常に憂慮されております。尙又これから経済界の再建整備に一層必要になつて来る証券の流通ということが考えられるのであります。この流通の促進、或いは流通を阻害する原因を除くという点からいたしますと、やはりこの有価証券移転税というものを残して、むしろこれを以て株式の譲渡所得税に代りしめる方が時宜に適しているのではないかと、こういうふうな意見が多数ございませう。

税の方から申しますと、大体只今申上げたような次第であります。現在我が國が關係しております仕事の面から申しますと、税の方はむしろ非常に能率よく徴収されておりますので、順調以上と言つてもいいくらいな

税収が上つておるのじやないか、従つて平衡財政の予算を実行して行きまして、通貨の面では常に引上超過になる。従つて實際予算編成のときに考えられた以上にデフレの表情を呈しておる実情であります。この点からして、どうも経済再建の支障になりつつある。従つて現在においてはむしろ歳出の面と申しますか、予算の運用という点にもう少し工夫をして貰いたい、こう考えております。二十五年度の一般会計の直接の国費以上に支出される部分があります。例へばこれは債務償還、これが七百億一般会計で計上されておることは申上げてもありません。その外に更に見返り勘定からして五百億、合計千二百億という債務償還が見込まれております。この引上げ資金が再び循環しないといふと、結局デフレの傾向になつて行く、初め考えられましたようなデス、インフレというふうな、うまい通貨の状態にあり得ないのであります。この循環は結局直接投資をするか、又は金融機関を通じて出すか、この二つより外ないのであります。現在債務償還以外で、直接投資面で予算に現れておりますものは、見返り資金勘定の公企業に対する融資四百億、並びに私企業に対する融資四百億であります。この点では二十四年度の見返り勘定の運用は私企業、公企業に対する融資は合計四百七十億円であります。それで大部分は債務償還に使われる勘定になつております。即ち八百億が債務償還、二十五年度的の方の見返り資金の予算では公企業、私企業に對しての融資

資が八百億円、債務償還が五百億円、結局二十四年と二十五年度とは債務償還に使われる高と私企業、公企業に融資される高とが逆になっている。この点では誠にむしろ進歩と私は見てゐるのであるが、それではこの国債の千二百億円を今度償還をするという場合に、どういふふうな形になるか、これを考えてみますと十二月末日の数字であります、国債のあり場所と申しますか、あり場所は金融機関の持つてゐるもの、これは金融機関と言つても全般ではありませんが、銀行並びに信託が持つてゐる国債が六百七十六億円であり、それから日本銀行の持つてゐるのは千六億円、預金部の持つてゐるのは六百三十七億円、この金融機関の持つてゐるものは六百七十六億円の中で、約半分は日本銀行の担保になつてゐます。従つて結局これを償還してしまつても、国債を出すためにはやはり日本銀行に対する金融機関の借入金金を返さなければならぬので、恐らくは日本銀行の借入金と、金融機関が日本銀行に対する借入金と、政府の償還金とで相殺されるという場面が起つて来るのじやないか、その部分だけは通貨の調整に役立たないことになるのであります。又今度復金の所有のものが、これが償還されましても殆んど銀行を通してでなければ放出することができませんからして、これもやはり金融機関の持つてゐます六百七十六億円の半分と同じように、金融機関を通してなければ出ないものであります。但し預金部の所有のものは、最近の預金部余剰金の指定預金制度というものがあつて、これによつて預

金部の余剰金は金融機関に預託するという制度がありますから、この預託が行われれば少なくとも短期資金の充足には役立つ。但しこれは一般の預金のようには役立ちません。何故かと申しますと、一般の預金の場合には、金融機関は大体従来の経験と実績を見まして、一つの預金が出たとしても尙外の預金が入つて来る。常に出入をしております預金、引出される預金と入る金との測定といふことが行われておりますからして、先ずその間の資金の積みと言ひますか、積みを見まして、これを長期投資にも使われるし、又適當な機関への投資にも用いられるのであります。預金部の資金を預かる場合には、入るか出るかでなく、一遍入る或いはそれが出たしまへば、あとから入つて来るという望みはないのでありますから、非常に不安な預金を持つてゐるわけであり、同じような場合の預金でも必ずしも性質が一致しないといふやうなわけであり、またからして、やはり放出の面も本當の短期にしか使われぬ、現在の日本の経済再建のために非常な短期の金はそう大して役立たない、といふと少し言ひ過ぎますが、どうしても放出した金が予期通り帰らないといふことが実情でありますので、従つてこの要求拂の預金をされたものでは本式の放出といふことが困難かと見られます。最近復金の余剰金といふのが期限付きで預けられまして、これは復興金庫が持つてゐます償還金の中で、今政府に納付する必要のないもの、それを一時一年とか、或いは六ヶ月とかいふ期限を限りまして、市中の金融機関に預託したのであります、

この方がむしろ預けられた金融機関も放出に大體の見当がつきまして便利であります。又実情にも添うのであります。預金部の金は今のうちに期限付きで預けるか、或いは法令を改めまして預金部が直接に株式乃至社債に投資ができるやうにしたならば一番効果があると思ひます。金融機関の中で金融機関の持つてゐる国債が償還された、その資金の中で利用できる、即ち半分の金額と、それから日本銀行の方に返つて来る国債の償還金と、これは全部金融機関を通して出ることになります。が、どうもこのドッジ予算は結局償還金の放出といふことを、一種の金融機関の節にかけて放出する、なるべく放出目的を厳選するためにはいわゆる健全金融といふ面からして、厳選して出す方がいいには違ひありませんが、こゝういたしますといふと、自然とその融資に対する償還力、或いはその担保、いろいろのことに對して嚴重になります。仮に担保の面を考へましても、復興金庫の融資を受けてゐるものがあるとか、或いは見返資金の融資を受けてゐる部分があるとか、担保の關係が非常に複雑になる、従つてなかくその間の担保關係は簡單に行きませんし、又償還力の問題でも、これは先程申し上げた通りでありまして、必ずしも見通しがつかないといふものも相當あります。殊にこれは基本産業であるとか、重要産業に非常なやうな部分が多いのであります、初期の厳選の目的或いは健全金融の節にかけるということをやりますと、債権のために用いる目的と調節することが誠に困難になる。この点で復興金庫が廃止された後の市

中の金融機関といふものは相當な讓歩をしまして、このむづかしい場面を調節して来たのであります。つまりこの面ではやはり財政の尻を金融が拭つて来たといふ恰好をつたのであります。が、最近のアメリカ方面の銀行検査でも、我が国の金融の弱点がどうも担保が非常に不十分であることといふことが指摘されてゐるのであります。この点から初めの金融の節にかけて引揚資金を再放出するといふことが、なかなか困難になつて来るという情勢であります。従つてやはり或る部分、或いは大部分の政府資金が政府機関からの直接投資になるといふやうにしたほうが、むしろ資金の出がよいのじやないかといふやうにさへ考へられるのであります。が、又この面から考へますと、今までの実績ではどうも見返り勘定なんかの資金放出は誠に成績がふるなかつたのであります。例へば二十四年度の実績を見ますと、二月の末日におきます見返り勘定の数字は、貿易會計からの繰入れが千九百九十九億円、これに運用利子を加えますと千二百九十九億円という原資があつたのであります。その中から公企業への放出がどのくらい行われたかと申しますと、初めの公企業への放出の予算は二百七十億円であつたのであります、そのうちの百六十八億円が例の鉄道通信等の公企業に放出されております。又私企業への予算は二百億円であつたのであります、そのうちの百四十五億が放出されてゐるのであります。併しこの百四十五億円の放出の速度では非常に鈍かつたのであります、二月中旬に七十二億円という大額の放出を行いま

して、それでやつと百四十五億という高に達したのであります。即ち二月以前においてはその半分しかなかつた、やつと年度末に近付いてこれだけ出ましてそれでも尙百四十五億円であり、本年度の公企業への見返り勘定からの放出は全体で八百億円でありまして、この直接投資の数字の増えたことは非常に結構であります、速度がやはり二十四年度の実績のごとくに非常に遅々たるものであると、それだけ資金調整に影響するところの差支と言ひますか、支障が一層多いといふことになり、また、この面で資産の調節のために一層見返り勘定からの公企業に対する放出は工夫を要するのではなからうか、例へば直接投資を迅速にするために、何か官庁的に一元的な設備ができるのか何とないかいたしまして、従来のように一つの融資をするのに長くかかるというののこないやうにしたならば大變に助けになる、こう存じておる次第であります。私の申し上げるのは以上であります。

○理事(黒田英雄君) 有難うございまして。それでは次に日本経済新聞論説委員田中君にお願ひいたします。

○公述人(田中君) シャープ御告案による税制改革は、これは非常に広汎な税制改革でありまして、その全般に亘つて細かく論ずることは到底私もやれませんので、氣のつきましたところを二三申述べまして御参考に供したいと思ひます。

御承知のようにシャープ御告案の特徴はいろいろありますが、一番大きな特徴は租税体系全体が一つのシステム

になつて、非常に高度の合理性をもつて貫かれておる、こういうところに一番大きな特徴があると思うのであります。これは今までの日本の戦時戦後を通じてまして、日本の租税体系とは本質的に違つておるのではないかと思ひます。つまり従来は大体建増しのな、つぎはぎ的な税制、局部的な税制改革の連続でやつて来た傾向があるのであります。併し今度のシャワブ勧告による税制改革は、非常に体系がしっかりとある、コンシステントになつておる、こういうところにあると思ふのです。

この点はシャープ教授が帰国される前に談話の中で、自分の勧告案は局部だけ見て論じて貰いたくない、全体を見てその一環としての問題を一つ論議してくれと、こういうことを言っておられたのですが、この点を見ても、このシャープ勧告案による税制体系というものは、体系として非常に意味がある、重要な意味がある、こういうふうに言えると思うのです。そういう点からいいますと、とにかく相当高度の近代性を持つたい税制改革案だと思つておりますが、折角のこの勧告案を、日本も終戦後もう五年近くになりますので、この際にこの勧告案をうまく日本の土の上に育て上げまして、合理的な、且つ恒久的な租税体系の一つの本建築をこの際建てることが重要だと考えるのであります。そうすることによりまして、これからの再建日本が、日本の経済界なり、社会生活なりが円滑に動いて行くというふうにしたい。従つて成るべくシャープ勧告に感られておる根本精神を損わずに、日本の現実、即ち改正を、改正なり補

正、修正を加えて、日本の税体系を作り上げる必要があると思います。併しこういう完璧な税体系も、現実の日本の財界の情勢を見ますと、決してこれは平常時ではないのでありまして、大きな転換期に直面しておるわけであります。この点はもう御案内のことと思いますが、つまり、昨年の春以来のドツデラインの実行によりまして、日本の経済がインフレからつまり安定に向つて来つた。全体としてはインフレの終熄と経済の安定化、これが現実になつておられます。それと同時に、政府の政策自体がやはりこれを至上の命題としておる。それからもう一つは、ドツデラインにやはり即応しまして本年度から明年度にかけては超均衡財政というものが強行されて出づるを制するといふ健全財政主義を徹底するものでありまして、これが経済安定政策の又原動力をなしておるのではありません。この財政の建て方が歳入の方はますます取り上げる、一方歳出の方は極力抑える。又財政以外の方から考へましても、先程お話がありましたように一般会計、それから見返資金を通じて本年度は千五百億、来年度は千二百億という巨額の債務償還がある。つまりこういう点から金融面に相当なショック、影響がある。この結果資金の供給が非常に梗塞される。その外にまあ頼みとするのは銀行預金ということになります。これも安本あたりの推定では来年度は本年度より相当少くなるという状況でありまして、財政の運用そのものが財界に影響を與え、且つ税制の

施行相当障害を及ぼす、こういうこととが考えられると思うのであります。即ちこの税制改革案はそれ自体としては非常に完全にできておるのでありますが、これを実行する場合にはいろいろな障害が予想される。これにつきましてはシャープ教授自身も自分の勸告案については日本の各界各層の人が忌憚なく討議をして、十分検討を盡して貰いたいという非常に謙虚な談話があつたのであります。こういういろいろな客観状況から眺めましても、今後の税革案はそのままではなか／＼実施面におきましても、又税の徴収を確保するという点から行きましても問題があると思うのであります。そこで差當つて私が取り上げたいと思う問題は、来年度の税制改革が産業の税負担面に相当過重になるのじやないか。これは先刻もお話がありましたのが、やはりその中心問題となりますのは、国税では資産再評価問題、それから地方税では固定資産税、それから附加価値税、この三つであると思うのです。それでこの三つの国税と地方税が重なり合ひまして日本の企業の税負担に相当大きな影響を與えると、こういうことが予想されると思うのであります。勿論シャープ勸告案における地方税体系というものは、税制体系自体として若干偏頗のあれがありましても、その狙つておるところは、つまり地方財政を強化して、それから地方自治を確立して、それでやがては地方分権制度という行政面の改革まで持つて行くという大きな狙いがあると思うのであります。併し企業の税負担という点から見ますと、国税も地方税も同じことであ

りまして、やはり企業の經理には相當の影響を與えるわけであります。そういう観点から見ますと、先ず国税である資産再評価差益税、それからあと地方税の固定資産税、附加価値税、この三つが企業の税負担にどういふふうに影響するかということ、これはもう御承知のように企業の中でも第一に固定資産の多い企業、企業の中で最も不利を蒙むのは固定資産が多く、それから収益力が低く、従業員を多く使つておる企業、この三つの條件を持つ企業が大体この三つの税から相當な負担を蒙む。つまり固定資産の多い企業は固定資産税、再評価差益税、これが重く課かつて来る。それから収益力の少い企業は今度廃止になります法人の超過所得税が廃止されることによる思恵を余り蒙ひません。それから従業員を沢山使つております企業は、御承知のように附加価値税が重く課かつて来る。こういうことになりまして、この三つの條件を備えておる企業は非常に不利に税負担が急に高まつて来る。つまり電鉄とか、電力、鉄鋼、造船、機械工業、こういう重工業關係に非常に税負担が重くなるということが予想されると思います。それでほんのこれは特殊な一例でありますけれども、今申しましたような條件とは逆に比較的固定資産が少く、従業員も割りに少く、収益力もさう低くない、こういう企業の例として、ここに綿紡績纖維協會のこれは作つたものであります。綿紡績の五万鍾の標準工場、これの税負担というものを比較して見ますと、大体次のようになつております。これは先ず最初に地方税であります

固定資産税と附加価値税これだけが課税された場合、その税負担というものを考えますと、先ず利益率一割の場合、その場合に現行の税制によりますと、租税の負担率、つまりこれは税を控除する前の利益に対する租税であります。が、租税の負担率は四八％、四割八分であります。ところが新税制によりまして固定資産税と附加価値税をここに課けますと、利益率一割の場合で九三％の税負担になります。それから利益率二割の場合を考えますと、大体现行税制で四七％、それから新税制で四九％、それから三割の利益率が向上しますと現行税制による税負担と新税制による税負担の差が段々縮まってくる。つまり三割の利益率におきまして現行税制が四六％、新税制が四四％、逆に軽くなつて来るわけです。ところがこれに国税である再評価差益税、これを加へまして、第一年度三％の税というところで見ますと、利率の低い、つまり一割の場合になりますと、第一年度の新税制による税負担は一四〇％になります。つまり利益を全部出してまでも拂い切れない、こういう勘定になります。固定資産税と附加価値税の場合だけは九三％であります。ここに再評価差益税というものが課つて来ますと一四一・四〇％に増加します。それから利益率二割の場合は、再評価差益税が課りますと七三％、これは地方税だけの場合、固定資産税と附加価値税の場合では四九％ですが、それが七三％に上るわけです。大体こういうような工合であります。結局利益率の低い企業は地方税、つまり固定資産税、附加価値税それに再評価差益税が重なつて来

ますと、第一年度の税負担は一四〇%、利益に対する一四〇%の税金を拂わなければならぬ。第二年度におきまして、一七〇%ということでありまして、これでは企業がやつていけるわけはないわけでありまして、それからそういう企業の存立ということを除いて考えまして、大抵地方税における重課ということが企業の資産再評価というものを非常に税の側面から阻害しやしないか、十分なる資産の再評価を企業がやらぬか、こういう結果を招くわけでありまして、従いましてもうすでに問題になつておるのであります。固定資産税、附加価値税それから資産再評価税の改革案を作ります場合に、その税率の高低、或いは経過規定その他いろいろな救済措置といふことを余程考へておく必要があるのではないかと申すのであります。それでこれが平常時の経済状態でありましたら、多少税負担が重なりまして却つて企業努力と申しますが、企業の経営上の改革その他によりまして引受けることもできるのであります。これらの日本の経済界、企業の収益力といふものは必ずしも樂觀はできない事情にある。

それからもう一つはこれから日本が起つて行く途は、要するに貿易でありまして、これについても盛んにする、こういう点から申しましても、企業のコストを成るべく下げることが大きな重点にならなければならぬと思ふのであります。幸い国税体系の改正案には、比較的業者の意見といふものが採り入れられて、それでいろいろな緩和策が講じられておるよう

ありますが、地方税の方はそういうことが余りない。俗な言葉で言いますと、相当乱暴な高率な税がそのまま行われようとしておるということでありまして、どうかその点も余程考慮に入れて国税、地方税を通じて本當に合理的な税制を作ることが必要ではないかと思ふのであります。

それからもう一つは附加価値税のようなく世界に類のないような新しい税ができ、又固定資産税と申しまして、これは税源の捕捉やその他に時日を要する税であります。それが地方の貧弱な徴税機構で完全に行くかどうか、こういう点にも一つの問題があると思ひます。それから只今申しました徴税上の問題でありますけれども、これはやはり余程徴税当局が考慮してやらないと新らしい税制が完全であるだけに弊害も又多いのではないかと、こういうふうにも考へます。従来の税であります所得税がちよつと高くても、地方住民税で逃れるとかいろいろ言はば抜け穴があつたのであります。今度のシャウプ勧告案による税制は、そういう抜け穴が全部ではありますせんが、とにかく大体ふさがれてしまつておる。それで各税と税との間に密接な連繋がある。例えば資産再評価税と固定資産税の中には徴税上資料の転換ができる、それから所得税と住民税の所得割との間にも関係がある、こういう工合になか／＼抜道のない税体系であります。従つてこの税体系を以ちまして徴税する場合に、従来の税務署のやり方のような見積査定といふことをやりますと非常な重税になつて来る、こう考へるのであります。従来は税率の高低

といふことよりもむしろ課税標準のとり方、それから課税対象の査定の仕方如何によりまして税率がはげしく働く、そういう状況であつたのであります。今度の勧告案によりまして税率だけとる、税率ぎり／＼目一杯にとる、併し税率だけはとるけれども、それを万遍なく抜道のないようによつて行こう、つまり本當の意味の徴税の公正化を期そう、又そういうようなシステムにでき上つておると思ひます。それでありまして、ここで言はば正宗の名刀を使う徴税の方々が余程注意しないといふ／＼な障礙なり、徴税の非常な苛徴請求といふことが生じて来やしないか、こういうふうにも考へます。実際に従来の徴税方法は非常に杜撰と申します。不合理と申します。私、ちよつと調べたところによりますと、東京都の或る区で業者に税を課けるといふ場合に、その区の税務署が業者団体に割當るわけなんです。ところが大体国税庁が区の税務署に対して割當る税額、その税額を区の税務署において又それを五割乃至十割といふふうに入増しをしまして業者団体に課ける。そこで業者団体は区の税務署と掛合つて、それでそこにいる／＼な不正事実も出て来るというふうな話です。それでその業者の話によりますと、大体二十四年度の事業所得は、国税庁の見積りといふのは、大体二十三年度の五、六割増加である。ところがこれが区の税務署に來ましてその更正決定がどうなつたかといふと、二十三年度の税額の三倍かかつて來た。つまり区の税務署で水増しをして割當をやる。然らば実際の事業所得はどうかと申しますと、二

十三年度から比較しまして二、三割はむしろ下つておる。つまり実際の収入が二、三割下るところへ更正決定は三倍になつて来る、こういうべらぼうな話の方が聞かれるわけでありまして、こういうふうな乱暴な徴税を続けて行きますと、折角のシャウプ勧告案もとんでもない悪作用になるのではないかと、こういうふうにも考へるのであります。それで結局徴税面におけるシャウプ勧告の理想とするところは、公正な課税、つまり現実にあつた所得を基礎にしてそれに公正な税金をかける、こういう精神だと思ふのであります。よく政府の当局者は、戦後納税義務者の道義が落ちてなかつた協力して呉れないからだといふことがあるのであります。が、こういうふうな課税方法をやつておつて協力して呉れというのは無理で、ありまして、むしろこの際徴税機構といふものを根本的に刷新しまして、強化しまして、そうして先づ公正に課税をするといふことを押進して行きます。納税義務者も必らずそれに協力するといふ気分が沸いて来る、こう考へるのであります。以上簡單でありましたけれども私の意見を申し上げました。

たしまして、戦後現在三十三万九千平方キロと、これは丁度日清戦争当時の領土よりも約一万三千平方キロ減少しておる、こういう状況で領土の面では非常に増加を余儀なくせられておるといふようなことで、結論的に私がここで申上げること、要すれば日本が敗戦国であるといふようなことを徹底して考へたならば、税の負担について我々は軽いといふことを願うといふことはやや無理じゃないか、かように考へておるのです。従つて税のあり方は、税の組立法がどういふような組立法をされておるかといふことについて私達も一度考へて見なければならぬと思ひます。それは私は現行の税法のあり方は、昭和二十二年に自申告自納税制度といふものを採用されたのであります。その制度を徹底してやつて頂いたならば、この今度のシャウプ勧告のような、こういうふうな勧告ももう少し緩和されておつたのじゃないか、かように考へておる次第であります。私が自分の職業柄、主として中小商工業者を対象としておりますので、話の、考へ方も勢いその範圍に限局されるかと思ひますけれども、一応その点は御了承頂きたいと思ひます。実は第一次財産税の当時、私も各組合業者を通じて、現行の財産税は五ヶ年間週及して徴収することができるといふので、あなた方も正直に申告しなければいけないといふように私は指導して参りました。それに対して今度の昭和二十五年年度の税制改革は、この意味からいへば、第二次

財産税と私は考えております。ここで振返つて考えて見なければなりませんのは、第一次財産税の当時には、御承知のように、個人では個人財産税、個人財産増加税、法人におきましては、法人財産税と法人戦時利得税、この四本建であつたのがいつの間にか結局財産税一本になつてしまつた。いわば當時は法人の方々は、或る程度税の負担を免れたと申しましようか、比較的輕課された、さうに私は考えられるのじやないかと思ひます。戦時中に突は私が勤務しておりました、伊藤忠商事におりました当時、現在日本鋼管の重役をやつていらつしやいます伊藤雄さんと同席したことがあるのであります。その時分にいわゆる官の態度によつて企業整備を實行されたのであります。そのとき私は佐堂さんに、如何です皆さんのような立場の場合には或る程度御自分の積貯なり或いは家財なりを売却になつていらつしやいますかと私が質問いたしましたら、いやまだそこまでは行つておらん、かういふお答えでした。当時の中小商工業者のあり方は、いわば多年、十年なり二十年、或いは数代に亘つて築き上げたのれんをすつかり返上いたしました。皆企業整備に掛つた実情であります。いわば中小商工業者の犠牲におきまして、大東亞戦争を遂行したというように申上げて決して私は極論でないと考えております。ところがかくいまして御承知のように敗戦になつた現在、やはり中小商工業者は、やや痛めつけられておるのではないか、かやうに考える次第であります。この点は非共御一考を頂きたいと私は考えておる

次第であります。それは結局税の組立方あり方がどういふような階級意識によつて組立てられておるか、いわば税法の階級性というものを一応掘り下げて考えて見なければならぬと私は思ひます。それから現在税務機構或は税法そのものは確かに立派であります。が、どういふ点が非常にこの税の執行面において過ちを犯しているかと申します。ならば、取りも直さずこれは税務の機構の執行に當つておる税務職員の素質の非常な低下であります。例を上げ申上げますと、昭和十二年当時、或る税務署の係の次席程度の方が現在税務署長になつております。それから現在まで約十三年を経過しておりますから、現在の税務署の職員のかなり上級の人があと十三、四年経つて税務署長になるだけの素養があり、素質もあるかといふことを考えたときに、おのずと現在の職員が非常に低下しておるということがある。さういふやうな非常に低下されたところの税務職員によつて、国税の徴収がどういふやうなことで行われておるかといふことを私が数字を以て申上げて見ますと、例えればこれは或る豆腐商でありますが、本人の取引高税の申告は二千六百六十六円に對しまして、税務署では六千四百七十三円に對しまして、六千四百七十三円に對して七千三百三十四円、二千三百三十三円に對して六千四百、二千六百五十五円に對して四千九百二十六円、二千二百四十九円に對して四千五百六十六円といふやうな調子で、或いは二千四百八十六円に對して七千四百、この中七千円の方は、これは余り場所を擧げて

甚だ恐縮なのですが、田園調布の四丁目、といふと大体財閥の多いところであります。多摩川園から少し離れた田園調布におる方で七千三百三十四円、豆腐一丁十四円といひました。二丁ずつ売ると二百人が並ばなければならぬといふ結果になる、こにもちよつと意味のないことがあります。それからこれは取引高税に關することです。ありますが、例えば水道を引き込みますときに、東京都へ水道のいわゆる引込料といふものを賦課金の形で納付いたします。これは当然その水道工事人の収入にはならないのであります。これも取引高税の對象にすべかりしであつたのを、たゞ／＼私が注意をしてそれは抜いた。その程度のいわゆる素質の者が大体現在間税におります。それから直税の關係……

○理事(黒田英雄君) 成るべく税法の改正案に重点を置いて下さい。

○公述人(田中友章君) そこでさういふやうな比較的職員關係において十分でないといふことがさういふ点に現われて来るのであります。実は税務署の代帳組織ですね、あれを今少し改めて頂きたいと思ひます。それはどういふ点であるかと申します。さういふと、大体自申告自納税の制度でありますからして、一応本人が申告したものに對して仮更正、確定申告をした場合の本更正といふものに對して収入の割合關係が必ずしも……、代帳整理が不十分であるために遠隔の地まで呼出されるといふやうなことも非常に本人といひましては苦痛であります。さういふ点を今少し税務署の職員を通じて、いわゆるビジネスライク

に、要するに事務的に運んで頂きたい、かやうに考えておる次第であります。

それから実は私がこちらに参りますとき調べ上げたのでございまして、非常に一般人にいたしましては、歳入面に對しまして、歳計現金の割合がどういふふうになつておるかを調べて見ますといふと、昭和十一年當時が約五％になつております。十二年が六％、十三年が一〇％、十四年が一三％、十五年が一三％、十六年が一四％、十七年度が七％、十八年度が一四％、十九年度が一〇％、二十年と二十一年は不明です。二十二年は歳計現金が私の調べたところでは計上されておられません。二十三年が一％、二十四年が六％、二十五年が五％かやうになつておるからして、実は一応今次予算の組立方が均衡予算を含んだといふ建前上、どうしてもこの歳計現金に十分な裕りを持たなければならぬといふことは、これは当然のことである。ところがさういふことで考えて頂きたいことは、さういふことで徴収の立場になりますといふと、昭和二十四年度現年度につきましては、相当の徴収にいわゆる何と言ひますか、徴収を徹底させます。が、過年度についてはさういふことを加えるといふか徴収が十分に手廻らない。さういふ關係で例えれば今まで昭和二十二年或いは二十三年において、非常にまじめにやつた方々が、二十四年になつてくつと状態が悪くなつたといふ場合に、どうしても納らない。さういふ方々が差押えをされる、処分をされるという羽目に陥つてしまつて、二十二年とか或いは二十

三年に或る程度積蓄を構へた者が現二十四年度はすつきり納めて、後はむしろ欠損処分で棒引をするやうな方策を講じるといふ点も今少し事務的に掘り下げて頂きたい。私はかやうに考えております。

それから私が昨年、実は八丈島に参りましてあちらの税制の事情を調べたのであります。実は日本に税法が布かれましてから、小笠原及び伊豆七島といふものは、全然除外されておつた。何故除外されておつたかといふことは、むしろ委員長さん大蔵省に長くいらつしやつたのでよく御存知だと思ひますが、実は私はあちらをさういふ、あすこの五箇村であります。経廻りまして土地の有志といふ／＼懇談いたしました。が、丁度八丈島では利益を上げた分だけ芝の税務署へ税金として吸い上げられてしまつたといふ状況にあります。同様のことを私は日本が、日本全体の地域から考えて見ましたときに、或いは日本が税という形でもつてすつかり吸い上げられてしまつて、結局すべてが貧乏するといふことになるのじやないかといふことは感じを受けたのであります。特に八丈島、あの伊豆七島につきましては、従来税の特例といふことを何故設けられたかといふことを例を以て申上げますと、非常に自然に作用されるのです。そのために例えれば私が参りましたのは丁度九月末から十月の初めですが、その後キティー台風があつたために相当の数千円かけた波止場がすつかり波浪にさらわれてしまつた。又島もすつかり沙をかぶつてしまつたといふことで、税務署の方で内地並の税をかけられると

いうことは自然を相手に闘つておるあの農業又漁村では非常にきつい状況であります。而も主として伊豆七島の大

は法人税法によつて一応記載されております事項以外に、その台帳に載つてしまふは宜しいのであります。台帳に載らないという結局全然賦課漏れになつてしまふ。これはどういふ点に過ちがあつたかと申しますならば、私は曾ての第一種所得税、或いは第二種所得税、第三種所得税、当時の旧税法の時に減損更訂という制度がござい

これを要するに税の執行、たしかに税法は立派でございす。併しながらこれを執行するには人にあるという。それからシャウア勧告の中に最後に各大学に税法の講座を置くということがはつきり希望して勧告されておりますが、実はこの税の統計というものは余り発表されておられません。この税務統計について今少しく私は発表をして頂いて、我々が税についてのいろ／＼な今後の意見を述べるについての数字的な裏付けを成るべく與えて頂くように、一つ是非努力して頂きたいかように考へておる次第であります。

それは至生命論というふうに考へて行かなければならぬと私は自分で考へております。併しながらこの税法を人的配置を徹底せしめることによつて公平に徹底して徴収をして頂くように関係

○理事(黒田英雄君) 成るべく税法の改正案について述べて頂きたい。
○公述人(田中友章君) 今税法を執行する上について、税の賦課漏れ調査、結局言わば所得税法なり、或い

○理事(黒田英雄君) それでは本日はこれにて散会をいたします。明日は午前十時から委員会を開きますからどうぞ御出席願ひます。
午後三時二十一分散会
出席者は左の通り。
理事
委員

- 公述人
東京大学助教授 大内 力君
東京商工指導所長 中西 寅雄君
前全国財務労働組合委員長 徳島米三郎君
前全国銀行従業員組合連合会委員長 大倉 眞君
日本労働組合総同盟本部調査部長 清水 慎三君
日本租税研究會副会長 千金良三郎君
田中銀行頭取 田中 友章君
日本経済新聞論説委員 田中 友章君
税務代理士 田中 友章君
一、相続税法案
三月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、資産再評価法案
一、相続税法案

第一章 総則	第一條(第一條、第五條)
第二章 再評価資産の範囲及び再評価の時期(第六條、第十六條)	
第三章 再評価の基準(第十七條、第三十五條)	
第四章 再評価税(第三十六條、第四十四條)	
第五章 再評価の申告(第四十五條、第五十條)	
第六章 再評価税の納付(第五十一條、第六十四條)	
第七章 更正及び決定(第六十五條、第七十一條)	
第八章 審査及び訴訟(第七十二條、第七十六條)	
第九章 再評価税の利子税額及び免除等(第七十七條、第九十一條)	
第十章 資産再評価審議会及び資産再評価調査会(第九十二條、第九十六條)	
第十一章 再評価に関する経理(第九十七條、第一百零四條)	
第十二章 再評価を行った者の所得の計算(第一百零五條、第一百二十一條)	
第十三章 雑則(第一百二十二條、第一百二十三條)	
第十四章 罰則(第一百二十四條、第一百三十條)	
附則	

第一章 総則
(目的)
第一條 この法律は、資産の再評価を行うことにより、法人及び個人を通じて、適正な減価償却を可能にして企業経営の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上の特例を設けてその負担を適正にし、もつて経済の正常な運営に寄與することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「評価額」とは、事業の用に供する資産については、財産目録又は貸借対照表(財産目録又は貸借対照表を備えていない場合は、これらに準ずる帳簿書類。以下同じ。)に附せられる価額(減価償却資産についてはその償却額を当該価額から直接控除しない、その償却額に相当する金額を貸借対照表の負債の部に引当金、準備金等として計上している場合において、当該価額から当該償却額に相当する金額を控除した価額)を、事業の用に供しない資産については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する山林所得又は譲渡所得の計算の基礎となる価額をいい、「帳簿価額」とは、法人の有する資産についての評価額をいう。
2 この法律において「再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、この法律の定めるところにより評価額を増額することを行う。
3 この法律において「再評価額」とは、再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額される

場合における増額後の評価額をいう。

4 この法律において「再評価日」とは、その日現在において再評価を行つた日又は再評価が行われたものとみなされた日をいう。

5 この法律において「事業」とは、商業、工業、金融業、農業、水産業、不動産貸付業、医業その他対価を得て行う継続的行為で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「減価償却資産」とは、有形減価償却資産及び無形減価償却資産をいう。

7 この法律において「有形減価償却資産」とは、建物、機械器具その他の固定資産（無形減価償却資産を除く。）でその償却額が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいう。

8 この法律において「無形減価償却資産」とは、事業の用に供する鉱業権（砂鉱権、土石を採掘又は採取する権利、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第二十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権及び石炭鉱業権等臨時措置法（昭和十三年法律第五十四号）第十七條の規定による使用権を含む。以下同じ。）、漁業権（入漁権を含む。以下同じ。）及び水利権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（これらに関する権利を含む。以下同じ。）、営業

権（対価を支拂つて他から取得したもの又は相続若しくは財産税の課税の対象となつたものに限る。以下同じ。）並びに試験研究費（試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ。）をいう。

9 この法律において「取得価額」とは、法人又は個人がその資産を取得（製作及び改良を含む。立木、家畜その他これらに準ずるものについては植林、飼育、管理その他これらに準ずる行為、又、株式又は出資については株金若しくは出資の拂込又は現物出資の目的たる財産の給付を含む。これらの行為のために要した金額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入された場合を除く。以下同じ。）するために要した金額を（当該資産の取得後再評価前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に対応する金額を控除した金額）をいう。

10 この法律において「財産税調査時期」とは、財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）第一條に規定する調査時期（昭和二十一年三月三日前零時）をいう。

11 この法律において「財産税評価額」とは、個人の有する資産については、財産税法第三章の規定により評価されたその価額を、法人の有する資産については、財産税調査時期における当該資産の現況により同法第三章に規定する評価

の方法により計算したその価額（財産税調査時期後再評価日前に当該資産の一部が滅失した場合においては、当該価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額）をいう。

12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、法人税法第七條に規定する事業年度をいう。

（基準日）
第三條 この法律において「基準日」とは、昭和二十五年一月一日をいう。但し、左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる日（左の各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる日のうちいずれか遅い日）をいう。

一 昭和二十五年一月一日後企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定により旧勘定及び新勘定を併合する特別経理会社（会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）に規定する特別経理会社をいう。以下同じ。）の有する資産については、その併合の日の翌日

二 旧勘定のみを設けている特別経理会社で昭和二十五年一月一日後その旧勘定を廃止するものの有する資産については、その廃止の日の翌日
三 昭和二十五年一月一日後決定整備計画（企業再建整備法に規定する決定整備計画をいう。以下同じ。）又は企業再編成計画書（過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）に

規定する企業再編成計画書をいう。以下同じ。）の定めるところにより資産の出資又は譲渡を受ける第二会社（企業再建整備法に規定する第二会社をいい、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第二百八号）第二條の規定による第二会社を含む。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

四 昭和二十五年一月一日後旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する決定整理計画書の定めるところにより在外会社（同令に規定する在外会社をいう。以下同じ。）から資産の出資又は譲渡を受ける新会社（同令に規定する新会社をいう。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

五 昭和二十五年一月一日後農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第三十三号）の規定に基づき同法に規定する農業団体から資産の譲渡を受ける農業協同組合又は農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日
六 昭和二十五年一月一日後水産業協同組合法の制定に伴う水産

業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の規定に基づき同法に規定する水産業団体から資産の譲渡を受ける水産業協同組合の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日
七 昭和二十五年一月一日後中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第八十二号）の規定に基づき同法に規定する旧組合から資産の譲渡を受ける中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

八 産業設備官用法（昭和十六年法律第九十二号）の規定に基づき昭和二十五年一月一日において産業設備官団から借り受けている資産で同日後産業設備官団から譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日
九 昭和二十五年一月一日において工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工省令第一号）第一條又は造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一條の規定により指定されている施設（当該施設に附随する施設でその指定されている施設の賠償による撤去に伴い滅失、き損又は損壊することを予想されるものを含む。以下「賠償指定施設」という。）については、その指定の解除の日

十 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める日

(所有者とみなす場合)

第四條 信託財産については、その受益者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託(信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)の信託財産については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、基準日において受益者が特定していないとき、又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

3 前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれ受けるべき利益の価額の割合に応じて信託財産を有するものとみなす。

4 持株会社整理委員会が有する財産で持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)の規定により同令に規定する持株会社又は指定者から譲り受けたものについては、当該持株会社又は指定者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第五條 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。
一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二 法令による公団
三 日本専売公社
四 日本国有鉄道
五 国民金融公庫
六 復興金融公庫

七 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会
八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会並びに土地区劃整理組合

第二章 再評価の範囲及び再評価の時期

(法人の資産の再評価)

第六條 基準日においてこの法律の施行地に資産を有する法人は、当該資産について再評価を行うことができる。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一 現金及びこれに準ずるもの(日本銀行の有する金及び銀を含む。)

二 預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権(借地権たる賃借権を除く。)

三 国債、地方債、社債その他の有価証券(株式及び出資を除く。)

四 商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品その他のたな卸資産

五 株式及び出資(以下「株式」という。)(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する証券業者の有するもの)法人が、基準日において有して

いた株式について、基準日から再評価日までの間に当該株式を発行している法人(以下「発行法人」という。)(の資本(出資金を含む。以下同じ。))の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、その取得した法人が基準日において有していたものとみなす。

3 前二項の規定は、信託会社又は信託業務を兼営する銀行の有する合同運用信託の信託財産については適用しない。

(帳簿価額のない資産の再評価)

第七條 法人の有する資産で基準日において帳簿価額のないものについては、前條第一項の規定にかかわらず、再評価を行うことができる。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一 当該資産の取得後基準日まで減価償却又は帳簿価額の減額に因り帳簿価額がなくなつた資産で、その償却額及び帳簿価額の減少額の合計金額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額があるもの

二 当該資産の取得後基準日まで減価償却又は貸借対照表に記載されなかつた資産

で、その取得価額に相当する金額が基準日を含む事業年度以前の事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたもの

三 当該資産の取得後基準日まで減価償却又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、再評価日の直前においてその取得価額に相当する金額がその帳簿価額として財産目録又は貸借対照表に記載されたもの

四 賠償指定施設

五 前号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるもの

(個人の減価償却資産の再評価)

第八條 基準日においてこの法律の施行地に減価償却資産を有する個人は、当該資産について再評価を行うことができる。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する減価償却資産のうち家屋について基準日以後に譲渡(出資を含む。第二十九條を除き以下同じ。)、贈與、相続又は遺贈があつた場合においては、当該家屋については、前項の規定により再評価を行つたかどうかを問わず、基準日現在において、第二十六條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、前項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條第一項及び第三項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。

(個人の減価償却資産以外の資産の再評価)

第九條 基準日において個人がこの

法律の施行地に有する土地、立木、事業の用に供していない家屋、株式その他の資産(減価償却資産を除く。)(について基準日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合においては、当該資産については、基準日現在において、第二十六條第二項、第二十一條第二項、第二十三條又は第二十五條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、第六條第一項各号に掲げる資産及び所得税法第六條第五号に規定する資産については、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していた株式について、基準日後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなされる株式を含む。)(について、基準日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社

若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、当該金銭の額及び財産の価額（当該財産が株式であるときは、その拂込金額）の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額）がその基準日において有していた株式についての第四十三條第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえるときは、第一項の規定の適用については、その基準日において有していた株式について譲渡があつたものとみなす。

但し、当該株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものであるときは、この限りでない。

4 前項本文の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）

第十條 第八條第一項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない資産を同日後にその事業の用に供したため、当該資産が減価償却資産に該当することとなつた場合について準用する。

2 前項の場合においては、前條第一項の規定は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない家屋を同日後にその事業の用に供した場合において、当該家屋についてその事業の用に供した日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつたときについて準用する。

（資産の所在）

第十一條 第六條及び第八條から前條までの規定の適用については左の各号に掲げる資産がこの法律の施行地にあるかどうかについては、当該各号に規定するところによる。

一 動産又は不動産若しくは不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在。

二 鉱業権については、鉱区（砂鉱区を含む。）の所在。

三 漁業権については、漁場に最も近い沿岸の所在。

四 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在。

五 株式については、株主（社員又は出資者を含む。）の住所又は居所の所在。

六 前各号に掲げる資産以外の営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在。

七 前各号に掲げる資産以外の資産については、権利者の住所又は居所の所在。

（相続財産の少額の場合等の再評価の不適宜）

第十二條 第八條第二項、第九條第一項及び第十條第三項の規定は、相続、遺贈又は贈與があつた場合において、相続開始の時に被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき、又は一年間に同一人に対して贈與した財産の価額が三万円以下であるときは適用しない。

（事業用資産の再評価の時期）

第十三條 第六條第一項の規定による再評価は、基準日又は基準日後昭和二十五年八月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいずれか一日の現在において行われなければならない。但し、第三條各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものについての再評価は、その基準日現在において行われなければならない。

2 第八條第一項の規定による再評価は、基準日現在において行われなければならない。

3 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定による減価償却資産についての再評価は、当該資産をその事業の用に供した日現在において行われなければならない。

（合併の場合における再評価）

第十四條 法人がこの法律施行の日から昭和二十五年八月三十一日まで

の間に合併した場合には、合併した法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）が第六條第一項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）は、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、合併の日現在において再評価を行つことができる。第三條各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものを有していた法人がその基準日から六月以内に合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取得した当該資産についても同様とする。

2 第六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（法人の再評価額株式についての増資等の場合における再評価の特例）

第十五條 法人が、第六條第一項又は前條第一項の規定により再評価を行つた株式（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人がこれらの規定により再評価を行つた株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割當に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場

合においては、その取得した法人がその新たに取得した株式について第二十四條に規定する再評価額により再評価を行つたものとみなす。

（死亡の場合の再評価の承継）

第十六條 個人が昭和二十五年八月三十一日前に死亡した場合において、当該個人が第八條第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日において有していた減価償却資産（家屋を除く。）について、基準日現在において再評価を行つことができる。

2 第三條各号の規定により当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後である減価償却資産（家屋を除く。）有していた個人がその基準日から基準日の属する年の翌年一月三十一日までに死亡した場合において、当該個人が当該資産について第八條第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その基準日現在において再評価を行つことができる。

3 第十條第一項の場合において、当該個人が同項に規定する資産（家屋を除く。）をその事業の用に供した年の翌年一月三十一日までに死亡し、且つ、当該資産について同項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その事業の用に供した日現在において再評価を行つことができる。

2 前項の場合においては、前條第一項の規定は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

4 前三項の場合において、相続人が二人以上あるときは、前三項の規定による再評価は、共同して行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により相続人が行った再評価は、被相続人（包括の名義で遺贈した者を含む。）以下同じ。）が行ったものとみなす。

6 前五項の相続人には、相続人の相続人を含むものとする。

第三章 再評価の基準

（有形減価償却資産の再評価額）
第十七條 有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。以下この條において同じ。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数（法人税法の規定により当該資産について定められた耐用年数をいう。以下同じ。）に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 法人の有する有形減価償却資産で当該法人がその製作又は改良の完成のために一年以上の期間を要したもののについては、当該法人が当該資産を製作又は改良するために支出した時期ごとに左の算式により計算した金額の合計額をその取得価額とみなし、その製作又は

改良の完成の時期をその取得の時期とみなして、前項の規定を適用する。但し、第三十條の規定の適用を妨げない。

（無形減価償却資産の再評価額）
第十八條 無形減価償却資産（営業権を除く。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその資産の種類及び取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

（鉱業用減価償却資産の再評価額）
第十九條 鉱業の用に供する有形減価償却資産（個人の有する家屋を除く。）及び鉱業権の再評価額は、当該資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をい

う。）の累計額を当該資産の取得価額から控除した金額に、その取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 第十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（その他の事業用資産の再評価額）
第二十條 事業の用に供する資産のうち減価償却資産、土地、土地の上に存する権利（地上権、永小作権、地役権及び借地権たる賃借権をいう。以下同じ。）及び株式以外のもの（以下「その他の事業用資産」という。）で法人の有するものの再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有するその他の事業用資産の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額に、その取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。

（土地及び土地の上に存する権利の再評価額）
第二十一條 法人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額とする。

（法人の再評価額）
第二十二條 法人の有する株式の再評価額は、左の各号に定める金額をこえることができない。但し、当該金額が再評価日における当該株式の価額（証券取引法に規定する証券取引所の相場がある株式については、再評価日前一月の平均価額）をこえる場合においては、当該価格をこえることができない。

一 財産税調査時期前に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。）については、その財産税評価額を七・四倍した金額

二 財産税調査時期後に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。）については、左の算式により計算した金額（この場合においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。）

四 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の増加に因り、その有する株式（以下「旧株」という。）について割り当てられた株式を引き受けた場合における旧株及びその引き受けた株式（以下「新株」という。）については、左の算式により計算した金額（この場合においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。）

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の第一号の金額 + (新株の拂込金額 - 旧株の第一号の金額) × 旧株の耐用年数 ÷ 新株の耐用年数

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の第一号の金額 + (新株の拂込金額 - 旧株の第一号の金額) × 旧株の耐用年数 ÷ 新株の耐用年数

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 - 旧株の拂込金額) × 旧株の耐用年数 ÷ 新株の耐用年数

五 財産税調査時期後基準日前に発行法人の合併に因り、その有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

ロ 株式と金銭との交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

六 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その有する発行法人の株式について金銭又は新たに発行法人若しくは第二会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

七 財産税調査時期後基準日前に第三号から前号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次第三号から前号までの規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際には、前回の計算により得た金額を第一号又は第二号の金額として計算するものとする。）

八 基準日以後再評価日前において第三号から第六号までに規定する事由に該当した株式については、第二十三條各号に従い計算した金額

2 第十五條の規定により法人が同條に規定する新たに取得した株式について再評価を行つたものとみなされた場合においては、当該株式の取得の基因となつた株式についての第六條第一項又は第十四條第一項及び前項の規定による再評価額は、その新たに取得した株式を取得した時において第二十四條の規定による再評価額に改められるものとする。

（個人の株式の再評価額）

第二十三條 個人の有する株式の再評価額は、前條第一項各号（第八号を除く。以下この條において同じ。）に従い計算した金額とする。但し、当該株式が基準日以後左の各号に規定する事由に該当する場合においては、当該各号に定める金額とする。

一 基準日以後発行法人の資本の増加のあつた場合における旧株式及び新株については、左の算式により計算した金額

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受数)

1 + 旧株 1 株当り新株引受数

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受数) × 旧株の拂込金額

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受数)

二 基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間において発行法人の合併に因り、基準日に

において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

ロ 株式と金銭との交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

三 昭和二十五年四月一日以後発行法人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受け、当該株式について所得税法第五條第一項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされる拂込金額（以下「株式配当金額」という。）がないときは、

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

ロ 株式と金銭との交付を受け、当該合併法人の株式の拂込金額と金銭の額との合計額が当該合併法人の株式について前條第一項各号に従い計算した金額をこえ、且つ、株式配当金額がない場合において、

1 交付を受けた金銭の金額が所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配又は同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされるときは、

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

2 交付を受けた金銭の額のうち、所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額（以下「資本拂戻金額」という。）があるときは、

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 + 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額

四 基準日以後発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

五 基準日以後前各号に規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次前各号の規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際には、前回の計算により得た金額を前條第一項各号の金額として計算するものとす。）

（法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額）

第二十四條 第十五條の規定により法人が再評価を行ったものとみなされた株式及び当該法人の当該株式の取得の要因となつた株式についての再評価額は、前條各号に準じて計算した金額とする。この場合において、前條各号中「前條第一項各号の金額」とあるのは「当該事由の生じた時における帳簿価額」と、前條第一号、第四号及び第五号中「基準日以後」とあるのは「再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開

始の日前に第九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度。以下この條において同じ。）終了の日までの間において」と、前條第二号中「基準日から」とあるのは「再評価日から」と、同條第三号中「昭和二十五年四月一日以後」とあるのは「昭和二十五年四月一日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において」と読み替えるものとする。

2 法人（法人税法第九條第六項に掲げる法人を除く。）の事業年度が六月をこえる場合においては、前項の規定の適用については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。（個人のその他の非事業用資産の再評価額）

第二十五條 個人の有する家屋で事業の用に供しないものの再評価額は、当該家屋の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額とする。この場合において、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなす。

2 個人の有する資産で事業の用に供しないもの（土地、土地の上に

存する権利、家屋及び株式を除く。）の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。

（個人の事業用家屋について譲渡等があつた場合の再評価額）

第二十六條 個人の有する家屋でその事業の用に供しているものについて譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合における第八條第二項（第十條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、前條第一項の規定に従ひ計算した金額とする。

（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価額）

第二十七條 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産の再評価額は、第十七條から第十九條までの規定にかかわらず、当該資産についてこれらの規定により算出される再評価額の限度額から、基準日から当該資産をその事業の用に供した日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額をこえることができない。

（事業用と非事業用とに併用されている資産についての再評価）

第二十八條 個人の有する資産が基準日においてその者の事業の用と事業以外の用とに併用されている場合においては、当該資産のうち事業の用に供されている割合に相当する部分は、事業の用に供する資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

（取得の時期及び取得価額の特例）

第二十九條 左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とすることを妨げない。

一 決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社が出資又は譲渡を受けた資産又は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

二 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定により同法に規定する譲渡金融機関が同法に規定する譲渡金融機関から譲渡を受けた資産につ

いては、当該譲渡金融機関の当該資産の取得の時期及び取得価額

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する決定整備計画書の定めるところにより新会社が在外会社から出資又は譲渡を受けた資産については、当該在外会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

四 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の規定に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が同法に規定する農業団体から譲渡を受けた資産については、当該農業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

五 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の規定に基き水産業協同組合が同法に規定する水産業団体から譲渡を受けた資産については、当該水産業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

六 中小企業等協同組合法施行法の規定に基き中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が同法に規定する旧組合から譲渡を受けた資産については、当該旧組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

七 産業設備営団法の規定に基き産業設備営団から資産を借り受けていた者が産業設備営団から譲渡を受けた当該資産について

は、産業設備官団の当該資産の取得の時期及び取得価額

八 戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）第六十条第一項の規定により国、地方公共団体若しくは特定機関（同法第一條に規定する特定機関をいう。以下この号において同じ。）から譲渡を受けた資産については、その譲渡を受けた者が国、地方公共団体若しくは特定機関に対し譲渡し、又は国、地方公共団体若しくは特定機関に收用される前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額

九 企業整備その他の事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ、旋により昭和二十年八月以前において法人が著しく低い価額の対価で出資者から出資又は譲渡を受けた資産については、その出資者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十 企業整備その他の事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ、旋により昭和二十年八月以前において資産の出資又は譲渡を受けた法人又は個人から、同月後著しく低い価額の対価で法人又は個人が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資若しくは譲渡した者又は当該資産の出資若しくは譲渡を受けた者のうちで、当該資産を最初に取得した者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十一 合併法人が合併に因り取得した資産については、被合併法人（当該被合併法人が合併に因り設立した法人又は合併後存続した法人である場合において、は、当該合併に因り消滅した法人）の当該資産の取得の時期及び取得価額

十二 前各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる取得の時期のうち最も古い取得の時期及びその時期における取得価額（その取得の時期及び取得価額が不用の場合においては、知ることができる最も古い取得の時期及びその時期における取得価額）

十三 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した減価償却資産（家屋を除く。）でその贈與者、被相続人又は遺贈者（これらの者が当該資産を贈與、相続又は遺贈に因り取得した場合においては、その贈與者、被相続人又は遺贈者。以下この條において同じ。）の当該資産の取得の時期が財産税調査時期前であるものについては、財産税調査時期及びその財産税評価額

十四 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産（前号の規定に該当するものを除く。）については、贈與者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十五 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める時期及び価額

第三十條 第十七條から第二十條まで又は第二十五條に規定する資産で一年以上の期間にわたつて取得したものについては、当該期間の末日の属する時期をその取得の時期とみなし、当該資産を取得するために要した金額の合計額をその取得価額とみなすことができる。

第三十一條 法人が再評価日前に帳簿価額の減額をした資産（減価償却資産及び株式を除く。）でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、当該資産の取得価額から当該減少額を控除した金額をその取得の時期におけるその取得価額とみなす。

2 法人が再評価日前に張簿価額の減額（固定資産の減価償却を除く。以下同じ。）をした減価償却資産又は株式でその張簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、その減額をした時（二回以上減額をした場合においては、最後に減額をした時）の属する時期をその取得の時期とみなし、その減額をした直後の張簿価額をその取得価額とみなす。

3 前二項の規定は、その張簿価額の減少額に相当する金額が企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上された場合又は金融機関再建整備法に規定する確定損失として計上された場合における張簿価額の減額については適用しない。

（取得の時期又は取得価額の不明な資産）

第三十二條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産（家屋を除く。）で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみなす。

2 法人が財産税調査時期前に取得した土地、土地の上に存する権利又は家屋で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみなす。

第三十三條 前條に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得価額の不明なもの取得の時期及び取得価額については、大蔵省令で定めるところによる。

2 大蔵大臣は、前項の大蔵省令を制定しようとするときは、資産再評価審議会に諮問しなければならない。

（財産税評価額のない資産）

第三十四條 財産税調査時期にあつた資産で財産税評価額がないものについては、大蔵省令で定める価額をその財産税評価額とみなす。

2 前條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

（陳腐化した資産等）

第三十五條 基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における価額が当該資産について第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一

項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、これらの規定にかかわらず、大蔵省令で定める金額をこえることができない。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

第四章 再評価税

（納税義務者）

第三十六條 第六條第一項、第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。）又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた者、第十五條又は第十六條第五項の規定により再評価を行つたものとみなされた者及び第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。

（課税の対象）

第三十七條 再評価税は、第四十條から第四十三條までに規定する再評価差額について課する。

（納税義務の継承）

第三十八條 合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2 相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人は、

他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(非課税法人)

第三十九條 再評価税は、左の各号に掲げる法人には課さない。

一 昭和二十五年一月一日において法令に当該法人について法人税を課さない旨の規定のある法人

二 宗教法人、法人たる労働組合及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

（法人の株式以外の資産について）

第四十條 法人が再評価を行った資産（株式を除く。）についての再評価額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額とする。

2 左の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算した金額をもつて前項に規定する当該資産の帳簿価額として、同項の規定を適用する。

一 当該資産について再評価日前に減価償却又は帳簿価額の減額をした場合において、その償却額又は減少額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額が

あるときは、当該金額

二 当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合においては、その満たない金額左の各号に掲げる場合において

3 第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる金額をもつて同項に規定する資産についての再評価額とする。

一 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行った場合において、その再評価を行った資産について第百條第一項又は第二項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上すべき金額があるときは、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

二 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けていない会社がその有する賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行った場合においては、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

（法人の株式についての課税標準）

第四十一條 法人が第六條第一項若しくは第十四條第一項の規定により再評価を行った株式又は第十五條の規定により再評価を行ったものとなされた株式について、再評価額は、前條の規定に従い計算した再評価額とする。但し、

左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を前條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額とする。

一 第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、第四十三條第一項第二号の規定に準じて計算した金額

二 第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第三号の規定に準じて計算した金額

三 第二十三條第三号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第四号の規定に準じて計算した金額

四 第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額

五 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三條第一項第六号の規定に準じて計算した金額

2 前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により第四十三條第一項第二号から第四号まで又は第六号の規定に準じて計算する場合においては、「前條第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

3 第五十二條第二項の規定により

譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価額は、第一項の規定にかかわらず、第四十三條第四項の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、

「第一項に規定する財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

（個人の株式以外の資産について）

第四十二條 個人が再評価を行った減価償却資産についての再評価額は、当該資産の再評価額から左の各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 財産税調査時期前に取得した資産については、当該資産の財産税評価額

二 財産税調査時期後に取得した資産については、当該資産の取得価額

2 第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行わなかつた家屋で第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされたもの又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産（株式を除く。）についての再評価額は、当該資産の再評価額から前項各号に掲げる金額（所得税法第十條の七に規定する資産については、基準日から当該資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日までの期間に應じて大蔵省令で定めるところにより計算

した減価の価額との合計額）を控除した金額とする。但し、当該資産（当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。）の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における当該資産の再評価額（所得税法第十條の七に規定する資産については、本文に規定する減価の価額を控除した金額）に満たない場合における当該資産について

3 個人が第八條第一項の規定により再評価を行った家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価額は、第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額との合計額を控除した金額とする。但し、当該家屋（当該家屋について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。）の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額に満たない場合における当該家屋について

再評価差額は、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額から第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額を控除した金額とする。

4 第二項但書又は前項但書の場合において、著しく低い価額の対価

で資産の譲渡があつたときは、その譲渡があつた時における価額を当該資産の譲渡価額とみなす。
(個人の株式についての課税標準)
第四十三條 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式についての再評価差額は、当該株式の再評価額からその

時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて当該株式についての前條第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。但し、左の各号に掲げる株式については、その計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその

財産税評価額又は取得価額とする。
一 財産税調査時期前に取得した株式で財産税調査時期後において未拂込株金の拂込をしたものについては、左の算式により計算した金額
(前條第一項第一号の金額 + 未拂込株金)

二 第二十二條第一項第四号又は第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額
イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受数)

1 + 旧株 1 株当り新株引受数

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に依りて、

旧株の拂込金額 × (新株の拂込金額 ÷ 旧株 1 株当り新株引受数)
新株の拂込金額 × (新株の拂込金額 ÷ 旧株 1 株当り新株引受数)

三 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、左の計算により計算した金額

イ 第二十二條第一項第五号イ又は第二十三條第二号イに規定する事由に該当するときは、
被合併法人の株式の前條第一項第一号の金額
被合併法人の株式 1 株当り交付株式数

ロ 第二十二條第一項第五号ロ又は第二十三條第二号ロに規定する事由に該当するときは、
被合併法人の株式の前條第一項第二号の金額 - 被合併法人の株式 1 株当り交付金額
被合併法人の株式 1 株当り交付株式数

四 第二十三條第三号に規定する合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

2 合併法人の株式の拂込金額と交付を受けた金銭の額との合計額が被合併法人の株式についての前條第一項第一号又は第二号の金額をこえ、且つ、合併法人の株式の拂込金額が被合併法人の株式についての同項第一号又は第二号の金額に満たないときは、合併法人の株式の拂込金額

五 第二十二條第一項第六号又は第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額
六 第二十二條第一項第三号から第六号まで又は第二十三條第一号から第四号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に依りて順次前各号の規定を適用して計算した金額 (こ

の場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を前條第一項第一号又は第二号の金額として計算するものとする。)

2 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、当該株式につい

ての再評価差額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額から同項に規定する財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。

3 前條第四項の規定は、前項の譲渡価額について準用する。

4 第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一項及

び第二項の規定にかかわらず、当該株式について取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額 (株式については、その拂込金額) の合計額 (数回にわたつて取得した場合においては、その累計額) が当該株式についての第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえる金額のうちその取得した金銭の額と金銭及び株式以外の財産の価額とから成る部分で、所得税法

第五條第一項各号又は第十條の二第三項各号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額とする。但し、第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた後において当該株式について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合における当該株式についての再評価額は、当該株式について第一項又は第二項の規定により計算した再評価額から本文の規定による再評価額を控除した金額とする。

(税率)

第四十四條 再評価額の税率は、再評価額の百分の六とする。

第五章 再評価の申告

(法人の再評価の申告)

第四十五條 第六條第一項の規定により再評価を行つた法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第十四條第一項の規定により再評価を行つた法人は、その再評価日から二月以内に、その再評価を行つた資産について、前項に規定

する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申告書の提出期限が昭和二十五年七月三十一日前である場合において、当該法人が同年四月三十日まで納税地の所轄税務署長に申告書の提出の延期の届出をしたときは、当該法人は、同年七月三十一日まで当該申告書の提出を延期することができる。

4 第一項又は第二項の申告書には、大蔵省令で定めるところにより、その再評価を行つた資産について再評価額、再評価差額、再評価税額及び再評価額の限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項並びに再評価を行なかつた有形減価、償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相當する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村（都の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。）ごとに別紙に記載した明細書及びその字を添附しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併により消滅した場合においては、合併法人は、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6 第二十四條第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

7 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行うことができる法人で、昭和二十五年八月三十一日までにこれらの規定により再評価を行なかつたものは、同日までに、再評価を行わな

い旨を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、大蔵省令で定めるところにより、基準日において当該法人が有していた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相當する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及びその字を添附しなければならない。

8 税務署長は、第四項（第五項において準ずる場合を含む。）の規定による明細書又は前項後段の規定による書類の提出があつた場合において、その字に誤がない旨を確認して、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、地方財政委員会又は当該資産の所在する市町村の長に送付しなければならない。

（個人の減価償却資産の再評価の申告）
第四十六條 第八條第一項又は第十六條第一項の規定により再評価を行つた個人は、昭和二十五年八月

三十一日まで（第十六條第一項の規定により再評価を行う場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年五月一日以後であるときは、その知つた日から四月以内）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

但し、第八條第一項の規定により再評価を行つた資産についての基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日の属する年の翌年一月三十一日までに、これを提出しなければならない。

2 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行つた個人は、その再評価を行つた資産とその事業の用に供した日の属する年の翌年一月一日から同年三月三十一日までに、当該資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第十六條第二項又は第三項の規定により再評価を行つた個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この條において同じ。）までに、その再評価を行つた資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄

税務署長に提出しなければならない。

4 前條第四項の規定は、前三項の申告書の提出について準用する。但し、前二項の申告書には、明細書の字の添附を要しない。

5 第一項から第三項までの規定により申告書を提出しなければならない者が申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日までに、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6 第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十六條の規定により再評価を行つた個人が第九十一條の規定による納税管理人の申告をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこととなる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7 前條第八項の規定は、第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する前條第四項の規定により第一項の申告書に添附する明細書の字について準用する。

（個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告）
第四十七條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行

わたれたものとみなされた資産については、当該資産を譲渡し、又は贈與した個人は、その譲渡し、又は贈與した日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日まで、当該資産の相続又は遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額）並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 第九條第四項の規定の適用がある場合において、その年中に二回以上当該株式について譲渡があつたものとみなされるときは、前項の申告書には、当該株式について、再評価額とともに、その年中において取得した同項に規定するこえる金額に相当する金銭並びに金銭及び株式以外の財産の額に対応する再評価差額及び再評価税額を記載しなければならない。
- 3 第四十五條第四項の規定は、第一項の申告書の提出について準用する。
- 4 前條第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない者について準用する。

（修正申告書）

第四十八條 第四十五條の規定により申告書を提出した法人又は第四十六條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合又は再評価差額の計算に誤がある場合においては、これらの申告書の提出期限から六月以内に限り、これらの申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、これらの申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

- 2 前項の場合において、第三章に規定する限度額をこえている再評価額を修正するときは、その修正申告書に記載すべき再評価額は、その限度額に相当する金額としなければならない。
- 3 前條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した事項に誤がある場合においては、その申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、その申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。
- 4 第一項又は前項の修正申告書には、大蔵省令で定めるところにより、再評価額、再評価差額又は再

評価税額の修正に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。

5 第一項の規定により修正申告書を提出することができる法人が修正申告書を提出しない場合又は合併し、消滅した場合においては、合併法人は、第一項、第二項及び前項の規定に準じて修正申告書を提出することができる。

6 第一項又は第三項の規定により修正申告書を提出することができる個人が修正申告書を提出しないで死亡した場合においては、相続人は、第一項から第四項までの規定に準じて修正申告書を提出することができる。

（申告書提出期限の延長）

第四十九條 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、通信交通の困難その他やむを得ない事由があることを認めるときは、地域及び期日を指定して、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

2 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

3 税務署長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価の失効）

第五十條 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により再評価を行つた法人又は個人が第四十五條又は第四十六條の規定による申告書をこれらの規定による提出期限までに提出しない場合においては、その再評価は、再評価日にさかのぼつてその効力を失う。その行つた再評価に係る再評価額がこれらの規定により提出した申告書又はこれに添附した明細書に記載した再評価額をこえる場合においては、そのこえる金額に係る部分の再評価についても同様とする。

第六章 再評価税の納付

（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）

第五十一條 減価償却資産について再評価を行つた法人は、当該資産についての再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の再評価税を、再評価日を含む事業年度から再評価日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内に（第四十五條第三項（同條第五項）において準する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで）に、国に納付しなければならない。

一 再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経

過した日の前日までに終了するものに限り。）分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度の末日までの月数）を乗じて算出した金額を十二分した金額

二 再評価日が事業年度開始の日でない場合（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日が事業年度開始の日である場合を含む。）において、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に再評価日以後一年を経過した日から当該事業年度の末日までの月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額

三 前二号及び第四号に規定する事業年度以外の事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度の月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

四 再評価日が事業年度開始の日でない場合において、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に

当該事業年度開始の日から再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数に乗じて算出した金額を十二分した金額

五 前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価額に満たない場合における再評価日

前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額

2 前項各号の月数を計算する場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨て、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

3 法人が再評価を行った減価償却資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行った減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産についての再評価税額のうちその譲渡し、又は贈與した日までに第一項の規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六條の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は、第一項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その譲渡し、又は贈與した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならぬ。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び前項の事業年度について準用する。

5 法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行った法人が合併に因り消滅した場合における第一項の規定の特例については、政令で定める。

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）
第五十二條 減価償却資産以外の資産について再評価を行った法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該資産を譲渡し、又は贈與した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

2 法人が再評価を行った株式（第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式及び当該法人が合併法人である場合においては被合併法人が再評価を行い、又は同條の規定により行ったものとみなされる株式を含む。以下同じ。）について、再評価日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、当該金銭の額及び財産の価額（当該財産が株式であるときは、その拂込金額。以下この項において同じ。）の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額。以下この項において同じ。）が第四十一條第一項に規定するその再評価を行った株式について再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、前項の規定の適用については、当該株式について譲渡があつたものとみなす。この場合において、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度）終了の日までに発行法人の残余財産の分配が完了せず、且つ、その取得した金銭の額及び財産の価額の合計額が当該株式についての再評価税額に満たないときは、同日においてその満たない金額に相当する額の金銭を取得したものとみなす。

3 前項の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を二以上の事業年度にわたつて取得したときは、各事業年度において取得した金額に対応する税額の当該株式についての再評価税額を、当該事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

4 前二項の規定は、法人が再評価を行った株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は

が株式であるときは、その拂込金額。以下この項において同じ。）の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額。以下この項において同じ。）が第四十一條第一項に規定するその再評価を行った株式について再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、前項の規定の適用については、当該株式について譲渡があつたものとみなす。この場合において、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度）終了の日までに発行法人の残余財産の分配が完了せず、且つ、その取得した金銭の額及び財産の価額の合計額が当該株式についての再評価税額に満たないときは、同日においてその満たない金額に相当する額の金銭を取得したものとみなす。

2 前項に規定する個人又は相続人が再評価を行った減価償却資産について再評価日以後譲渡し、贈與、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産についての再評価税額のうちその譲渡し、贈與、相続又は遺贈があつた日までに同項の規定による納期がまだ到来していない税額（第五十八條の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、前項

同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものである場合においては適用しない。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）
第五十三條 第八條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った個人又は第十六條第一項若しくは第三項の規定により減価償却資産について再評価を行った相続人（その相続の開始があつた日が昭和二十五年三月三十一日以前である者は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十六年（第四十八條第二項（同條第五項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年）から五年間、毎年一月一日から同月三十一日までの間において、国に納付しなければならない。）

の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、左の各号に掲げる期間内に、国に納付しなければならない。

一 譲渡又は贈與があつた場合において、譲渡又は贈與があつた日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日まで

二 相続又は遺贈があつた場合においては、相続人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）まで

3 第十六條の規定により再評価を行った相続人（第一項に規定する相続人を除く。）は、その再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第一項、第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

4 第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前三項の規定にかかわらず、再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

（個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）
第五十四條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を譲渡し、若しくは贈與した個人又は当該資産の相続若しくは遺贈があつた場合における当該個人の相続

人は、当該資産についての再評価税を、第四十七條第一項又は同條第四項において準用する第四十六條第五項の規定による申告書の提出期限まで（その申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、その提出の日）に、国に納付しなければならない。

2 第四十七條第四項において準用する第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

（修正申告書を提出した場合の再評価税の納付）

第五十五條 第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合において、当該修正申告書の提出に因り再評価税の税額が増加したときは、当該修正申告書を提出した法人又は個人は、増加した税額の再評価税を、当該修正申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該修正申告書の提出に因り増加する前の再評価税のうち第五十一條第一項又は第五十三條第一項の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した税額をこれらの規定による納期において納付すべき増加する前の再評価税額にあん分して、すでに到来

している納期に係る分のその増加した税額については前項の規定により、まだ到来していない納期に係る分のその増加した税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期（第五十一條第三項又は第五十三條第二項の規定による納期を含む。）において、国に納付しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六條 減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価税を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで。以下この條において同じ。）に納付すべき再評価税額の合計額（前條第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含み、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却額のうちいずれか少ない金額から当該事業年度の再評価前法定償却額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合におい

ては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

2 第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

3 前二項の規定は、当該事業年度が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度である場合において適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度分の法人税法の規定による所得について同法第二十五條の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却額及び再評価前法定償却額、第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二

月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添付して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

6 前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四條の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添付して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることをできる。この場合においては、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国に納付しなければならない。

7 第二十四條第二項の規定は、第一項から第五項までの事業年度について準用する。

第五十七條 前條において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の総損金（同法第九條第五項に規定する損金を除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上損金に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の総益金から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について同法第二十

九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるときは、その更正又は決定に係る所得の計算の基礎となる総損金及び総益金による。

2 前項の償却前利益金額は、法人税法第十九條第一項（同條第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）本文の規定の適用を受ける法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた同法第二十九條から第三十一條の規定による更正又は決定については、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第十九條第一項但書又は第二十條第一項の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、端数があるときは、これを切り捨てる。

4 前條において「再評価後法定償却範囲額」とは、法人税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第二百一十一條の規定）により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該法人（当該法人が合併法人である場合においては、その被合併法人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日）の直前における帳簿価額（第四十條第二項の規定の適用がある資産については、同項各号に掲げる金額を加算した額）に基づいて法人税法の規定による所得の計算上損金に算入することができ、償却範囲額を当該事業年度の期間に亘つて計算した金額をいう。

5 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。（個人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十八條 減価償却資産についての再評価税を納付する個人は、第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日まで、納付すべき再評価税額の合計額（第五十五條第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した

税額を含み、前年一月一日から同月三十一日まで、納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）がその前年の償却前利益金額又はその前年の再評価後法定償却範囲額のうちいずれか少ない金額から再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができ

2 第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日までに減価償却資産についての再評価税を納付しなければならぬ個人のその前年の償却前利益金額がない場合又は当該償却前利益金額がその前年の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該個人は、同項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。

3 前二項の規定は、その年が昭和三十一年である場合においては、適用しない。
4 第一項及び第二項の規定は、その前年分の所得税法の規定による所得について同法第二十六條の四

の規定による青色申告書を提出しない個人については適用しない。

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする個人は、その年一月一日から同月三十一日までに、前年の償却前利益金額、前年の再評価後法定償却範囲額、再評価前法定償却範囲額、第五十三條第一項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額及び第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。

6 第五十六條第六項の規定は、前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合について準用する。

第五十九條 前條において「償却前利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上必要な経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について同法第四十六條の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の計算の基礎となる必要な経費及び総収入金額による。

却範囲額」とは、所得税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第二百一十一條の規定）によりその年分の所得の計算上必要な経費に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該個人（その被相続人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日）の直前における評価額に基づいて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入することができる償却範囲額をその年における前項の事業から生ずる所得の計算の期間に亘つて計算した金額をいう。

（相続の場合の再評価税の年賦延納）
第六十條 相続又は遺贈に因り第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第二項の規定により再評価税を納付しなければならぬ相続人は、その納付しなければならぬ再評価税額の合計額が三万円以上で、且つ、一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税地の所轄税務署長の許可を受けて、その納付を困難とする金額を限度として、三年以内の年賦延納をすることができ

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第五十三條第二項若しくは第三項又は

は第五十四條第一項の規定による納期限までに、その納付を困難とする事由、延納の年限、延納年割額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、これを提出した者が第一項の事由に該当すると認めるときは、当該申請書に記載された延納の年限及び延納年割額により、又はこれらを変更して許可することができる。

4 税務署長は、前項の規定により年賦延納を許可する場合においては、その各年における納期を指定する。

5 税務署長は、第三項の規定による年賦延納の許可を受けた者が延納年割額をこえて再評価税を納付することが困難でなくなつたと認める場合においては、その許可を受けた者の弁明を聞いた上、その納付が困難でなくなつた金額を限度として、その許可を取り消し、延納年割額を変更し、又は延納の年限を短縮することができる。この場合においては、税務署長は、前項の規定により指定した納期を変更することができる。

6 税務署長は、第一項の規定による延納を許可し、若しくは許可せず、又は前項の規定により延納の許可を取り消し、延納年割額を変更し、若しくは延納の年限を短縮した場合においては、当該再評価税を納付しなければならぬ者にその旨を通知する。

7 第一項の規定の適用については、第六十三條第二項の規定により連帶納付の責に任ずる受遺者を相続人とみなす。

(再評価積立金の資本組入れの場合の再評価税の納付)

第六十一條 法人が第九十九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた場合において、第五十一條又は第五十二條の規定により納付すべき再評価税のうちその組み入れた日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日までにこれらの規定による納期がまだ到来していない税額(第五十六條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。)があるときは、当該法人は、第五十一條又は第五十二條の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その組み入れた日を含む事業年度終了の日から六月以内に、国に納付しなければならない。

2 第五十三條第二項の場合においては、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、同項に規定する納期限までに、再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(清算人等の責任)

第六十三條 法人が解散した場合において再評価税を納付しないで残余財産を分配したときは、その再評価税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帶納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者については、その受けた利益の価額を限度とする。

2 受贈者又は受遺者(包括受遺者を除く。)は、贈與者又は遺贈者(これらの者の相続人を含む。)の納付しなければならない当該贈與又は遺贈した資産についての再評価税について、贈與又は遺贈に因り受けた利益の価額を限度として、連帶納付の責に任ずる。

第七章 更正及び決定

(再評価額等の更正)

第六十五條 第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その申告書又はこれに添附された明細書に記載された再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。

一 第四十五條、第四十六條又は第四十八條第一項(同條第五項又は第六項において準ずる場合を含む。)の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合

二 第四十七條又は第四十八條第三項(同條第六項において準ずる場合を含む。以下同じ。)の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章の規定により計算した再評価額と異つてする場合

三 申告書に記載された再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額の計算に誤がある場合

(再評価額等の決定)

第六十六條 第四十七條の規定により申告書を提出すべき個人が申告書を提出しなかつた場合においては、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その調査により、再評価額、再評価差額及び再評価税額並びに、再評価が行われたものとみなされた資産が二以上ある場合においては、それぞれこれらの額の合計額を決定する。

(再評価額等の再更正)

第六十七條 国税局長又は税務署長は、前二條又はこの條の規定により再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の額の合計額又は免除される再評価税額を更正又は決定した後その更正又は決定に係る再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の額の合計額又は免除される再評価税額について、なお第六十五條各号に掲げる場合(同條第二号に掲げる場合については、その再評価額には、前條の規定による決定に係る再評価額を含む。)の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。

(更正又は決定の権限)

第六十八條 前三條の規定による更正又は決定については国税局長又は税務署長のいずれがこれを行うかは、政令で定める。

更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通知するものとする。

(更正又は決定の通知)

第六十九條 税務署長は、第六十五條から第六十七條までの規定により更正若しくは決定をした場合又は前條第二項の規定による通達を受けた場合においては、更正又は決定があつた旨、更正又は決定に係る再評価額、再評価差額及び再評価税額若しくはこれらの額の額の合計額又は免除される再評価税額並びに第七十七條第六項の規定により徴収すべき利子税額を、申告書を提出した者又は申告書を提出すべき者に通知する。この場合において、第六十五條第一項第一号の規定に該当すると認めるときは、その通知の書面に更正の理由を附記しなければならない。

2 この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第九十一條に規定する納税管理人の申告をしていない場合においては、前項の通知に代えて、官報に掲載して公告をすることができ。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

(再評価額の更正の期限)

第七十條 第四十五條又は第四十六條の規定による申告書についての第六十五條又は第六十七條の規定による再評価額又はその合計額の更正は、昭和二十六年十二月三十

第六十二條 第五十一條第三項、第五十二條第一項又は前條の場合において、当該法人(その合併法人を含む。)は、これらの規定に規定する納期限までに、再評価を行つた資産(第十五條の規定により再評価を行つたものとみなされた株式を含む。)について譲渡若しくは贈與があつた旨又は再評価積立金を資本に組み入れた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(再評価税の督促)

第六十四條 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條に規定する納期限内に再評価税を完納しなかつた場合において、納税地の所轄税務署長は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号第九條の規定)により督促する。

更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通知するものとする。

更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通知するものとする。

更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通知するものとする。

一日（その申告書の提出期限が昭和二十五年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日）後においては、行うことができない。

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一條 税務署長は、第五十一條、第五十三條又は第五十四條の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一條、第五十三條又は第五十四條の規定による納期が第六十九條の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問はず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

2 税務署長は、第五十二條の規定により法人が納付すべき再評価税について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正があつた場合においては、第六十九條の規定による通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度以前において譲渡又は贈與された資産について譲渡又は贈與された資産についての再評価税に係る追徴税額を徴収する。この場合において、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度

までに譲渡又は贈與されない資産についての再評価税に係る追徴税額の納付については、第五十二條の規定による。

3 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

第八章 審査及び訴訟

（審査の請求）

第七十二條 第六十九條の規定により再評価額、再評価差額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額若しくは免除される再評価税額の更正若しくは決定の通知を受けた者がその通知を受けた再評価額、再評価差額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額、利子税額若しくは免除される再評価税額に対して異議があるとき、又は第八十三條の規定により通知を受けた者がその通知を受けた過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、その通知をした税務署長を経由して、国税局長の処分に係る場合においては国税庁長官に、税務署長の処分に係る場合においては納税地の所轄国税局長に、審査の請求をすることができ。

2 審査の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長が相当の事由があると認めるときは、当該税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

3 第四十九條の規定は、審査の請求について準用する。

4 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

（審査の決定）

第七十三條 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一 審査の請求が前條第一項の期間経過後にされたとき、又は同條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、

当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、

当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

2 第六條第二項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により行つた再評価について前項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税庁長官は、全国資産再評価調査会に、国税局長は、地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

3 国税庁長官又は国税局長は、第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価について第一項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

4 第六十九條第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

5 第三項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。（訴訟法の適用）

第七十四條 審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

第七十五條 審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第七十三條第一項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、審査の請求があつた日から三月を経過したとき、又は審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずる虞があるときその他正当な事由があるときは、審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2 前項に規定する訴は、同項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた国税局長又は税務署長の所部の職員とみなす。

5 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、審査の請求がされておるときは、当該請求に対して決定をすることを妨げない。

第七十六條 前條第一項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴が提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者の証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、臨時証拠の申出をすることができ。

第九章 再評価税の利子税額及び免除等

（利子税額）

第七十七條 再評価税の納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる再評価税額については、当該各号に掲げる期間に應じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 相続人が第六十條第三項の規定による年賦延納の許可を受けた場合においては、同條第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税額について、第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第一項の規定による納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

二 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十四條までの規定により納付すべき再評価税(第五十五條第一項の規定により修正申告書の提出後に第五十一條第一項若しくは第三項又は第五十三條第一項若しくは第二項に規定する納期限において納付すべき再評価税を含む。)をその納期限(第五十六條又は第五十八條の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定する納期限)内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る再評価税額について、その納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

三 再評価税の納税義務者が第四十七條に規定する申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

四 再評価税の納税義務者が第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合においては、その修正に因り増加した再評価税額で第五十五條第一項(同條第二項において同條第一項の規定による場合を含む。)以下この條において同じ。)の規定により納付すべきものについて、第五十一條から第五十四條までに規定する納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

を提出した場合においては、その修正に因り増加した再評価税額で第五十五條第一項(同條第二項において同條第一項の規定による場合を含む。)以下この條において同じ。)の規定により納付すべきものについて、第五十一條から第五十四條までに規定する納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

7 再評価税の納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴收される場合においては、当該納税義務者が納付した再評価税額が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條の規定により納付すべき再評価税額又は第七十一條の規定により徴收される再評価税額に達するまでは、その納付した再評価税額は、これらの規定により納付すべき再評価税額又は徴收される再評価税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

十六條第二項若しくは第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、第六十五條若しくは第六十七條の規定による更正があつたとき、又は第四十八條の規定による修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、その更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、その更正に係る第七十一條の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴收する。

規定により納付すべき再評価税額、又は過大であつた納付を延期しようとする再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少納付加算税額を徴收する。

2 前項の場合において、再評価税の納税義務者が同項各号に掲げる再評価税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる再評価税額は、同項各号に掲げる再評価税額からその納付した再評価税額を控除した税額による。

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少申告加算税額を徴收する場合について準用する。

第七十九條 第六十二條の規定による届出の期限までに当該届出がなく、且つ、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定による再評価税の納付がなかつた場合又は第五十六條第五項若しくは第五十八條第五項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大であることについて正当な事由がないと認める場合には、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定により納付すべき再評価税額を納付する日までの期間

規定により納付すべき再評価税額、又は過大であつた納付を延期しようとする再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴收する。

5 第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十條第四項若しくは第五項の規定により指定された納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合で再評価税の納税義務者が第五十四條若しくは第五十五條第一項に規定する納期限までにその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合又は再

第七十八條 第四十五條から第四十七條までの規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出があつた場合であつて、提出期限内にその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合を含む。)又は第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八

第七十九條 第六十二條の規定による届出の期限までに当該届出がなく、且つ、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定による再評価税の納付がなかつた場合又は第五十六條第五項若しくは第五十八條第五項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大であることについて正当な事由がないと認める場合には、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定により納付すべき再評価税額を納付する日までの期間

規定により納付すべき再評価税額、又は過大であつた納付を延期しようとする再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴收する。

三五

株式を昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡した場合（第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、その譲渡価額が当該株式の再評価額に満たないときは、当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額（その譲渡価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額）に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 法人が再評価を行つた株式について発行法人の解散に因り残余財産の分配が数回にわたつてあつた場合においては、その分配が完了するまでは、前項の規定の適用については、第五十二條第二項の規定にかかわらず、当該株式について譲渡があつたものとみなさない。

3 法人が再評価を行つた株式の昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日における帳簿価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、その満たない金額（その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額）に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

4 第一項及び前項の規定は、第一項又は前項の規定に該当する法人が、第五十二條に規定する納期限までに、その免除される再評価税額（第一項又は前項の規定に該当する株式が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出したの場合に限り適用する。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について適用する。

第八十六條 個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産（当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。）の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額から再評価日以後当該譲渡、贈與、相続又は遺贈のあつた日までの期間に應じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三條第二項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項各号に掲げる納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

第八十七條 法人が再評価を行つた資産又は個人が再評価を行つた減価償却資産が災害に因り滅失したため、その滅失の当時当該資産を有していた再評価税の納税義務者が資力を喪失し、その滅失した時までにまだ納期の到来していない当該資産についての再評価税額（第五十六條又は第五十八條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

2 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価を行つたものとみなされた資産が災害に因り滅失したため、当該資産を相続又は遺贈に因り取得した相続人が資力を喪失し、当該資産についての再評価税額の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

3 前二項の規定による税額の免除を受けようとする者は、当該資産の滅失後最初に到来する第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第七十一條の規定による納期限までに、免除を受けようとする再評価税額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により再評価税を免除した場合においては、その旨及び免除した税額を、免除しない場合においては、その旨を、免除を申請した者に通知する。

5 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による通知について適用する。

6 第三項の規定による申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、第一項又は第二項の規定による免除が確定するまで、免除を申請した税額の再評価税の徴収を猶予することができる。

7 第六十條第七項の規定は、第二項の場合について適用する。

第十二條までの規定により譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日の属する年分の総所得金額から控除されるべき金額の合計額が当該総所得金額（再評価を行つた減価償却資産について所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額がある場合においては、当該償却額から当該資産についての第五十九條第二項に規定する再評価前法定償却範囲額を控除した金額を加算した金額）をこえるときは、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、その合計額）のうち、そのこえる金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定による納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合において年の中途において譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合における再評価前法定償却範囲額は、第五十九條第二項の規定により計算した再評価前法定償却範囲額にその年一月から譲渡、贈與、相続又は遺贈があ

つた日の属する月までの月数を乗じて十二で除して得た金額による。

4 第五十七條第三項の規定は、前項の月数の計算について準用する。

(端数計算の特例)

第八十九條 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第 号)の規定は、第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は前條第二項の規定により提出する申告書に記載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額の合計額について適用する。

(納税地)

第九十條 再評価税は、法人については法人税法第四十七條の三の規定による法人税の納税地を、個人については所得税法第二十九條第一項の規定に基づく命令又は同法第六十五條の規定による所得税の納税地をその納税地とする。

(納税管理人)

第九十一條 再評価税の納税義務者が納税地に営業所若しくは事務所を有しない場合は、現住しない場合においては、この法律による申告書の提出、再評価税の納税その他再評価に關する一切の事項を處理させるため、納税地に営業所若しくは事務所を有する法人又は現住する個人のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。再評価税の納税義務者がこの法律施行地

に営業所若しくは事務所を有しないこととなる場合又は現住しないこととなる場合及び納税管理人を変更することとなる場合においても同様とする。

第十章 資産再評価審査会及び資産再評価調査会

(設置)

第九十二條 この法律の円滑な運用を図り、資産の再評価を適正にするため、大蔵省に資産再評価審査会を、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を置く。

(権限)

第九十三條 資産再評価審査会は、第三十三條第二項(第三十四條第二項及び第三十五條第二項)において準用する場合を含む。の規定により諮問される事項を調査審議する外、大蔵大臣の諮問に應じ、この法律の運用に關する重要な事項を調査審議する。

2 資産再評価審査会は、この法律の運用に關し大蔵大臣に対して隨時意見を述べることができる。

3 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、第七十三條第二項の規定により諮問される事項を調査審議する外、国税庁長官又は国税局長の諮問に應じ、第七章の規定により更正又は決定に關する重要な事項を調査審議する。

4 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、国税局長又は税務署長の処分に關し、国税庁長官又は国税局長に對し隨時意見を述べることができる。

(組織)

第九十四條 資産再評価審査会は、大蔵大臣及び委員四十人以上以内で組織する。

2 全国資産再評価調査会は、国税庁長官及び委員四十人以上以内で組織する。

3 地方資産再評価調査会は、国税局長及び委員三十人以上以内で組織する。

(構成)

第九十五條 大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長は、それぞれ資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の会長として会務を總理する。

2 資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員は、關係行政機關又は地方公共団体の職員、學識又は経験のある者及び産業界を代表する者のうちから、それぞれ大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長が任命する。但し、産業界を代表する者のうちから任命される委員の数は、それぞれ資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の總数の二分の一未満でなければならない。

3 資産再評価審査会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、非常勤とする。

(運営に關する規定)

第九十六條 前三條に定めるものの外、資産再評価審査会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一章 再評価に關する経理

(總會の承認)

第九十七條 株式会社、有限会社その他の法人で法令、定款、規約又は規則においてその決算について總會その他のこれに準ずるものの承認を要する旨の定めのあるものが再評価を行つた場合においては、第四十五條の規定により申告書を提出する時までに、当該再評価及びその再評価額又はその合計額について總會その他これに準ずるものの承認を受けなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八號)第二百八十四條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)第四十六條第一項及び保險業法(昭和十四年法律第四十一號)第六十七條)において準用する場合を含む。

(商法第三十四條及び第二百八十五條の特例)

第九十八條 法人又は個人がその再評価を行つた資産について再評価目録に附する場合においては、商法第三十四條及び第二百八十五條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法第四十六條第一項及び保險業法第六十七條)において準用する場合を含む。以下同じ。

2 法人又は個人が再評価を行つた固定財産の再評価額が当該法人又は個人の当該財産についての商法第三十四條第二項又は第二百八十八條に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該財産についての規定の適用については、当該財産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。

(再評価差額に關する商法等の特例)

第九十九條 法人の再評価差額は、商法、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第 号)その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなす。

(仮勘定を設けている場合の経理)

第一百條 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその決定整備計画において定めた同法第六條第一項第七号から第九号までに掲げる資産で政令で定めるものについては、当該会社は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその有する株式、賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについては、再評価を行つた場合においては、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額(株式については、第四十一條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価

額)を控除した金額のうち同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額に相当する金額(同法第二十五條の規定により当該資産について、特別損失の減少額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合においては、その計上した金額を控除した金額、特別損失の増加額を仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上した場合においては、その計上した金額を加算した金額)を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならぬ。

3 前二項の規定により仮勘定として経理した金額は、企業再建整備法第二十六條の規定の適用については、同法第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として経理した金額とみなす。

(再評価差額による損失のてん補)
 第一百一條 再評価を行つた法人は、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度(特別経理会社において企業再建整備法第四十條の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度(開始の日における損失(同日において法人税法第十六條に規定する積立金額(企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同條第四項の規定による積み立てた積立金を除く。))がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失)をてん補することができる。

2 再評価を行つた第二会社で企業再建整備法第三十四條の八第一項の規定により第二会社特別勘定を設けているものは、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度開始の日における第二会社特別勘定(同法第三十四條の四第四項の規定により積み立てた積立金以外の法人税法第十六條に規定する積立金額がある場合においては、当該積立金額を控除した金額に相当する金額の第二会社特別勘定)を償却しなければならぬ。

3 前二項の場合において、再評価差額をもつて損失をてん補し、又は第二会社特別勘定を償却したときは、当該法人は、政令で定めるところにより、貸借対照表においてその事実を明らかにしなければならぬ。

(再評価積立金)

第二百二條 再評価を行つた法人(再評価日において清算中の法人を除く)は、当該再評価に係る再評価差額から前條の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額を控除した残額を再評価積立金として積み立てなければならぬ。

(再評価税納付の場合の再評価積立金の取くずし)

第二百三條 法人が再評価税を納付した場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その納付した日において、その納付した税額に相当する金額の再評価積立

金を取りくずさなければならぬ。(株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし)

第二百四條 法人が再評価を行つた資産(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行つた資産を含む。以下この條において同じ。)で株式以外のものをその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産の譲渡価額又は贈與した時における価額(その譲渡価額又は贈與した時における価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)がその譲渡し、又は贈與した時における当該資産の帳簿価額に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈與した日において、その譲渡し、又は贈與した金額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

2 法人が再評価を行つた資産で株式以外のものについてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)を再評価積立金に取りくずさなければならぬ。

2 法人が再評価を行つた資産で株式以外のものについてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)を再評価積立金に取りくずさなければならぬ。

簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

3 前二項の規定は、企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行つた資産で当該資産について第百條第一項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上された金額があるものについては適用しない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第二項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし)

第二百五條 法人が再評価を行つて株式をその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈與した場合(第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む)において、当該株式の譲渡価額又は贈與した時における価額(その譲渡価額又は贈與した時における価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額とし、減額をする直前における帳簿価額が当該株式の再評価価額をこえる場合においては、その減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

1 前項の規定は、第二十二條第二項の規定により株式の再評価価額が改められる場合におけるその帳簿価額の減額については適用しない。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 法人が再評価を行つた株式についてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額とし、減額をする直前における帳簿価額が当該株式の再評価価額をこえる場合においては、その減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

4 前項の規定は、第二十二條第二項の規定により株式の再評価価額が改められる場合におけるその帳簿価額の減額については適用しない。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の組入れ等)

第二百六條 法人が再評価を行つた株

式について帳簿価額の減額をし、前條第三項の規定により再評価積立金を取りくずした後、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式を譲渡した場合（第五十二條第二項前段の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、その譲渡価額がその譲渡した時における当該株式の帳簿価額（その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、当該法人は、その譲渡した日において、そのこえる金額（その譲渡価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、そのこえる金額を控除した金額）に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならぬ。

額を控除した金額とし、増額をした後における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その増加額からそのこえる金額を控除した金額とする。）に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならぬ。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

（再評価積立金の取くずしの禁止）
第百七條 法人の再評価積立金は、左の各号に掲げる場合を除く外、取りくずすことができない。

一 第百三條から第百五條までの規定により取りくずす場合
二 第百九條の規定により資本に組み入れる場合
三 損失をてん補する場合。但し、損失をてん補する日において法人税法第十六條に規定する積立金額（企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同條第四項の規定により積み立てた積立金を除く。）がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失をてん補する場合に限る。

四 当該法人が解散した場合
第百一一條第三項の規定は、前項第三号の規定により再評価積立金をもつて損失をてん補した場合について準用する。

（合併の場合の再評価積立金の承認）
第百八條 再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している法人が合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、合併の直前における当該被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又は当該合併法人の再評価積立金に組み入れなければならない。

（再評価積立金の資本への組入れ）
第百九條 法人は、昭和二十八年一月一日以後においては、同日における再評価積立金の額の四分の三に相当する金額（当該法人がその納付すべき再評価税を完納した後においては、その再評価積立金の全額）の範囲内において、再評価積立金を資本に組み入れることができる。

2 前項の規定による再評価積立金の資本への組入れに関しては、別に法律で定める。

（更正の場合の経理）
第百十條 法人が第六十九條の規定により再評価額若しくは再評価差額又はこれらの額の合計額の更正の通知を受けた場合においては、当該法人は、その更正を受けた日において、その更正に係る資産の減少額に相当する金額の帳簿価額の減額をし、更正に係る再評価差額又はその合計額の増加額又は減少額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ若しくは再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、当該金額の再

評価積立金を取りくずさなければならぬ。

2 法人が第六十九條の規定により第八十四條第二項又は第八十五條第四項の規定による申告書に係る更正の通知を受けた場合において、第百四條又は第百五條の規定により取りくずした再評価積立金の金額が過大であつたときは、当該法人は、その過大であつた金額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。

（金融機関再建整備法の特例）
第百十一條 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が再評価を行つた場合において、当該再評価に係る再評価差額に相当する金額の同法第三十七條第一項第一号に掲げる資産の増価益については、同條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関が再評価を行つた資産を譲渡し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合においては、第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七條第一項第四号に掲げる資産の処分損又は減価損については、同條の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する金融機関が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條の規定により再評価積立金に組み入

れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七條第一項第一号に掲げる資産の処分益又は増価益については、同條の規定は、適用しない。

（社債の発行限度の特例）
第百十二條 再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條（同法第四百五十八條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書を提出した後においては、再評価日以後一年間は再評価積立金の額の四分の一、再評価日から一年を経過した日以後一年間は再評価積立金の額の四分の二、再評価日から二年を経過した日以後は再評価積立金の額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本の総額に算入する。

2 特別の法令において社債の発行限度についての規定がある場合において、その発行限度が前項の規定を適用した場合における商法第二百九十七條第一項の規定による発行限度に満たないときは、当該法令の規定にかかわらず、前項の規定を適用した場合における同法第二百九十七條の規定による発行限度をもつてその社債の発行限度とする。

3 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に規定する地方鉄道会社及び軌道法（大正十年法律第七十六号）に規定する軌道会社につい

ては、前項の規定による社債の発行限度は、社債の額と鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）又は軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）による債務の額との合計額の限度とする。

4 第二項の規定は、特別の法律により法人の発行する債券について準用する。

5 第一項から第三項までの規定の適用を受けて社債を発行する場合における社債申込証には、第一項の規定により資本の総額に算入される再評価積立金の額を記載しなければならない。

（会社利益配当等臨時措置法の特例）

第百十三條 会社が再評価を行つた資産を譲渡し、若しくは贈與し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）第二條第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる当該事業年度の総損金に算入しない。

（非課税法人及び外国法人に対する特例）

第百十四條 この章の規定（第九十八條中商法第三十四條に係る部分を除く。）は、再評価を行つた法人で第三十九條の規定により再評価税を課せられないもの及びこの法律の施行地にある資産について

再評価を行つた法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては適用しない。

第十二章 再評価を行つた者の所得の計算

（再評価差額についての法人の所得計算の特例）

第百十五條 法人の再評価差額は、当該法人の再評価日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

（再評価積立金についての積立金額計算の特例）

第百十六條 法人の再評価積立金の額は、法人税法の規定による各事業年度の積立金の計算上同法第十六條に規定する積立金額に算入しない。

（再評価積立金の承継の場合の合併法人の所得計算の特例）

第百十七條 合併法人が第百八條の規定により再評価積立金として積立て又は再評価積立金に組み入れた金額は、法人税法の規定による所得の計算上当該合併法人の合併に因り生じた益金に算入しない。

（再評価積立金の取りくずし又は組み入れの場合の法人の所得計算の特例）

第百十八條 法人が再評価を行つた資産を譲渡し、若しくは贈與し、又は当該資産について帳簿価額の減額した場合において、第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の法人

税法の規定による所得の計算上損金に算入しない。

2 法人が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條の規定により再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てた金額があるときは、その組み入れ、又は積み立てた金額は、その組み入れ、又は積み立てた日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

（再評価積立金の資本組入れについての配当所得計算の特例）

第百十九條 法人が第百九條の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、その組み入れた金額に相当する金額は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上利益の配当又は剰余金の分配の金額としない。

（再評価税についての所得計算の特例）

第百二十條 法人が各事業年度において納付した、若しくは納付すべき再評価税又は個人が各年において納付した、若しくは納付すべき再評価税は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入しない。

（再評価資産についての償却額の計算）

第百二十一條 法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産については、当該資産についての再評価日は以後においては、その再評価額（第六十五條又は第六十七條の規

定による再評価額の更正があつた場合においては、その更正後の再評価額。以下この條において同じ。）に基いて法人税法又は所得税法の規定により計算した償却額を法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入する。

2 前項の規定は、有形減価償却資産については、同項の規定により法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の累計額が当該資産の再評価額の百分の九十に相当する金額に達するまで適用する。

第十三章 雑則

（報告の徴収、質問及び立入検査）

第百二十二條 当該職員は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者から報告を徴し、若しくは左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までに掲げる者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その資産若しくはその資産に関する帳簿書類を検査することができ

る。

一 再評価税の納税義務者又は再評価税の納税義務があると認められる者

二 再評価を行つた第三十九條各号に掲げる法人

三 前二号に掲げる者から再評価を行つた資産若しくは再評価が行われたものとみなされた資産の譲渡、贈與若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者又は当該資産を前二号に

掲げる者に譲渡し、若しくは贈與した者若しくは譲渡し、若しくは贈與したと認められる者又は当該資産を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有すると認められる者

四 再評価を行つた株式又は再評価が行われたものとみなされた株式の発行人

2 当該職員は、前項の規定により質問し、又は立入検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（この法律の施行地）

第百二十三條 この法律は、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその附属の島に施行する。

第十四章 罰則

第百二十四條 詐偽その他不正の行為により再評価税を免れ、又は再評価税の免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免れた再評価税額に相当する金額以上とする。ことができる。

第百二十五條 第四十五條又は第四十六條に規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価

額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万以下以下の罰金に処する。

一 第二百二條の規定に違反した者
二 第二百三條から第二百五條までの規定に違反した者
三 第二百七條の規定に違反した者
四 第二百八條の規定に違反した者
五 第二百十條の規定に違反した者
六 第二百二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二百二十二條第一項の規定による質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
八 第二百二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
九 第二百二十二條第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第二百二十七條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一 正当な事由がなく、第四十五條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四十六條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。)において準用する第四十五條第四項の規定による明細書の写又は同條第七項の規定による申告書並びに書類及びその写を提出しなかつた者

二 正当な事由がなく、第四十七條の規定による申告書を提出しなかつた者
三 第六十二條の規定による届出をしなかつた者

第二百二十八條 再評価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知つた秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に関して、第二百二十四條から第二百二十七條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第二百三十條 第二百二十四條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附 則
一 この法律は、公布の日から施行し、別に定める場合を除く外、昭和二十五年一月一日から適用する。

二 法人が基準日後この法律施行前に合併に因り消滅した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産を基準日において被合併法人が有していたものは、当該合併法人が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第一項本文中「基準日」とあるのは「合併の日」と読み替へるものとする。

三 個人が基準日において有していた減価償却資産(基準日後当該個人がその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつた資産を含む。)について基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に

贈與があつた場合においては、当該資産は、受贈者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第二項中「基準日」と及び同條第三項中「当該資産をその事業の用に供した日」とあるのは、「贈與があつた日」と読み替へるものとする。

四 第八條第二項及び第九條第一項の規定は、基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈與、相続又は遺贈があつた場合には適用しない。この場合において、受贈者、相続人又は受遺者が当該贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産で基準日において有していたものは、当該受贈者、相続人又は受遺者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。

五 第五十六條第四項の規定は、再評価日を含む事業年度開始の日が昭和二十五年一月一日である法人が当該事業年度終了の日から二月以内(第四十五條第三項の規定の適用を受ける場合においては、昭和二十五年七月三十一日まで)に納付すべき再評価税の納付を延期する場合に適用しない。

六 基準日現在において再評価を行おうとする法人で基準日を含む事業年度の決算についての定時総会を他の法令、定款、規約又は規則の定により昭和二十五年七月三十一日以前に招集しなければならぬものは、この法律施行前にまだ当該総会を招集していない場合においては、他の法令、定款、規約又は規則の定にかかわらず、同日までの招集を延期することができ。但し、第四十五條第三項の規定による届出をしなかつた場合においては、この限りでない。

七 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二十号)の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。))第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。以下同じ。が、この法律施行前に終了し、当該事業年度に係る旧法人税法第十八條から第二十二條までの規定による申告書又は同法第三十三條の規定による申告書を第四十五條の規定による申告書の提出前に提出したものは、再評価に因り過大となつた当該事業年度に係る法人税法の規定による所得又は旧法人税法第十四條の規定による清算所得について、同法第十八條から第二十三條までの規定による申告書に記載した事項に係る修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ。

八 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行前に終了し、当該事業年度分について旧法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定を受けたものは、その更正又は決定に係る同法の規定による所得又は清算所得で再評価に因り過大となつたものについて、修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ。

九 前二項の規定による修正申告書は、旧法人税法第二十五條第一項の規定による修正申告書とみなす。

十 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日以前に終了するものの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。))第十八條から第二十一條までの規定による当該事業年度分の申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同年七月三十一日までとする。

十一 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日以前に終了するものの当該事業年度分の新法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書をこれらの規定に規定する提出期限内に提出しなかつた場合においては、当該法人は、その提出期限の翌日から同年七月三十一日までの間に於いて当該申告書に記載すべき法人税額を納付した日(同年七月三十一日まで)に当該法人税額を納付しなかつたときは、同日までの期間に於いて、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税に属する利子税額を当該法人税額とあわせて納付しなければならぬ。

十二 新法人税法第四十二條第二項から第七項までの規定は、前項の利子税額について準用する。

十三 昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人の再評価額からその納付すべき再評価税額を控除した金額は、旧法人税法第十四條の規定による清算所得の計算については、当該法人の残余財産の価額から控除する。

十四 第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十五年八月三十一日までに申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法第二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第二十号)第二十七條第一項若しくは附則第十八項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

別表第一

有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表

(1)

耐用年数		取得の時期																耐用年数		取得の時期	
取得の時期	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	耐用年数	取得の時期		
明治33年以前							0.16	0.41	0.83	3.7	8.3	14	22	31	41	59	99	明治33年	以前		
明治34年						0.10	0.21	0.43	1.2	4.3	9.5	16	25	34	44	64	106	明治34年			
明治35年						0.12	0.25	0.42	1.2	4.7	10	17	26	35	46	65	108	明治35年			
明治36年						0.16	0.28	0.80	1.2	4.8	10	17	26	35	45	64	105	明治36年			
明治37年						0.19	0.34	0.76	1.5	5.3	10	18	26	35	45	63	103	明治37年			
明治38年						0.21	0.35	0.71	1.7	5.3	10	17	26	34	44	61	98	明治38年			
明治39年						0.27	0.34	1.0	1.7	5.5	11	18	27	35	45	62	98	明治39年			
明治40年						0.32	0.32	0.96	1.9	5.7	11	18	26	35	44	60	94	明治40年			
明治41年						0.33	0.33	1.3	2.3	6.6	13	20	29	38	47	65	100	明治41年			
明治42年						0.34	0.69	1.3	2.7	7.6	14	22	32	42	52	70	108	明治42年			
明治43年						0.34	0.69	1.7	3.1	8.2	15	24	33	43	54	72	110	明治43年			
明治44年					0.10	0.66	0.99	1.9	3.3	8.9	16	24	34	44	54	72	109	明治44年			
明治45年					0.12	0.62	0.94	2.2	3.7	9.1	16	25	34	44	54	71	106	明治45年			
大正2年					0.15	0.94	1.2	2.5	4.0	10	17	26	36	46	56	74	109	大正2年			
大正3年					0.23	0.98	1.6	2.9	4.9	11	20	29	40	51	62	81	117	大正3年			
大正4年					0.29	1.2	1.9	3.5	5.5	12	21	31	42	53	64	83	119	大正4年			
大正5年					0.26	1.3	1.8	3.2	5.1	11	19	27	37	46	55	71	101	大正5年			
大正6年					0.21	1.2	1.7	2.9	4.4	10	16	23	31	39	46	59	83	大正6年			
大正7年					0.16	1.1	1.4	2.6	3.9	8.3	13	19	25	31	37	46	65	大正7年			
大正8年					0.26	1.0	1.4	2.3	3.5	7.5	12	17	22	27	31	39	54	大正8年			
大正9年				0.10	0.24	1.0	1.4	2.5	3.7	7.5	11	16	21	25	30	37	51	大正9年			
大正10年				0.15	0.47	1.7	2.3	3.7	5.3	10	16	22	29	35	41	50	63	大正10年			
大正11年				0.16	0.64	2.0	2.7	4.3	6.2	12	18	25	31	37	43	54	72	大正11年			

耐用年数		取得の時期																	耐用年数		取得の時期	
取得の時期	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	耐用年数	取得の時期			
昭和21年	1月—2月	3.9	5.2	7.7	9.7	11	13	13	14	15	17	18	18	19	20	20	21	21	1月—2月	昭和21年		
	3月	2.9	3.8	5.6	7.0	8.1	9.4	9.8	10	10	11	12	13	13	14	14	14	15	3月			
	4月—6月	2.2	3.0	4.3	5.4	6.2	7.2	7.5	7.9	8.3	9.0	9.6	10	10	10	10	11	11	4月—6月			
	7月—9月	2.1	2.8	4.0	4.9	5.6	6.4	6.6	7.0	7.3	7.9	8.4	8.7	9.0	9.2	9.3	9.6	9.9	7月—9月			
10月—12月	2.1	2.7	3.7	4.4	5.0	5.7	5.9	6.2	6.5	6.9	7.3	7.6	7.8	8.0	8.1	8.3	8.6	10月—12月				
昭和22年	1月—3月	2.1	2.6	3.5	4.2	4.7	5.3	5.4	5.7	5.9	6.3	6.6	6.9	7.0	7.2	7.3	7.5	7.7	1月—3月	昭和22年		
	4月—6月	1.7	2.2	2.8	3.3	3.7	4.1	4.2	4.4	4.6	4.9	5.1	5.2	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	4月—6月			
	7月—9月	1.1	1.3	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	7月—9月			
	10月—12月	0.9	1.0	1.3	1.5	1.6	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	10月—12月			
昭和23年	1月—3月	0.93	1.0	1.3	1.4	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	1月—3月	昭和23年		
	4月—6月	1.0	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	4月—6月			
	7月—9月	0.65	0.73	0.85	0.92	0.98	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	7月—9月			
	10月—12月	0.62	0.68	0.77	0.83	0.87	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	10月—12月			
昭和24年	0.66	0.72	0.79	0.84	0.87	0.90	0.91	0.93	0.94	0.96	0.98	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	昭和24年			

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1—償却率)ⁿ × 取得の時期に応ずる別表第二の倍数

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、
 - 2 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい
- 「n」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和24年までの経過年数をいい、
- 2 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和24年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。

別表第二 鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)
についての再評価倍率表

取得の時期	倍率	取得の時期	倍率	取得の時期	倍率
明治33年以前	415	大正11年	160	昭和19年	87
明治34年	432	大正12年	157	昭和20年	79
明治35年	428	大正13年	152	昭和21年	64
明治36年	402	大正14年	155	昭和22年	59
明治37年	683	大正15年	175	昭和23年	41
明治38年	356	昭和元年	184	昭和24年	24
明治39年	346	昭和2年	183	昭和25年	17
明治40年	321	昭和3年	188	昭和26年	12
明治41年	333	昭和4年	229	昭和27年	11
明治42年	349	昭和5年	271	昭和28年	9.5
明治43年	345	昭和6年	244	昭和29年	8.4
明治44年	332	昭和7年	213	昭和30年	6.3
明治45年	314	昭和8年	209	昭和31年	3.5
大正元年	313	昭和9年	204	昭和32年	2.5
大正2年	328	昭和10年	196	昭和33年	2.3
大正3年	324	昭和11年	161	昭和34年	2.2
大正4年	268	昭和12年	153	昭和35年	1.3
大正5年	213	昭和13年	138	昭和36年	1.1
大正6年	162	昭和14年	123	昭和37年	1.0
大正7年	133	昭和15年	115	昭和38年	
大正8年	121	昭和16年	106	昭和39年	
大正9年	156	昭和17年	99	昭和40年	
大正10年		昭和18年			

別表第三 無形減価、償却資産についての再評価倍率表

取得の時期	種別	試験研究費	実用新案権及び意匠権	特許権、商標、権	水	利	権
昭和6年							13
昭和7年							24
昭和8年							32
昭和9年							41
昭和10年							51
昭和11年							58
昭和12年							56
昭和13年							61
昭和14年							62
昭和15年							61
昭和16年							63
昭和17年							63
昭和18年							64
昭和19年							61
昭和20年							59
昭和21年							46
昭和22年							33
昭和23年							19
昭和24年							13
昭和25年							10
昭和26年							9.1
昭和27年							7.9
昭和28年							7.1
昭和29年							5.4
昭和30年							3.0
昭和31年							2.2
昭和32年							2.1
昭和33年							2.0
昭和34年							1.2
昭和35年							1.0
昭和36年							1.0
昭和37年							1.0
昭和38年							1.0
昭和39年							1.0
昭和40年							1.0

別表第四 その他の事業用資産(個人)株式及び非事業用
資産(土地及び家屋を除く。)についての再評
価倍数表

取得の時期(合併)		倍	数
昭和 21 年	3 月		7.4
	4月—6月		5.7
	7月—9月		4.9
	10月—12月		5.3
昭和 22 年	1月—3月		3.9
	4月—6月		2.8
	7月—9月		1.9
	10月—12月		1.8
昭和 23 年	1月—3月		1.6
	4月—6月		1.4
	7月—9月		1.1
	10月—12月		1.1
昭和 24 年			1.0

別表第五 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍数表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治33年以前	108		大 正 11 年		37	昭和 19 年		28
明治 34 年	112		大 正 12 年		38	昭和 19 年	1月—3月	25
明治 35 年	111		大 正 13 年		39	昭和 19 年	4月—6月	23
明治 36 年	104		大 正 14 年		38	昭和 20 年	7月—9月	21
明治 37 年	95		大 正 15 年		38	昭和 20 年	10月—12月	19
明治 38 年	92		昭和 2 年		39	昭和 20 年	1月—2月	17
明治 39 年	90		昭和 3 年		40	昭和 21 年	3 月	15
明治 40 年	83		昭和 4 年		42	昭和 21 年	4月—6月	13
明治 41 年	86		昭和 5 年		46	昭和 21 年	7月—9月	10
明治 42 年	90		昭和 6 年		53	昭和 21 年	10月—12月	7.6
明治 43 年	89		昭和 7 年		56	昭和 22 年	1月—3月	5.7
明治 44 年	86		昭和 8 年		56	昭和 22 年	4月—6月	4.6
明治 45 年	81		昭和 9 年		54	昭和 22 年	7月—9月	3.8
大 正 2 年	81		昭和 10 年		53	昭和 22 年	10月—12月	2.8
大 正 3 年	87		昭和 11 年		50	昭和 23 年	1月—3月	2.1
大 正 4 年	94		昭和 12 年		48	昭和 23 年	4月—6月	1.7
大 正 5 年	91		昭和 13 年		46	昭和 23 年	7月—9月	1.4
大 正 6 年	78		昭和 14 年		43	昭和 23 年	10月—12月	1.2
大 正 7 年	59		昭和 15 年		40	昭和 24 年		1.0
大 正 8 年	37		昭和 16 年		38			
大 正 9 年	36		昭和 17 年		36			
大 正 10 年	37		昭和 18 年		32			

相続税法

相続税法

相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一條—第十條）

第二章 課税価格、税率及び控除（第十一條—第二十一條）

第三章 財産の評価（第二十二條—第二十六條）

第四章 申告及び納付（第二十七條—第三十四條）

第五章 更正及び決定（第三十五條—第三十七條）

第六章 延納及び物納（第三十八條—第四十三條）

第七章 再調査、審査及び訴訟（第四十四條—第四十八條）

第八章 雑則（第四十九條—第六十七條）

第九章 罰則（第六十八條—第七十四條）

附則

第一章 総則

（納税義務者）

第一條 左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二 相続、遺贈又は贈與に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

（課税財産の範囲）

第二條 前條第一号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

2 前條第二号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

（相続又は遺贈に因り取得したものとみなす場合）

第三條 左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人であるときは当該財産を相続に因り取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈に因り取得したものとみなす。

一 被相続人の死亡に因り相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

二 被相続人の死亡に因り相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給與の支給を受けた場合においては、当該給與の支給を受けた者について、当該給與金三 相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において

て返還金その他これに準ずるものの支拂がない生命保険契約を除く。）で被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

四 相続開始の時において、まだ定期金給付事由が発生していない郵便年金契約その他の定期金給付契約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、且つ被相続人以外の者が当該定期金給付契約の契約者であるものがある場合においては、当該定期金給付契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

五 郵便年金契約その他の定期金給付契約で定期金受取人の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に對して継続して定期金を給付するものに基いて定期受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が定期金受取人となつた場合においては、当該定期金受取人となつた者について、当該定期金給付契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

六 被相続人の死亡に因り相続人その他の者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利

その他の者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利

2 前項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。但し、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

3 第一項第三号又は第四号の規定の適用については、被相続人の遺言により拂込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

第四條 信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下本條において同じ。）を当該委託者から贈與（当該信託行為が遺言によりなされた場合は、遺贈）に因り取得したものとみなす。

2 左の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となつた場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となつた者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈與（第一号の受益者の変更が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

一 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。

二 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。

三 受益者が存在していない信託について、受益者が存在するに至つたこと。

四 停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託について、その条件が成就したこと。

3 前項第二号から第四号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託

財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈與に因り取得したものとみなす。

第五條 生命保険契約の保険事故が発生した場合において、当該契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈與に因り取得したものとみなす。

2 前項の規定は、生命保険契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3 前二項の規定の適用については、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。但し、第三條第一項第三号の規定により前二項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

4 第一項の規定は、第三條第一項第一号の規定により第一項に規定する保険金受取人が同号に掲げる保険金を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされる場合において

ては、当該保険金に相当する部分については、適用しない。

第六條 郵便年金契約その他の定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金の全部又は一部が定期金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該掛金を負担した者から贈與に因り取得したものとみなす。

2 前項の規定は、郵便年金契約その他の定期金給付契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3 第三條第一項第五号の規定に該当する場合において、同号に規定する郵便年金契約その他の定期金給付契約に係る掛金の全部又は一部が同号に規定する定期金受取人及び被相続人以外の第三者によつて負担されたものであるときは、相続の開始があつた時において、当該定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該第三者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該第三者から贈與に因り取得したものとみなす。

4 前三項の規定の適用については、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項に規定する掛金を負担した者の被相続人が負担した掛金は、その者が負担した掛金とみなす。但し、第三條

第三條第一項第四号の規定により前三項に規定する定期金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した掛金については、この限りでない。

第七條 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈與（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡が、その譲渡を受けた者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

合においては、当該債務の免除、引受又は弁済があつた時において、当該債務の免除、引受又は弁済に因る利益を受けた者が、当該債務の免除、引受又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支拂があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該債務の免除、引受又は弁済をした者から贈與（当該債務の免除、引受又は弁済が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該債務の免除、引受又は弁済が左の各号の一に該当する場合においては、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

一 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。

二 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によつて当該債務の全部又は一部の引受又は弁済がなされたとき。

第九條 第四條から前條までに規定する場合を除く外、対価を支拂わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支拂があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせ

た者から贈與（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合においては、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

（財産の所在）

第十條 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

二 鉱業権又は砂鉱権については、鉱区又は砂鉱区の所在
三 漁業権又は入漁権については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四 金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で政令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金の受入をした営業所又は事業所の所在
五 合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）に関する

権利については、その信託の引受をした営業所の所在

六 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

七 前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所に係る者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

2 前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人、遺贈者又は贈與者の住所の所在による。

3 前二項の規定による財産の所在の判定は、当該財産の相続、遺贈又は贈與に因り取得した時の現況による。

第二章 課税価格、税率及び控除

(課税価格)

第十一條 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一條第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて課税価格とする。

2 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一條第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財

産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

3 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一條第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

(非課税財産)

第十二條 左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。

一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物

二 相続又は遺贈に因り取得した墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの

三 法人からの贈與に因り取得した財産（第五條又は第六條の規定により贈與に因り取得したものとみなされる財産を除く。）

四 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈與又は遺贈に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

五 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続、遺贈又

は贈與に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものであるもの

六 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四條に規定する公職の候補者が選挙運動に因り贈與に因り取得した金銭で同法第二十八條の規定による報告がなされたもの

2 同一人からその年中に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額（相続又は遺贈に因り取得した財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）の合計額のうち三万円までの金額は、課税価格に算入しない。

3 第一項第五号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。

(債務控除)

第十三條 相続に因り財産を取得した者が第一條第一号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 被相続人の債務で相続開始の際に存するもの（公租公課を含む。）

二 被相続人に係る葬式費用

2 相続に因り財産を取得した者が第一條第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 その財産に係る公租公課

二 その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三 前二号に掲げる債務を除く外、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

四 その財産に関する贈與の義務

五 前各号に掲げる債務を除く外、被相続人が死亡の際この法律の施行地に営業所又は事務所を有していた場合においては、当該営業所又は事務所に係る営業上又は事業上の債務

3 前二項の規定による控除を「債務控除」という。

4 第十二條第一項第二号又は第五号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除をすることができ金額に算入しない。但し、同條第三項の規定により同條第一項第五号に掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

5 前四項の規定は、民法第九百六十四條の規定による包括遺贈があつた場合における当該遺贈に因り取得した財産の価額について準用する。

第十四條 前條の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限り。

2 前條の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際債務の確定しているものの金額の外、被相続人又は包括遺贈者に係る所得税、富裕税、相続税、再評価税、砂糖消費税、骨牌税、酒税、物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第 号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものを含むものとする。

(配偶者控除)

第十五條 配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除を受ける場合には、その控除後の価額）から当該財産の価額の十分の五の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。（この控除を「配偶者控除」という。）

2 配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した者が既に配偶者控除を受けたことがある者である場合においては、その者については、重ねて配偶者控除をしない。

3 配偶者控除を受けることができずる者は、左の各号の一に該当する者に限り。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が配偶者控

除を受けようとする財産について概算申告書の提出を要する者である場合においては、その者については、第一項の規定に該当する旨の記載をした当該申告書（税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。）を提出している場合に限る。

一 第一項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者

二 第二項の規定に該当する旨の記載をした期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めらるもの

三 第三十五條第五項の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者の第五十七條第一項の規定による明細書（税務署長において当該明細書の提出期限内に当該明細書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者が期限後に提出した当該明細書を含む。）を提出した者

（未成年者控除）

第十六條 相続又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）に因り財産を取得した者が第一條第一号の規定に該当し、且つ、十八歳未満の者である場合においては、当該相続

又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から一万円にその者が十八歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額による。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける財産の価額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令の定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の相続又は遺贈に係る被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から控除し、その控除後の価額をもつて、当該扶養義務者の課税価格に算入すべき当該財産の価額とする。

3 前二項の規定による控除を「未成年者控除」という。

4 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が未成年者控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額が未成年者控除を受けることができる金額（二回以上未成年者控除を受け

た場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際未成年者控除を受けることができる金額とする。）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

5 前條第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

（基礎控除）

第十七條 相続税については、課税価格から十五万円を控除する。但し、既にその控除を受けている場合においては、前年までの分の相続税について控除を受けた金額の合計金額を十五万円から控除した金額を課税価格から控除する。

（税率）

第十八條 相続税は、納税義務者のその年までの課税価格（前條の規定による控除後の課税価格をいう。以下本條において同じ。）の合計額を左の各級に区分し、通次に各税率を適用して算出した金額から、その者の前年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、通次に各税率を適用して算出した金額を控除した差額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の二十五
二十万円をこえる金額	百分の三十
五十万円をこえる金額	百分の三十五
百万円をこえる金額	百分の四十
百万円をこえる金額	百分の四十

百分の四十五

百分の五十

百分の五十五

百分の六十

百分の六十五

百分の七十

百分の七十五

百分の八十

百分の八十五

百分の九十

（相次相続控除）

第十九條 相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本條において「第二次相続」という。）に係る被相続人又は当該遺贈者が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本條において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがある者であるときは、当該被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り財産を取得した者については、その者について前條の規定により算出した相続税額から、当該被相続人又は遺贈者が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続

税額を除く。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち

に占める割合

二 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額（課税価格に算入された部分の価額に限る。）から当該財産を取得した日の属する年分の相続税額に前号の割合を乗じて算出した金額に相当する金額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

三 第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額に対する割合

四 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間は相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるときはこれを一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に對する割合

2 前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産を取得した日の属する年分の相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り被相続した財産に係る相続税について最初に提出すべき申告書の提出期限までに当該年分の相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3 第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（年長者控除）

第二十條 相続に因り財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が被相続人より年長者であるときは、その者については、その者について第十八條の規定により算出した相続税額（前條第一項又は第二十一條第一項の規定による控除を受ける場合には、これらの規定による控除後の税額）から、当該相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額の三分の一に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定に該当する者が配偶者控除を受ける場合においては、その者については、同項の規定による控除をしない。

3 第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（在外財産に對する税額の控除）

第二十一條 相続、遺贈又は贈與に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について第十八條の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

但し、その控除すべき税額が、その者について第十八條の規定により算出した相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2 第十五條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三章 財産の評価

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定めのあるものを除く外、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の状況による。

（地上権及び小作権の評価）

第二十三條 地上権（借地（法大正十年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつてゐる土地のこれらの権利が設定された時におけるこれらの権利が左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの	百分の五
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの	百分の十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの	百分の二十
残存期間が二十年をこえ二十五年以下のもの	百分の三十
残存期間が二十五年をこえ三十年以下のもの及び地上権で存続期間の定めないもの	百分の四十

關する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて計算した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

残存期間が五年以下のもの	百分の七十
残存期間が五年をこえ十年以下のもの	百分の六十
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの	百分の五十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの	百分の四十
残存期間が二十五年をこえ三十五年以下のもの	百分の三十

二 無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

三 終身定期金については、その目的とされた者の当該契約に關する権利の取得の時ににおける年令に応じ、一年間に受けるべき金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者	十一倍
二十五歳をこえ四十歳以下の者	八倍
四十歳をこえ五十歳以下の者	六倍
五十歳をこえ六十歳以下の者	四倍

六十歳をこえ七十歳以下の者 二倍

七十歳をこえる者 一倍

2 前項に規定する定期金給付契約に關する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされる者が当該契約に關する権利を取得した時後確定申告書（第二十八條第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）までに死亡し、その死亡に因りその給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に關する権利の価額は、前項第三号の規定にかかわらず、その権利者が当該契約に關する権利を取得した時後給付を受けた又は受けるべき金額（当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受ける場合には、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。）による。

3 第一項に規定する定期金給付契約に關する権利で、その権利者に対し、一定期間、且つ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4 第一項に規定する定期金給付契約に關する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡

したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。

5 前各項の規定は、恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基づくものの以外ものの価額の評価について準用する。

第二十五條 郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得し時において定期金給付事由が発生していないものに關する権利の価額は、その掛金の拂込開始の時から当該契約に關する権利を取得した時までの経過期間に應じ、その時までに拂込まれた掛金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの 百分の九十
経過期間が五年をこえ十年以下のもの 百分の百
経過期間が十年をこえ十五年以下のもの 百分の百十
経過期間が十五年をこえるもの 百分の百二十

(生命保険契約に關する権利の評価)
第二十六條 生命保険契約で当該契約に關する権利を取得した時において保険事故が発生していないものに關する権利の価額は、当該契

約に關する権利を取得した時までに拂込まれた保険料の合計金額(その時までには保険料の拂込期日の到来していない部分を除く)に百分の七十の割合を乗じて算出した金額から、保険金額に百分の二の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。但し、保険料の金額が一時に拂込まれた生命保険契約に關する権利の価額は、拂込保険料の金額に相當する金額による。

第四章 申告及び納付

(概算申告書)

第二十七條 一月一日から十月末日までの間に相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該財産を取得した日までの間に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、当該財産の価額を基礎として計算した課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を提出期限内に概算申告書を提出

することのできない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

3 相続人又は包括受遺者が概算申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人又は遺贈者の死亡の時に於ける財産及び債務、当該被相続人又は遺贈者から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

(確定申告書)

第二十八條 相続税の納税義務者は、第二項又は第三項の規定に該当する場合を除く外、相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(この申告書を「確定申告書」という。)

2 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日から前項に規定する申告書の提出期限までに当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合においては、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入しないで相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定

申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合においては、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入することにより相続税の納税義務がある者となつたときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 確定申告書を提出すべき者が当該確定申告書に係る年の翌年一月一日以後当該申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る確定申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前三項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六條の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

6 前條第二項の規定は、第一項から第四項までの場合について準用する。

7 前條第三項の規定は、第二項から第四項までの場合(第四項の場合にあつては、その死亡した者

が第二項又は第三項の規定に該当する者であつた場合に限る)について準用する。

(最終確定申告書)

第二十九條 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が年の中途で死亡した場合において、その者が当該財産を取得した年の一月一日からその死亡した日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であつたときは、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税額について、課税価格、相続税額その他必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(この申告書を「最終確定申告書」という。)

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(期限後申告書)

第三十條 概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書(これらの申告書を「期限内申告書」と総称する)を提出すべき者は、これらの申告書の提出期限後においても、第三十六條の規定による決定の通知があるまでは、前三條の規定により政令で定める事項を記載した申告書を納税地(第二十八條第四項又は前條第一項に規定する相続

人又は包括受遺者が当該申告書を提出する場合に、被相続人又は遺贈者の納税地の所轄税務署長に提出することができる。(この申告書を期限後申告書という。)

2 第二十七條第三項の規定は、概算申告書及び第二十八條第二項又は第三項の規定による確定申告書(同條第二項又は第三項の規定に該当した者について同條第四項の規定により提出する確定申告書を含む。)に係る期限後申告書を提出する場合について準用する。

(修正申告書)

第三十一條 期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、第三十六條の規定による更正の通知があるまでは、当該申告に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2 第三十五條の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を当該更正又は決定をした税務署長に提出することができる。

3 前二項の規定による申告書(この申告書を「修正申告書」という。)を提出できる者が死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税額について、修正申告書を提出することができる。(更正の請求)

第三十二條 期限内申告書又は当該申告に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは相続税額が過大であることを知つたときは、当該修正申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は相続税額につき第三十五條第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 申告書を提出した者又は第三十五條第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額(当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告書又は更正に係る課税価格及び相続税額)が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その課税価格及び相続税額につき第三十五條第一項又は第三項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 第五十五條の規定により分割されてない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されてゐた場合において当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと。
二 民法第七百八十七條若しくは第八百九十二條から第八百九十四條までの規定による認知、相続人の廃除若しくはその取消に關する裁判の確定、同法第八百八十四條に規定する相続の回復又は同法第九百十九條第二項の規定による相続の放棄の取消に因り相続人に異動を生じたこと。
三 遺留分による減殺の請求があつたこと。
四 前二項の規定による更正の請求をしようとする者は、当該更正の目的となる課税価格又は相続税額、その請求をしようとする更正後の課税価格又は相続税額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならぬ。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る課税価格又は相続税額の更正をすべきか否かを調査し、その調査に基づき、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした者に通知する。
5 この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第六十三條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることが出来る。この場合においては、公告の初日から七日を経過した日において同項の通知があつたものとみなす。

6 第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合において、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

二 概算申告書を提出すべき者が概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出しなかつた場合において、第三十五條第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十七條の規定による消滅税額(当該決定があつた後修正申告書の提出又は第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告書又は更正に係る相続税額)

7 第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

(納付)

第三十三條 期限内申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

一 概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告に係る相続税額(当該申告書を提出した後修正申告書の提出又は第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告書又は更正に係る相続税額)

二 修正申告書を提出した者は、当該修正申告書を提出した日に、当該修正申告に因り増加した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。但し、前項各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

3 修正申告書を提出した者は、当該修正申告書を提出した日に、当該修正申告に因り増加した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。

4 第二十八條第四項又は第二十九條第一項の規定に該当する場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、これらの者が当該各号の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき相続税は、被相続人又は遺贈者に係る相続税額

をこれらの者が相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に按分して計算した額による。

5 第一項から第三項までの規定により相続税を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に相続税を完納しなかつたときは、税務署長は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九條の規定により、これを督促する。

6 第一項から第三項までの規定による相続税の納付の手続については、政令で定める。

(連帯納付の義務)

第三十四條 相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、その相続又は遺贈に因り財産を取得した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、当該相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

2 相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、被相続人又は遺贈者に係る相続税について、その相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

3 相続税の課税価格計算の基礎となつた財産につき贈與、遺贈(包括遺贈を除く)又は寄附行為に因

る移転があつた場合においては、当該贈與若しくは遺贈に因り財産を取得した者又は当該寄附行為に因り設立された法人は、当該贈與、遺贈又は寄附行為をした者の当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、その受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

4 財産を贈與した者は、当該贈與に因り財産を取得した者の当該財産を取得した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第五章 更正及び決定

(更正及び決定)

第三十五條 税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告に係る課税価格又は相続税額がその調査したところと異なるときは、その調査により、その課税価格又は相続税額を更正する。

2 税務署長は、期限内申告書を提出する義務があると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、その

課税価格及び相続税額(第三十三條第一項各号の一に該当する場合)には、当該各号に掲げる税額を控除した税額を決定する。

3 税務署長は、課税価格又は相続税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は相続税額を更正することができる。

4 前三項の場合において、国税庁又は国税局の当該職員が調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基き、前三項の規定による課税価格又は相続税額の更正又は決定をすることができる。

5 税務署長は、左の各号の一に該当する場合においては、申告書の提出期限前においても、第二項の規定による決定をすることができる。

一 第二十七條第一項に規定する事由に該当する場合において、被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

二 第二十八條第二項から第四項までに規定する事由に該当する場合において、同條第一項に規定する確定申告書の提出期限(同條第六項において準用する第二十七條第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限)を経過したとき。

三 第二十九條第一項に規定する事由に該当する場合において、

被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

(通知)

第三十六條 税務署長は、前條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、その理由、第五十一條第三項の規定により徴収すべき利子税額及び前條第四項の規定に該当する場合においてはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。

2 第三十二條第五項の規定は、前項の場合において準用する。

(追徴税額の徴収)

第三十七條 税務署長は、第三十五條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、前條の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額(その不足税額又はその決定に係る税額をいう。以下同じ。)を徴収する。

第六章 延納及び物納

(延納)

第三十八條 税務署長は、第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前條の規定により徴収すべき追徴税額が三万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の延納を許可することができる。

2 前項の規定により延納を許可することができる相続税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額又はその者が徴収する追徴税額に限る。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が概算申告書の提出を要する場合において、当該申告書(税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。)を提出しなかつたときは、その者について延納を許可することができる税額は、その者が納付する相続税額又はその者が徴収する追徴税額から当該申告書の提出に因り納付すべきであつた相続税額を控除した税額に限るものとする。

一 期限内申告書を提出した者
二 期限後申告書を提出した者
三 第三十五條第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

第三十九條 前條第一項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、延納を求めようとする税額及び期

消し、又は延納期間の短縮その他延納の條件の変更をすることができらる。

○ 税務署長は、担保物の価額が減少し、又は保証人の資力が延納税

額の納付にたえないこととなつたと認める場合においては、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めることができる。

7 税務署長は、第五項の規定により延納の許可を取り消し、若しくは延納の条件を変更した場合又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めようとする場合におい

では、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

8 延納の許可があつた場合に提供する担保の種類及びその提供の手續について必要な事項は、政令で定める。

第四十條 稅務廳長は、前條第一項の規定による申請書の提出があつた場合において相當の事由があることを認めるときは、税金の全部又は一部の徴收を猶予することができる。

2 税務署長は、延納の許可を受け
た者が延納税額（当該税額に係る
利子税額を含む。）の滞納その他延
納の條件に違反したとき又は前條

第六項の規定による求めに応じたかつたときは、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、その未納に係る延納税額を一時に徴収することができる。

とする金額を限度として、物納を許可することができる。

第三十八條第二項の規定は、前

第一項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地

にあるもののうち左に掲げるものとする。

- 一 国債及び地方債
- 二 不動産及び船舶
- 三 社債及び株式（特別の法律により設立された法人の発行する債券及び出資証券を含む。）及び投資信託の受益証券

四 動産

前項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、同項第三号に掲げる財産につ

いては同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものうち、に適當な価額のものが、ない場

合に限る。

四十二條 前條第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金錢で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、

い。当該期間中に申請書の提出がなかつた場合においては、その者は、物納の申請を取り下げたものとみなす。

5 第四十條第一項の規定は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

第四十三條 物納財産の收納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。但し、税務署長は、收納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、收納の時の現況により当該財産の收納価額を定めることができる。

2 物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができない要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3 物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その物納に充てた財産は、政令の定めるところにより、納税義務者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。但し、当該財産が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供せられていたとき又は過誤納額が当該財産の收納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

4 前項の規定により過誤納額の還付に充てられる場合における当該財産の価額は、收納価額（国がその財産につき有益費を支出したときは、その費用の額に相当する金額

を加算した金額）による。

5 物納及び物納財産の收納に関する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 再調査、審査及び訴訟

（再調査）

第四十四條 第三十二條第四項、第三十六條又は第五十三條第五項（第五十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた第三十二條第四項に規定する事項又は課税価格、相続税額若しくは利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に對して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長に對し、再調査の請求をすることができる。但し、当該通知に係る事項に關する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

2 第三十二條第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、第三十九條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十條第三項、第四十二條第三項又は第六十二條第二項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る事項に對して異議がある場合について準用する。

4 前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分が効力に影響を及ぼさない。

5 第二十七條第二項の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

6 税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下「再調査の請求」という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相當の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

7 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならぬ。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

8 第三十三條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（審査）

第四十五條 前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該當する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に對して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に對し、審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に對するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該當するときは、各々、当該各号に規定する日に於いて、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に對し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うこと

とを適當と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出があつた日

4 前條第六項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該當するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならぬ。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつた場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部に

とを適當と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出があつた日

4 前條第六項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該當するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならぬ。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつた場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部に

とを適當と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出があつた日

ついでその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

6 国税庁長官又は国税局長が、前條第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所屬する協議団の協議を経なければならぬ。

8 第三十二條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9 第七項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。

(訴訟法の適用)

第四十六條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法(明治二十三年法律第五号)の規定は、適用しない。

(訴訟)

第四十七條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十五條第五項の規定による決定(以下審査の決定)という。(を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた

日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができ

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の規定に該當する場合を除く外、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならぬ。

3 第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六月を経過した後、当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九月以内に、当該訴を提起しなければならぬ。

4 前二項の期間は、不変期間とする。

5 第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は

国税局長の所部の職員とみなす。

6 第一項但書の規定により訴が提起される場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

(証拠提出の順序)

第四十八條 前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の提出をし、その後、相手方当事者が証拠の提出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の提出をすることができ

第八章 雜則

(申告書の公示)

第四十九條 税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者について、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならぬ。

(第三者通報)

第五十條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは相続税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところにより、国税庁長官又は国税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価格又は相続税額を決定し、又は更

正したときは、国税局長は、その報告者に対し、その報告が当該決定又は更正に寄與した程度等に應じ、当該決定又は更正に因り徴収することができた相続税額(利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相當する相続税額を除く。)の百分の十以下に相當する金額を報償金として交付することができ。但し、報償金の金額は、五十万円をこえることができない。

2 前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は國若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、適用しない。

(利子税額)

第五十一條 左の各号の一に該當する場合においては、第五十二條第一項の規定に該當する場合を除く外、当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した者は、当該各号に掲げる相続税額について、は、当該各号に掲げる日数に應じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相當する利子税額をあわせて納付しなければならぬ。

一 第二十八條第四項に規定する相続人又は包括受遺者が同項の規定による確定申告書を提出した場合において、その被相続人又は遺贈者が同條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限後に死亡したときは、前項第三号に掲げる日数と同條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相

より納付すべき相続税額について、第二十八條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相続人又は遺贈者の死亡の日までの日数

二 期限内申告書を提出した者が第三十三條第一項の規定による納期限までに相続税を完納しなかつた場合においては、その未納に係る相続税額について、当該納期限の翌日からその納付の日までの日数

三 期限後申告書又は修正申告書を提出した場合においては、第三十三條第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税額について、同條第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数

2 左の各号の一に該當する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、前項第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日数による。

一 第二十八條第四項に規定する相続人又は包括受遺者が同項の規定による確定申告書に係る期限後申告書を提出した場合(当該相続人又は包括受遺者が当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合を含む。)において、その被相続人又は遺贈者が同條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限後に死亡したときは、前項第三号に掲げる日数と同條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相

続人又は遺贈者の死亡の日までの日数との合計日数

二 期限内申告書を提出した者が当該申告書を提出した後、当該申告書に係る年において相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入することに因り当該年分の相続税として納付した又は納付すべき相続税額に不足額が生じたため修正申告書を提出した場合においては、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該修正申告書の提出に因り第三十三條第三項の規定により納付すべき相続税額の納付の日までの日数

3 税務署長は、第三十七條の規定による消徴税額を徴収する場合においては、第五十二條第一項の規定に該当する場合を除く外、当該消徴税額については、第三十三條第一項に規定する納期限の翌日からその納付日のまでの日数に應じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額をあわせて徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、当該各号に掲げる日数による。

一 第二十八條第四項に規定する相続人又は包括受遺者の被相続人又は遺贈者が同條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限後に死亡していた場合において、当該被相続人又は遺贈者に係る相続税について、第三十五條の規定による更正又は決定があつたときは、本文に規定する日数と第二十八條第一項から第三項までの規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相続人又は遺贈者の死亡の日までの日数との合計日数

二 期限内申告書の提出があつた場合において、前項第二号に規定する事由に因る相続税額の不足額について、第三十五條第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書を提出した者が前項第二号に規定する相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該更正に係る第三十七條の規定による追徴税額の納付の日までの日数

4 第一項及び前項の場合において、納税義務者が第一項各号に掲げる相続税額又は前項に規定する追徴税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる税額は、第一項各号に掲げる相続税額又は前項に規定する追徴税額からその一部納付に係る税額を控除した税額による。

5 第一項及び第三項の規定は、利子税額計算の基礎となる相続税額又は追徴税額が千円未満であるときは、適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

6 前五項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

7 第一項第二号の規定に該当する場合及び同項第三号の規定に該当する場合で同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した者が第三十三條第二項又は第三項に規定する納付の期日に利子税額を完納しなかつた場合においては、税務署長は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。

8 納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は第三項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した税額が第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は第三十七條の規定により徴収される消徴税額とこれらの税額にあわせて納付すべき利子税額又は徴収される利子税額との合計額に達しないときは、その納付した税額は、当該相続税額又は追徴税額に達するまでは、当該相続税額又は追徴税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

(延納税額に対する利子税額)
第五十二條 延納の許可を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税額をあわせて納付しなければならぬ。前條第六項の規定は、この場合について準用する。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、左に掲げる利子税額の合計額に相当する利子税額

イ 当該分納税額を基礎とし、第三十三條第一項に規定する納期限（前條第二項第二号又は第三項第二号の規定に該当する場合）には、当該各号に規定する日数計算の起算日。以下本号において同じ。）の翌日から当該分納税額の納付の日までの日数（前條第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号の規定に該当する場合）には、当該日数と同條第一項第一号に掲げる日数との合計日数。以下本号において同じ。）に應じ前條の規定に準じて計算した利子税額

ロ 延納税額の総額から当該分納税額を控除した税額を基礎とし、第三十三條第一項に規定する納期限の翌日から当該分納税額の納期限までの日数に應じ前條の規定に準じて計算した利子税額

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、左に掲げる利子税額の合計額に相当する利子税額
イ その回の分納税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納付の日までの日数に應じ前條の規定に準じて計算した利子税額

ロ 延納税額の総額からその回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの日数に應じ前條の規定に準じて計算した利子税額

2 延納の許可を受けた者が分納税額の納期限までに前項の規定による利子税額を完納しなかつた場合においては、税務署長は、国税徴収法第九條の規定により、同項の規定による利子税額の納付を督促する。

3 延納の許可を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額とこれにあわせて納付すべき利子税額との合計額に達しない場合においては、その納付した税額は、当該分納税額に達するまでは、当該分納税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

4 延納の許可を受けた者が第三十九條第五項又は第四十條第二項の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消があつた時以後に納付すべきであつた分納税額の合計額をその取消があつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前三項の規定を適用する。
(過少申告加算税額及び無申告加算税額)
第五十三條 期限内申告書（第三十八條第二項第二号に掲げる者の提出した期限後申告書を含む。）の提出

出があつた場合において、第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相統税額に誤があつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正に係る第三十七條の規定による消徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三條第三項の規定により納付すべき相統税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2 左の各号の一に該当する場合において、税務署長は、第一号及び第二号の場合にあつては期限内申告書の提出がなかつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相統税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる相統税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一 期限後申告書の提出があつた

場合においては、当該申告書の提出に因り第三十三條第二項の規定により納付すべき相統税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において、第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十七條の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三條第三項の規定により納付すべき相統税額について、前号に掲げる期間

三 第三十五條第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第三十七條の規定による追徴税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十六條の規定による通知の日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十七條の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三條第三項の規定により納付すべき相統税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十六條の規定による通知の日又は当該修正申告書の提出の日までの期間

3 期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、当該申告書又は修正申告書を提出した納税義務者に係る当該職員による調査に因り第三十五條の規定による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告書の提出に因り第三十三條第三項の規定により納付すべき相統税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り第三十三條第二項若しくは第三項の規定により納付すべき相統税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

4 第五十一條第五項及び第六項の規定は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

5 税務署長は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

6 第三十二條第五項の規定は、前項の場合において準用する。

(重加算税額)

第五十四條 前條第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づいて期限内申告書又は修正申告書を提出したときは、税務署長は、同項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき追徴税額又は相統

税額に百分の五十の割合に乘じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる相統税額又は消徴税額に百分の五十の割合を乗じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一 前條第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づいて期限内申告書を提出しなかつたこと。

二 前條第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づいて期限後申告書又は修正申告書を提出してしたこと。

三 前條第二項第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づいて申告書を提出しなかつたこと。

四 前條第二項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装

したところに基づいて申告書を提出せず、又は修正申告書を提出してしたこと。

3 前二項の規定に該当する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出について、前條第三項に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第三十三條第二項又は第三項の規定により納付すべき相統税額に係る重加算税額を徴収しない。

4 前條第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

(未分割遺産に対する課税)

第五十五條 相続若しくは包括遺贈に因り取得した財産に係る相統税について申告書を提出する場合、当該財産についての明細書を提出する規定は、当該財産に係る相統税について第三十五條の規定による更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈に因り取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていなく、その分割されていなくない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとみなす。但し、その後において当該財産の分割があり、その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合においては、当該分割に因り取得した財産を基礎として、

納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二條第二項の規定による更正の請求をし、又は税務署長において第三十五條の規定による更正若しくは決定をすることを妨げない。

(贈與財産に関する明細書の提出)
第五十六條 財産を贈與した者は、当該贈與をした年の翌年二月一日から同月末日までに、その年中に贈與した財産(課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。)の種類及び価額、受贈者の氏名及び住所その他政令で定める事項を記載した明細書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第二十七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合において準用する。
3 第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合において準用する。
3 第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

(取得財産に関する明細書の提出)
第五十七條 第一條の規定に該当する者は、その年中に同一人から相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産(課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。)の価額の合計額が三万円をこえる場合において、当該財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日まで(その年十一月一日以後当該相続の開始

又は遺贈があつたことを知つた場合には、その知つた日の翌日から四月以内)に、被相続人、遺贈者又は贈與者の異なることにその取得した財産の種類及び価額、当該財産取得の事由、当該財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合にはこれらの控除に関する明細その他政令で定める事項を記載した明細書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第二十七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合において準用する。
3 第一項の規定は、同項に規定する財産を取得した年分について相続税の納税義務がある者については、適用しない。

(市町村長等の通知)
第五十八條 市町村長その他戸籍に関する事務を管掌する者は、死亡又は失せに關する届書を受領したときは当該届書に記載された事項を当該届書を提出した者の住所地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(調書の提出)
第五十九條 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有するものは、その月中に支拂つた生命保険金若しくは支給した退職手当金等の給與又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所、事務所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額に達しないものについては、当該調書に記載することを要しない。

一 生命保険会社 支拂つた保険金に關する受取人別の調書
二 第三條第一項第二号に規定する退職手当金等の給與を支給した者 支給した退職手当金等の給與に關する受給者別の調書
三 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。) 引き受けた信託(受益者と委託者とが同一人でない信託に限る。)に關する受益者別(第四條第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別)の調書

2 この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税の納税義務者又は納税義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作製して提出しなければならない。

(当該職員の間接検査)
第六十條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税に關する調査又は相続税の徴収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に關

する帳簿書類を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 第五十六條第一項、第五十七條第一項若しくは前條の規定による明細書若しくは調書を提出した者又はその明細書若しくは調書を提出する義務があると認められる者

三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者
2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害關係人の請求があつたとき

きは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(相続財産等の調査)
第六十一條 相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時ににおける被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを相続人又は受遺者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(納税地)
第六十二條 相続税は、第一條第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所(この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地)をもつて、その納税地とする。

2 第一條第二号の規定に該当する者及び同條第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

(納税管理人)
第六十三條 第一條第二号の規定に該当する者は、申告書の提出その他相続税に關する一切の事項を処理させるため、この法律の施行地

に、この法律の施行地に住所を有しない者については、居所地をもつて、その納税地とする。

に住所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長にその氏名及び住所を申告しなければならない。第一條第一号の規定に該当する者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

(同族会社の行為又は計算の否認)
第六十四條 同族会社の行為又は計算で、これを否認した場合においては、その株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合においては、税務署長は、第三十五條の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができ、

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條の二に規定する同族会社をいう。
(特別の法人から受ける利益に対する課税)
第六十五條 法人税法第五條第一項第一号又は第三号に掲げる法人で、その施設の利用、余剰金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、当該法人に対し贈與若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と前條第一項に規定する特別の關係がある者に対し特別の利益を與

えるものに対して財産の贈與又は遺贈があつた場合においては、当該財産の贈與又は遺贈があつた時において、当該法人から特別の利益を受ける者が、当該財産(第十二條第一項第五号に掲げる財産を除く)の贈與又は遺贈に因り受ける利益の価額に相当する金額を当該財産を贈與又は遺贈した者から贈與又は遺贈に因り取得したものとみなす。

2 第十二條第三項の規定は、前項に規定する法人が取得した同條第一項第五号に掲げる財産について同條第三項に規定する事由がある場合について準用する。
3 前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合において、当該法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立に因り受ける利益について準用する。
(人格のない社団又は財団に対する課税)
第六十六條 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に對し財産の贈與又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに相続税を課する。この場合において、贈與又は遺贈に因り取得した財産について、当該贈與者又は遺贈者の異なることに、当該贈與者又は遺贈者の各一人のみから財産を取得したもののみを算出して、当該場合の相続税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する

社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。
3 前二項の場合において、第一條の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる營業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
(附加税の禁止)
第六十七條 地方公共団体は、相続税の附加税を課することができない。

第九章 罰則
第六十八條 詐欺その他不正の行為により相続税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた相続税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた相続税額に相当する金額以下とすることができる。
3 第一項の場合においては、税務署長は、直ちに、その免れた相続税を徴収する。

第六十九條 正当の事由がなくて期限内申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書をその提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。
第七十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第五十六條第一項の規定による明細書を提出せず、又はその

明細書に虚偽の記載をして提出した者
二 第五十七條第一項の規定による明細書に虚偽の記載をして提出した者
三 第五十九條の規定による調査を提出せず、又はその調査に虚偽の記載をして提出した者
四 第六十條の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
五 前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
六 第六十條の規定による質問に對し答弁をしない者
七 前号の質問に對し虚偽の答弁をした者

第七十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八條第一項、第六十九條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。
第七十二條 相続税に関する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七十三條 他人の相続税について、国税庁長官又は国税局長に對し、第五十條第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

下の罰金に処する。
第七十四條 第六十八條第一項の罪を犯した者には、刑法明治四十年法律第四十五号(第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない)。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第四十五條第七項の規定は、同年七月一日から施行する。
2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く。)に、施行する。

3 相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人又は遺贈者の死亡の時にあつた住所が、この法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七條第一項中「十月末日」とあるのは、「十二月末日」と読み替へるものとし、同項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二條の規定にかかわらず、被相続人又は遺贈者の死亡の時にあつた住所とする。但し、当該納税地の所轄税務署長が第四十四條第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして当該住所地の所轄税務署長に對し再調査の請求をし、又はこれを被告として訴を提起することを

妨げない。

4 この法律は、特別の定のあるものを除く外、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税又は同日以前になされた贈與に係る贈與税については、特別の定のあるものを除く外、なお従前の例による。

6 第四條第二項第二号から第四号までに掲げる信託でその信託行為が昭和二十四年十二月三十一日以前になされたものについては、同項及び同條第三項の規定を適用しない。

7 第三條第二項但書、第五條第三項但書又は第六條第四項但書の規定の適用については、昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続について改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第四條第一項第二号又は第五号の規定により相続財産とみなされた生命保険契約又は定期金給付契約に関する権利は、第三條第一項第三号又は第四号の規定によりこれを相続又は遺贈に因り取得したものとみなされたものとみなす。

8 第十九條の規定の適用については、昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続が開始している場合においては、同條第一項第一号に掲げる割合は百分の百とみなし、当該第一次相続に係る旧法（旧法による改正前の相続税法）（明

治三十八年法律第十号）を含む。）の規定による相続税額（第二次相続に係る被相続人が納付した又は納付すべき相続税額に限る。）は第二次相続に係る被相続人が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分のこの法律の規定による相続税額とみなす。

9 第七章の規定の適用については、この法律施行後において従前の例により通知された相続税若しくは贈與税の課税価格又は旧法第五十九條第一項に規定する税額は、第三十六條の規定により通知された課税価格又は第五十三條第五項（第五十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により通知された過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額とみなす。

10 第十九條第一項及び第五十條第一項の規定の適用については、附則第五項に規定する相続税又は贈與税に係る旧法第五十八條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第五十九條第一項に規定する税額は、第五十一條若しくは第五十二條の規定による利子税額又は第五十三條若しくは第五十四條の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額とみなす。

11 第五十條の規定は、この法律施行後報告のあつた分から適用し、この法律施行前に報告のあつた分については、なお従前の例による。

12 第九章の規定は、この法律施行

後にした行為について適用し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 附則第五項に規定する相続税に

ついて、この法律施行後旧法第五十一條第一項又は旧法による改正前の相続税法第十七條第一項但書若しくは旧法附則第三條第一項第三号の規定の例により延納を許可する場合においては、その許可すべき延納税額には、附則第十五項又は第十六項の規定による当該相続税に係る利子税額を含まないものとする。

14 附則第五項に規定する相続税又は贈與税について旧法第五十八條又は附則第三條第一項第五号の規定の例により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

15 附則第五項に規定する相続税又は贈與税について旧法第四十一條若しくは第四十七條又は旧法による改正前の相続税法の規定の例により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定の例により納付し、又は徴収すべきものについては、附則第十六項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行後（当該税額に係る納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限後）当該税額を納付し、又は徴収する日までの期間に於て第五十一條の規定を適用する。

16 附則第五項に規定する相続税法

について旧法第五十一條第一項又は旧法による改正前の相続税法第十七條第一項但書若しくは旧法附則第三條第一項第三号の規定の例により延納を許可された税額でこの法律施行の際において延納中のもの（滞納中のものを含む。）及びこの法律施行後においてこれらの規定の例により延納を許可される税額については、この法律施行の日（当該税額に係る旧法第四十一條第一項に規定する納期限又は旧法による改正前の相続税法の規定の例による納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限の翌日）を第五十二條第一項各号に規定する日数の起算日とみなして同條の規定を適用する。

17 附則第五項に規定する相続税及び贈與税に係る旧法第五十六條に規定する事項については、同條の規定の例によらない。

18 昭和二十五年一月一日以後この法律施行前に相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が概算申告書を提出すべき者であるときは、その者は、第二十七條第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律施行後四月以内に当該概算申告書を提出しなければならない。

19 前項に規定する期間内に相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が当該期間内に死亡し、且つ、その者の相続人又は包括受遺者

が当該期間内に相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、当該相続人又は包括受遺者がその死亡した者に係る最終確定申告書を提出すべき者であるときは、これらの者は、第二十九條の規定にかかわらず、この法律施行後四月以内に当該最終確定申告書を提出しなければならない。

20 第二十七條第二項の規定は、前

二項の場合について準用する。

21 附則第十八項に規定する期間内に開始した相続については旧法の規定により納付した相続税は、国税徴収法第三章ノ三の規定の適用については、当該相続税を納付した日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

22 附則第十八項又は第十九項の規定による概算申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合において、当該概算申告書若しくは当該申告書に係る期限後申告書を提出した者又は附則第十九項に規定する死亡した者が、前項の規定により過誤納に係る国税となつたものとみなされた相続税を納付し、且つ、これらの申告書を提出した日までに当該税額の全部又は一部の還付を受けていないときは、その還付を受けていない金額は、第三十三條第一項又は第二項の規定の適用については、同條第一項第一号に掲げる税額とみなす。

23 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改

正する。

第五十七條の二の次に次の二條を加える。

第五十七條の三 相続の開始に因

り第五條の二第一項の規定により第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつたものとみなされる場合において、納税義務者の納付すべき所得税のうち当該資産の譲渡に係る部分の税額が三万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。

相続税法第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

延納の許可を受けた者は、その許可を受けた延納税額については、命令の定めるところにより、相続税法第五十二條第一項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて納付しなければならぬ。

相続税法第五十二條第二項乃至第四項の規定は、前項の利子税額について、これを準用する。

第五十七條の四 前條第一項の場合において、納税義務者についてその納付すべき所得税のうち当該資産の譲渡に係る部分の税額を金銭で納付することを困難とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。

相続税法第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

延納の許可を受けた者は、その許可を受けた延納税額については、命令の定めるところにより、相続税法第五十二條第一項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて納付しなければならぬ。

相続税法第五十二條第二項乃至第四項の規定は、前項の利子税額について、これを準用する。

第五十七條の四 前條第一項の場合において、納税義務者についてその納付すべき所得税のうち当該資産の譲渡に係る部分の税額を金銭で納付することを困難とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。

とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

相続税法第四十一條第三項及び第四項、第四十二條並びに第四十三條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條 農業倉庫業法（大正六

年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第二條 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を削る。

第三條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

第四條 海外移住組合法（昭和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二を削る。

第五條 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を削る。

第六條 漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條ノ二を削る。

第七條 アルコール専売法（昭和十

二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 削除

第八條 硫酸アンモニア増産及配給統制法（昭和十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一條から第三條までを次のように改める。

第一條乃至第三條 削除

第九條 日本発送電株式會社法（昭和十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條ノ二を削る。

第十條 帝國鋳業開發株式會社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

第三十一條及第三十二條 削除

第十一條 帝都高速交通運輸團法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第十二條 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第十三條 大日本育英會法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十四條 蚕糸業法（昭和二十年法

律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項を削る。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第十五條 復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十六條 産業復興公團法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十七條 貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十八條 価格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十九條 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第二十條 油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

都道府県農業會又は全国農業會から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項を削る。

第二十二條 國家公務員共済組合法（昭和二十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第二十三條 社會保險診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十四條 損害保險料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十五條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項に次の但書を加える。

但し、同法第四十八條（第五十三條、第六十條及び第六十七條において準用する場合を除く。）の規定は、適用しない。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十六條 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十七條 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十八條 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第二十九條 中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第三十條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第三十一條 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十二條 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十三條 宗教法人令（昭和二十一年勅令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第三十四條 持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十五條 肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第三十六條 ジュー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「若しくは」と「又は」に改め、「又は」は第四條の規定による株式の譲渡及び又は有価証券移転税を削る。

第三十七條 連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、以上二項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 第十四條の規定による改正規定及び第二十五條の規定による改正規定中水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律第一條第二項に関する部分は、法人の昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用し、法人の同年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 第七條から第十一條までの規定による改正規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

三月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、元第三海軍燃料しより、跡地の転用に関する請願（第九五五号）

一、協同組合に対する課税免除又は軽減の請願（第九九六号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇二三号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇一四号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇一六号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇一七号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇三二号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇三三号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第一〇九二号）

一、所得稅審査委員會設置に関する陳情（第一七四号）

一、引揚者收容施設の国有財産を地方公共団体に無償譲渡の陳情（第一八一号）

一、金融危機対策に関する陳情（第一八四号）

一、雪害地方の税軽減及び課税方法改善に関する陳情（第一八九号）

一、漆器の免税点引上げ等に関する陳情（第一〇三三号）

一、政府支拂促進等に関する陳情（第二〇五号）

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

第九五六号 昭和二十五年二月十七日受理

請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導農業協同組合連合会

長 島村軍次外六名

一男君 岡村文四郎君

池田宇右衛門君 三好

始君 羽生 三七君

石川 準吉君

農業、水産業等の協同組合および消費生活協同組合は、組合員自身の組織と努力によつて事業が営まれ、資金等の資産は組合員の共同資産である等その非営利本質と事業の社会政策的意味から当然非課税とすべきもので、従来からこの趣旨の下に営業税、營業收益税は免除され、特別法人税も一般法人に比して軽減されていた。今日の情勢下にあつても協同組合に対して課税の免除が当然と思われるが、財政上課税の必要があるならば、法人税等各種目にわたり税率の軽減を圖りたいとの請願。

第一〇一三三号 昭和二十五年二月二十日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡三浦村

長崎県三浦たばこ耕作組合会長 高木隆虎外八名

紹介議員 藤野 繁雄君 門屋 盛一君

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

事業の民営移管には反対であるとの請願。

第一〇一四号 昭和二十五年二月二十日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡福江町 長崎県南松浦郡たばこ耕作組合連合会長 大川久俊外七名

紹介議員 門屋 盛一君 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

第一〇一六号 昭和二十五年二月二十一日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市天満町長 崎県諫早地方たばこ耕作組合連合会長 蒲田 作馬外十三名

紹介議員 藤野 繁雄君 門屋 盛一君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

第一〇一七号 昭和二十五年二月二十一日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県佐賀郡武生水町 長崎県佐賀郡たばこ耕作組合連合会長 山口 儀一外十二名

紹介議員 門屋 盛一君 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

第一〇三二号 昭和二十五年二月二十二日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長浦村 西彼杵郡たばこ耕作組合連合会長 佐木篤二外十二名

紹介議員 門屋 盛一君 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

第一〇三三三号 昭和二十五年二月二十二日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎市大里町四〇長崎県たばこ耕作組合連合会長 高月菊太郎

紹介議員 藤野 繁雄君 門屋 盛一君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

第一〇九一〇号 昭和二十五年二月二十三日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 長崎県島原市東堀端長崎県島原たばこ耕作組合連合会長 内村民一 郎外二十七名

紹介議員 門屋 盛一君 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同じである。

所得税審査委員会設置に関する陳情

陳情者 愛媛県議会議長 立川 明

所得税の申告および査定に関する現行納税制度は、納税義務者の自主的意志を尊重し民主的運用を期せんとする真に合理的な租税制度であるが、この税法を執行する税務行政が適正でも、納税者の協力が充分でないといかにいってしまふから、その円滑な運用を期するため是非とも公選による民間委員を加えた申告適否の審査委員会を設置せられたいとの陳情。

第一八八号 昭和二十五年二月十八日受理

引揚者收容施設の国有財産を地方公共団体に無償譲渡の陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽 治

終戦後政府は、海外引揚者援護対策の一として、旧軍用施設を応急的住宅に改造して引揚者を收容し、その維持管理を地方公共団体に委託した。しかるにこれらの施設が国有財産であるため、地方公共団体は使用料を徴収されているが、引揚者に対する真の援護は、生活基盤である住宅問題をすみやかに解決するにあると思われ、一方これらの旧軍用施設は殆んど地方公共団体の提供した土地に設置されたものであるから引揚者の更生活居を図るため、関係法規を改正し、これらの施設を関係地方公共団体に無償譲渡せられたいとの陳情。

第一八四号 昭和二十五年二月十八日受理

金融危機対策に関する陳情

陳情者 大阪府北区堂島西町一社 団法人大阪商工会議所会 頭 杉 道助

現下の金詰り対策として、(一)政府支拂は年度内に実施し必要に応じて概算拂を行うこと、(二)徴税に対する分割納入または一部延納を認め、もし不可能な場合には納税融資の途を開くこと、(三)援助見返資金の活用により金詰りを緩和すること、(四)預金部資金を可及的に産業資金として活用すること、(五)日銀貸出の高率適用を廃除すること、(六)復金収金の政府納入を延期して市中銀行預金として活用せしめること、(七)社債担保貸出とともに株式見返担保貸出を復活すること、(八)商品担保貸出を早急に復活すること、(九)各公団廃止にともなう資金の回収を延期し、分割拂の方法を開くこと等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第一八九号 昭和二十五年二月二十日受理

雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する陳情

陳情者 山形県西置賜郡荒砥町議會議長 紺野安次

東北地方の雪害地帯においては、十二月より四月までの間は、いわゆる雪中期間であつて、生産能率がいちじるしく減退するばかりでなく、他地方の所得に比し東北地方民の所得は約三分の一の赤字となつてゐる。しかして申告納税における目標額と達成額の比率は、東京、大阪等の大都市が七十パーセントであるにかかわらず、東北地方

はいつも百二十パーセントを示している等極めて不合理であるから、雪害地方に対する税を軽減するとともに課税方法を改善せられたいとの陳情。

第二〇三三三号 昭和二十五年二月二十三日受理

漆器の免税点引上げ等に関する陳情

陳情者 福島県若松市長 横山 武

福島県若松市の特産である会津漆器は、古来より堅牢と低廉を特徴とした一般大衆向の生活必需品であるが、免税点が低いため、販路に不振をきたし、最近休産業者が続出の傾向にあるから、民生安定のために漆器の免税点を引き上げられたいとの陳情。

第二〇五号 昭和二十五年二月二十三日受理

政府支拂促進等に関する陳情

陳情者 兵庫県知事 岸田 幸雄

政府支拂促進に関する対策として、(一)延滞利子を附するよりは元金をすみやかに支拂うこと、(二)支拂は地元にて実施すること、(三)概算拂の範囲を拡大すること、(四)請求書の様式等に変更ある時は相当事前に説明会を開催すること、(五)請求書に添付する書類を簡単にすること、(六)支拂遅延の業者に金融を考慮すること等の処置を採られたいとの陳情。

昭和二十五年三月二十日印刷

昭和二十五年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁